

遺言書(秘密證書)

(遺言書は(第一〇六八條)の自筆證書と同一なるを以て略す、但し遺言者が之に署名捺印する以上は證書の文面は自筆たることを要せず遺言者が言語を發すること能はざるときは右の證書に用ひたる印章を以て之に封印し、公證人一人及び證人二人以上の前に其封書を提出し左の如く自己の遺言書なる旨並に其證書の筆者の氏名、住所を封紙に自筆すべく、公證人は其方式を踐みたる旨を封紙に記載し遺言者及び證人と共に署名捺印すべし)

此證書ハ拙者(甲)ノ遺言證ニシテ其筆者ハ何府縣何郡市町村番地何某(丁)ナリ

何府縣何郡市町村番地身分職業

遺言者 何 某(甲)㊦

遺言者何某(甲)ハ大正何年何月何日職役場又ハ何某方ニ於テ本職及ヒ左ニ記載スル證人何某(乙)並ニ何某(丙)ノ前ニ此封紙ヲ提出シ且前記ノ記載ヲ爲シタリ、依テ本職ハ茲ニ之ヲ記載シ證人ト共ニ署名捺印ス

何區裁判所管内何府縣何郡市町村番地住所

公證人 何 某(戊)㊦

何府縣何郡市町村番地身分職業

證人 何 某(乙)㊦

何府縣何郡市町村番地身分職業

證人 何 某(丙)㊦

▲禁治產者遺言の要件

第七十三條 禁治產者カ本心ニ復シタル時ニ於テ遺言ヲ爲スニハ醫師二人以上ノ立會アルコトヲ要ス

遺言ニ立會ヒタル醫師ハ遺言者カ遺言ヲ爲ス時ニ於テ心神喪失ノ狀況ニ在ラサリシ旨ヲ遺言書ニ附記シテ之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス但秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲ス場合ニ於テハ其封紙ニ右ノ記載及ヒ署名、捺印ヲ爲スコトヲ要ス

◎禁治産者の遺言に必要なる条件を問ふ

〔説明〕本條は、禁治産者が本心に復したるときに於て遺言を爲すに必要なる特別條件を規定したるものである。禁治産者と雖も一般遺言の方式に従ひ遺言を爲すことは勿論であるけれども、特に禁治産者の遺言を爲すに必要なる要件がある、即ち禁治産者が本心に復したる時に於て、遺言を爲すには普通の立會證人の外に二人以上の醫師の立會あることを要するものである。

其遺言に立會たる醫師は遺言者が遺言を爲す時に於て心神喪失の状況にあらざること、其遺言書に附記して之に署名捺印することを要するのである。但し秘密證書に依りて遺言を爲す場合に於ては、其遺言書面に爲すことは出来ないから、其記載及び署名捺印は其遺言書の封紙に爲すことを要するものである。自筆證書に依る遺言には立會人といふ者はないけれども、禁治産者が自筆證書に依る遺言を爲すには本條の規定に依り醫師二人以上の立會を要するのである若し然らざれば果して其遺言が禁治産者の本心に復したるとき爲されたるものなるか、或は精神喪失の状況に在る場合に爲されたるものなるか判明することはできなくして、結局其遺言書は無効とされるのである。

○禁治産者が本心に復したる時遺言を爲す場合之に立會たる二人以上の醫師が證書若くは秘密證書に附記する書式の文例、(民一〇七三條)

遺言立會醫師ノ附記

前記ノ遺言ヲ爲ス時ニ於テ遺言者何某ハ心神喪失ノ狀況ニ在ラサリシ者ト認ム、依テ之ヲ附記シ左ニ署名捺印ス

何府縣何郡市町村番地身分職業	何	某
遺言ニ立會ヒタル醫師	何	某
何府縣何郡市町村番地身分職業	何	某
醫師	何	某

第七十四條 左ニ掲ケタル者ハ遺言ノ證人又ハ立會人タルコトヲ得

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- 四 遺言者ノ配偶者

▲證人立會人の資格

◎如何なる者は立會人とならざるを得ざるや

- 五 推定相続人、受遺者及び其配偶者並ニ直系血族
- 六 公證人ト家ヲ同シクスル者及ヒ公證人ノ直系血屬並ニ筆生、雇人

〔説明〕 本條は、遺言の證人及び立會人の資格を規定したるものである。遺言は證人立會人に依りて其效力を有するものなる故に其證人たる者、立會人たる者の資格は宜しく其證人たり立會人たるに於て、信用するに足るものでなければならぬ、故に白痴、盲目、聾者の如き自然の機能を闕く者及び日本語を解せざもの、如きは、別に法律上の規定を俟たないで證人立會人たる資格はないものである、又本條の規定に因り民法總則に於て無能力者と爲したる者即ち未成年、禁治産者の如き、遺言に付き利害關係を有する者即ち遺言者の推定相続人、遺言者及び其配偶者並に直系血族の如き、其他刑法上の罪人即ち剝奪公權者及び停止公權の如き(但し新刑法に於ては剝奪、公權停止公權の刑を廢したるを以て、今日にては舊刑法に於て剝奪公權又は停止公權を科せらる可き犯罪人と解すべし)又は公證人と家を同じくする者及び公證人の直系血族並に雇人の如き者等は、皆證人立會人として充分の信用を置くに足らざる者である故に、法律上之等の者を證人立

▲連合遺言の禁止
◎同一の證書に依り二人以上遺言を爲すことを得ざるや

會人と爲すことは出来ないものである。たとひ證人立會人として其遺言は證人立會人を缺くものとして無効なるのである。それ故如何なる者を證人又は立會人と爲すべきかは、豫じめ充分に人撰せしめて然る後に爲さなければ折角他の方式に適合して、遺言を爲しても其遺言は無効とされるのである。

第七十五條 遺言ハ二人以上同一ノ證書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ス

〔説明〕 本條は、同一の遺言に依り三人以上の遺言を爲すことの出来ないことを規定したるものである。蓋し同一の證書で二人以上の遺言を爲すときは、其意思或は錯雜して眞意を知ること難きことあり、又遺言は死亡前迄遺言者に依り自由に取消することのできるものなるに、若し同一の證書に他の遺言者ありたるときは、自分の遺言のみを取消すに不都合を生じ、かたゞ同一の證書を以て二人以上の遺言を爲すは不都合なるのみならず、各一人一書を以て遺言を爲すも別に繁雜の手續がかゝる譯もなく、亦何時にても自由に取消することもできる便宜もあることなれば、遺言は必ず一人一書を以て爲すべきこととしたのである。

第二款 特別方式

●●●●●●
特別の方式は普通的方式に依ることの出来ない特別の場合、例へば死亡危急に迫りたる場合、通行遮断若くは從軍中又は難船の場合等に於て爲すべき特別の遺言方式である

特別の方式

- ―(一)特別方式の遺言―
 - ―(1)死亡危急の場合の遺言
 - ―(2)行通遮断の場合の遺言
 - ―(3)從軍中軍人軍屬の遺言
 - ―(4)從軍中死亡危急の場合に軍人軍屬のなす遺言
 - ―(5)船中に在る者の遺言
 - ―(6)難船の場合の遺言
- ―(二)補則
- ―(三)外國に於て日本人の爲したる遺言

▲死亡危急に迫りたる場合の遺言
の参照第一〇八條
非訟第一〇五條
九條

◎疾病其他の理由に依り死

第七十六條

疾病其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者カ遺言ヲ爲サント欲スルトキハ證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授シテ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其口授ヲ受ケタル者之ヲ筆記シテ遺言者及ヒ他ノ證人ニ讀聞カセ各證人其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名、捺印スルヲ要ス
前項ノ規定ニ依リテ爲シタル遺言ハ遺言ノ日ヨリ二十日內ニ證人ノ一人又ハ利害關係人ヨリ裁判所ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其效ナシ

裁判所ハ遺言カ遺言者ノ眞意ニ出テタル心證ヲ得ルニ非サレハ之ヲ確認スルコトヲ得ス

〔説明〕 本條は、死亡危急の場合に際し遺言を爲す特別の方式を規定したるものである即ち疾病其他の理由に依り死亡危急に迫りたるときは到底普通的方式に従ふことは勢ひ

第五編 相續 遺言

(第一〇七六條) 一八一七

亡の危
迫りた
る者が
遺言を
するに
は如何
すべき
や

出来ない、それ故此場合には證人三人以上の立會を要し、其一人に遺言の趣旨を口授して之を筆記せしめ、其筆記を遺言者及び他の證人に讀聞かせ、各證人は其筆記の正確なることを認めたる後、之に署名捺印することを要するのである。遺言者は別に署名捺印する必要はない、又實際危急に迫り漸く其遺言を口授するに過ぎない位で之に署名捺印する如きことのできるものではない。

此の遺言は遺言者の自書又は捺印なきものなれば、證人の共謀に依り容易に遺言の趣旨を矯むる如き弊なきも保せられざる故に、此弊害を豫防し遺言の確實を保する爲め遺言の日から二十日以内に、利害關係人又は證人の一人より裁判所へ其確認を請求せしめたのである、若し此の二十日以内に此の確認の請求を爲さないときは、もはや其遺言は效力なきものとされるのである、故に證人又は利害關係人は直ちに若しくは二十日以内に必ず裁判所へ確認の請求を爲さなければならぬのである。

又裁判所は其遺言が果して遺言者の眞意に出でたるものなるや否やを審査して、果して遺言者の眞意に出でたるものであるといふ心證を得たる後でなければ之が確認を與ふることは出来ないのである。

○遺言確認申請の文書例、(非一〇九、民一〇七六條)

遺言確認ノ申請

何府縣何郡市町村番地身分職業
申請人 何 某
最後ノ住所何府縣何郡市町村番地身分職業
遺言者 者 何 某

右遺言者何某ハ疾病ニ因リ死亡ノ危急ニ迫リタル際即チ大正何年何月何日ニ於テ
證人トシテ申請人及ヒ何府縣何郡市町村番地身分職業何某、ノ立會ヲ以テ民法第
千七十六條ニ依リ特別方式ヲ以テ別紙遺言書ヲ作成シタル次第ニ候
申請ノ趣旨
右遺言者何某カ大正何年月日爲シタル別紙遺言ノ確認相成度候

證據書類

- 一 遺言書 壹 通
- 一 醫師診斷書 壹 通

年 月 日 右 何 某(甲)

何區裁判所判事 何 某 殿

(注意) 軍人軍屬の民法第七十九條の規定に依り爲したる遺言は本號の書式に準じ軍法會議の主理に請求すべし

○疾病其他の事由に因り死亡の危急に迫りたる遺言の趣旨を口授して爲す特別方式に依る遺言書の文例(民一〇七六、一〇七四條)

遺言書(特別方式)

遺言者何府縣何都市町村番地身分職業何某(甲)ハ死亡ノ危急ニ迫リタルヲ以テ大正何年何月何日何某方ニ於テ下ニ記載スル證人三人ノ立會ヲ以テ其一人何某(乙)ニ左ノ遺言ノ趣旨ヲ口授セリ

一何 々(遺言の趣旨を記載す)

證人何某ハ遺言者ノ口述ヲ筆記シ遺言者及ヒ他ノ證人ニ讀聞カセタルニ各證人ハ

其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シ左ニ署名捺印セリ

何府縣何都市町村番地身分職業	證人	何	某(乙)(印)
何府縣何都市町村番地身分職業	證人	何	某(丙)(印)
何府縣何都市町村番地身分職業	證人	何	某(丁)(印)

▲行通遮斷の場合
 於て爲す遺言
 (参照第八二條)
 傳染病の爲め行

第七十七條 傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通遮斷シタル場所ニ在ル者ノ警察官一人及ヒ證人一人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

(説明) 本條は、傳染病の爲め行通を遮斷されたる場合に於て、其行通遮斷の場合に在る者の爲すべき遺言の特別方式を規定したるものである。此場合に依る者が遺言を爲すには到底普通的方式に依ることの出来ないことは勿論、前條の規定に従ふてなすことも

通を遮断
されたる
場合に於
て遺言を
爲すに於
て如何なる
方法を取る
べきや

出来ない。蓋し行通遮断の場合には三人の證人を得ることにはなかく、難いことである。且つ二十日に裁判所へ其證書を提出して確認を求むると云ふこともでき難い場合である。その後此の場合には警察官一人及び證人一人以上の立會を以て遺言書を作ることを得せしめたのである。其他の點に付ては一般自筆證書作製の要件に従はなければならぬことは勿論である。

○傳染病の爲め交通を遮断したる場所に在る者が遺言を筆記せしめて爲す特別方式に依る遺言書の文例、(民法一〇七七、一〇七四、一〇八二乃至一〇八四條)

遺言書(特別方式)

遺言者何府縣何郡市町村番地身分職業何某(甲)ハ傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮断セラレタル場所某所ニ在ルニ因リ大正何年何月何日下ニ記載スル警察官及ヒ證人ノ立會ヲ以テ左ノ遺言ヲ爲シ筆者何某ヲシテ此證書ヲ作ラシメタリ

一何々(遺言趣旨を記載す)

遺言者ハ何々ノ事由ニ因リ署名捺印スルコト能ハス

何府縣何警察署長	警部何	某
何府縣何郡市町村番地	筆者何	某
何府縣何郡市町村番地身分職業	證人何	某

▲從軍中
軍人軍屬
の爲すべ
き遺言(參
照第一〇八
五條)

第七十八條 從軍中ノ軍人及ヒ軍屬ハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得若シ將校及ヒ相當官カ其場所ニ在ラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

從軍中ノ軍人又ハ軍屬カ疾病又ハ傷痕ノ爲メ病院ニ在ルトキハ其院ノ醫師ヲ以テ前項ニ掲ケタル將校又ハ相當官ニ代フルコトヲ得

◎軍人軍
属の爲す
べき遺言
の要件を
問ふ

〔説明〕 本條は、從軍中の軍人、軍属の遺言を爲す特別の方式を規定したるものである。此の場合には其軍人、軍属は將校又は相當官一人及び證人二人以上の立會を以て遺言書を作製することが出来るのである。若し將校及び相當官が其場所に在らざるときは準士官又は下士一人を以て之に代ふることが出来るのである。若し又從軍中に疾病又は傷痕の爲め病院にある軍人、軍属は、將校又は相當官の立會を求むることの出来ない場合がある、此場合には其病院の醫師を以て將校又は相當官に代りて立會つて貰ふのである。

○從軍中の軍人、軍属が筆記せしめて爲す特別方式に依る遺言書の文例、(民法一〇七八條以下同一) 船舶中に在る者が遺言を爲す場合も之に準じ作るべし、(民法一〇八〇條)

遺言書(特別方式)

遺言者何府縣何郡市町村番地身分何々(軍人、軍属ノ資格)何某ハ從軍中大正何年何月何日何所ニ於テ下ニ記載スル將校(又ハ准士官又ハ下士)及ヒ證人ノ立會ヲ以テ左ノ遺言ヲ爲シ筆者何某ヲシテ此證書ヲ作ラシメタリ

一何 々(遺言の趣旨を記載す)

何府縣何郡市町村番地身分職業	第何聯隊第何隊何々	遺言者	何	某	印
第何聯隊第何隊何々	何	官	何	某	印
何府縣何郡市町村番地身分職業	筆	者	何	某	印
何府縣何郡市町村番地身分職業	證	人	何	某	印
何府縣何郡市町村番地身分職業	證	人	何	某	印

▲從軍中
死亡危急
の場合の
遺言

第七十九條 從軍中疾病、傷痕其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル軍人及ヒ軍属ハ證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭ニテ遺言ヲ爲

第五編 相續 遺言

(第一〇七九條) 一八二五

スコトヲ得

前項ノ規定ニ從ヒテ爲シタル遺言ハ證人其趣旨ヲ筆記シテ之ニ署名捺印シ且證人ノ一人又ハ利害關係人ヨリ遲滯ナク理事又ハ主理ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其效ナシ
第一千七十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔説明〕 本條は、從軍中軍人、軍屬が死亡危急の場合に爲す遺言の方式を規定したるものである。即ち從軍中疾病、傷痍其他の事由に因りて死亡の危急に迫りたる軍人又は軍屬は前條に依り自ら遺言書を作製するといふやうなことは出来ない、此場合には第一千七十六條の例に倣ひ證人二人以上の立會の上口頭にて遺言を爲すことが出来るのである。此場合に於て證人は其趣旨を筆記して之に署名捺印しそれから證人の一人又は利害關係を有する者から、遲滯するやうなことなく理事又は主理に其確認を請求しなければならぬ、若し其確認を得ないときは其遺言書たる効力はないのである。理事又は主理は其遺言が果して遺言者の意思に出でたるものなるや否やを審査して、果

して遺言者の意思であるといふことの心證を得た後でなければ、之が遺言確認を與ふることの出来ないことは亦第一千七十六條裁判所が確認を與へる場合と同じなものである。
○從軍中死亡の危急に迫りたる軍人、軍屬が口頭にて遺言を爲す特別方式に依る遺言書の文例、（民法一〇七九、一〇七四、一〇八三條）艦船遭難の場合に於て遺言を爲すとき、之に準じて作るべし、（民法一〇八一條）

遺言書（特別方式）

遺言者何府縣何郡市町村番地身分職業何某（甲）ハ從軍中何々ニ因り死亡ノ危急ニ迫リタルヲ以テ大正何年何月何日何所ニ於テ下ニ記載スル證人ノ立會ヲ以テ口頭ニテ左ノ遺言ヲ爲シタリ

一何々々（遺言の趣旨を記載す）

證人ハ右遺言ノ趣旨ヲ筆記シ左ニ署名捺印ス

何府縣何郡市町村番地身分職業

證人 何

某

何府縣何郡市町村番地身分職業

證人何

某

▲船中に在る者の遺言 (参照第一〇八二條)

第一千八十條 艦船中ニ在ル者ハ軍艦及ヒ海軍所屬ノ船舶ニ於テハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上其他ノ船舶ニ於テハ船長又ハ事務員一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ將校又ハ相當官カ其艦船中ニ在ラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

◎艦船中に在りて遺言を爲すものなるに依る方式に依るや

〔説明〕 本條は、航海中のみならず現に軍艦其他の船舶中に在る者が爲す遺言の方式を規定したるものである。此場合に於て軍艦及び海軍所屬の船舶中に在る者は、海軍將校又は其相當官一人及び證人二人以上の立會を要し其他の船舶中に在る者は船長又は事務員一人及び證人二人以上の立會を以て、遺言書を作製することが出来るのである。若し前項の場合に於て、其將校又は相當官が其艦船中に在らざるときは准士官又は下士一人

を以て之に代ふることが出来るのである。

▲難船中の遺言 (参照第一〇八三條) 非訟第一〇八五條 難船中の遺言の方式を問ふ

第一千八十一條 第一千七十九條ノ規定ハ艦船遭難ノ場合ニ之ヲ準用ス但海軍ノ所屬ニ非サル船舶中ニ在ル者カ遺言ヲ爲シタル場合ニ於テハ其確認ハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、艦船遭難の場合に於ける遺言の特別方式を規定したるものである。此場合は從軍中の軍人、軍屬の死亡危急なる場合と同じく前條の規定に依つて遺言を爲すことの出来難い場合である、故に此場合には第一千七十九條の規定を準用して其艦船中に在る證人二人以上の立會を以て口頭にて遺言を爲すことが出来るのである。其他遺言確認の請求等に關して皆第一千七十九條の規定を準用するのである。但し海軍所屬にあらざる船舶中に在る者が、遺言を爲したる場合には其確認は非訟事件手續法に依つて之を裁判所へ請求することを要するのである。

第一千八十二條 第一千七十七條、第一千七十八條及ヒ第一千八十條ノ場合ニ於テハ遺言者、筆者、立會人及ヒ證人ハ各自遺言書ニ署名捺印スル

▲補則

第五編 相續 遺言

(第一〇八一、一〇八二條) 一八二九

◎遺言者
筆者及立
會人及び
自遺言各
に署名捺
印すべき
ものなる
や補則の
二遺言者
が無筆者
又は實印
を携帶せ
ず又は紛
失したる
者は如何
にすべき
や補則の
三補則の

コトヲ要ス

〔説明〕 本條は、第七十七條行通遮斷の遺言の場合、第七十八條從軍中軍人、軍屬の遺言の場合及び第八十條船舶中に在る者の遺言の場合に於て、其遺言者、筆者、立會人及び證人は、各自遺言書に署名捺印せなければならぬことを規定したるも者である是れ皆其遺言書が遺言本人の確實なる意思なること其他の事實の確實なることを各自に於て證明する爲めである。

第一千八十三條 第七十七條乃至第八十一條ノ場合ニ於テ署名捺印スルコト能ハサル者アルトキ立會人ハ其事由ヲ附記スルコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、無筆者又は實印を携帶せず又は紛失したる者の爲に規定したるもので第七十七條乃至第八十一條の特別の遺言を爲す場合に於て、署名又は捺印することの出来ない者のあるときは、立會人又は證人は其事由を附記することを要するのである

第一千八十四條 第六十八條第二項及ヒ第七十三條乃至第七十五

條ノ規定ハ前八條ノ規定ニ依ル遺言ニ之ヲ準用ス

〔説明〕 本條は、挿入、削除に關する第六十八條の規定、禁治産者の遺言には醫師の立會を要する第七十三條の規定、證人又は立會人の資格に關する第七十四條の規定及連合遺言の禁止に關する第七十五條の規定を前八條の特別遺言の方式に準用することを規定したるものである。

第一千八十五條 前九條ノ規定ニ依リテ爲シタル遺言ハ遺言者カ普通方式ニ依リテ遺言ヲ爲シコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ六ヶ月間生存スルトキハ其效ナシ

〔説明〕 本條は、特別方式に依りて爲したる遺言は、遺言者が普通的方式に依りて遺言を爲すを得るに至る時から六ヶ月間生存するときは無効たることを規定したるものである。蓋し特別の方式に依る遺言は死亡危急なる場合、從軍中に在る者、若くは艦船中に在る者等の特別の事情の下に於て、普通的方式に在ることの出来ない故、已むことを得ず簡易の方式に依り遺言を爲すことを得せしめたのである、素より立法の本旨に依れば

第五編 相續 遺言

(第一〇八、三八四、八五條) 一八三一

◎特別遺言の方式
に準用す
べき規定
を問ふ

▲補則の
四特別の
方式に依
りて爲し
たる遺言
は普通遺
言の依る
方式に依
りて爲す
に於て六
ヶ月間生
存するに
關する

とは無効
となるべ
きものるべ
や

▲外國に
於て日本

人の爲し
たる遺言

◎外國に
在る日本
人は如何
にして遺
言を爲す
べきや

遺言は要式行爲として確實を保するため、普通の方式に依らしむるを可とするのである。それ故遺言者が一旦は前九條特別方式に依り遺言を爲したるも、既に其特別の事情消滅して普通の方式に依り遺言を爲すことが出来得るに至り、仍ほ且つ其遺言を存続する必要あるときは、前の特別の方式に依る遺言を取消して、更に普通の方式に依りて遺言を爲すことを得せしめたのである。然し直に普通方式に依るといふこともできにくい場合もあらうから、本條は六ヶ月の期間を與へ此期間に普通方式に依る遺言に更めずして、其者生存して居るときは前の特別方式に依りたる遺言は無効のものとなるのである。故に遺言者は其遺言を存續して置く必要あれば更に六ヶ月の期間内に於て普通の方式に依る遺言に改めなければならぬ、若し又其遺言を存続する必要なしとすれば、其儘に放擲して置くときは六ヶ月を経過すれば無効となるものである。然し其遺言が存続することとを不都合とすれば、其期間内に於て取消さなければならぬのである。之を要するに特別の方式に依る遺言は遺言者が普通方式に依りて遺言を爲すことを得るに至りてから六ヶ月内のみ効力があるのである。

第一千八十六條 日本ノ領事ノ駐在スル地ニ在ル日本人カ公正證書又ハ

祕密證書ニ依リテ遺言ヲ爲サント欲スルトキハ公證人ノ職務ハ領事
之ヲ行フ

〔説明〕 本條は、外國に在る日本人が遺言を爲す方式に關し駐在領事が公證人の義務を行ふことを規定したるものである。外國に在る日本人が自筆證書に依る遺言を爲すには別に公證人を要することはないから差支がないけれども、公正證書又は祕密證書に依る遺言を爲すには必ず公證人の有することを要するのである。然るに外國には日本の公證人なき爲め此等の方式に依り遺言を爲すことが出来ないこととなる、それでは不都合なる故、此場合に於ては其國に駐在する所の領事をして公證人の職務を行はしむるものである。蓋し領事は外國に在りて人民保護の任に當たる者なれば遺言に關して公證人の職務を行はしむるは至當のことである。

第三節 遺言の效力

遺言の效力

一 遺言行為に關する一般の效力 遺言者死亡の時より效力を生ず

二 遺言に關する遺言の效力

(1) 遺贈有效の場合

- (イ) 遺贈の拋棄
- (ロ) 遺贈の承認又は拋棄の催告
- (ハ) 承祖相続人の承認又は拋棄
- (ニ) 遺贈の承認又は拋棄の取消
- (ホ) 包括遺贈の效力
- (ヘ) 遺言義務者の擔保義務
- (ト) 受遺者の果實取得權
- (チ) 遺贈義務者の費用償還請求權

(2) 遺贈の效力を失ふ場合

- (イ) 遺贈の失効の場合
- (ロ) 遺贈失効の場合の相続人の歸屬

(1) 他人の物を目的とせし遺贈

(2) 他人の權利を目的とする場合の遺贈義務者の義務

(3) 遺贈義務者の擔保責任

(4) 遺贈の目的物の滅失、其他の場合に於て遺言者の有する第三者に對する請求權

(5) 遺贈物が遺言者死亡時に於て第三者の目的物たりし場合の效力

(三) 遺贈の目的物

〔(4) 遺贈の目的物が債権なる場合
〔(7) 負擔付の遺贈

▲遺言行爲に關する一般の效力(參照第一二四條) 何時より其效力を生ずるか

第一千八十七條 遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ效力ヲ生ス
遺言ニ停止條件ヲ附シタル場合ニ於テ其條件カ遺言者ノ死亡後ニ成就シタルトキハ遺言ハ條件成就ノ時ヨリ其效力ヲ生ス

〔説明〕 本條は、遺言の效力發生の時期を規定したるものである。即ち遺言は遺言者の死亡の時から其效力を生ずるものである。蓋し遺言は遺言者が死後の處分を爲すものなれば生前に於て其效力の發生すべき理由はない、遺言者は何時にても一旦なしたる遺言を取消すことが出来るのである、即ち生前中前に爲したる遺言を取消すも、更に遺言を爲すも又は遺言を以て前きの遺言を取消し更に遺言を爲すことも、皆遺言者の自由である、全く遺言は遺言者の自由意思に出づるものなる故に、遺言者が死亡するまでは、何時取消されるや確定しないものである、遺言者の死亡に因つて始めて最後の遺言が效力を生ずるのである。

遺言は遺言者の死亡に因り法律上何等の手續を要せず其效力を發生するものなる故、中には遺贈を受くる者(即ち受遺者)が其遺言が自分の爲めに存するといふこと、又は其自己の爲めに遺言の存するといふことを知り居るも、何時其遺言が效力を生じたるものなるかを知らざる場合がある。然し其遺言を受くる當人が其遺言若くは遺言者の死亡を知ると知らざるとに拘らず遺言者が死亡すれば、法律上當然に其效力を發生するものである。それ故に其遺贈が無期限無條件のものなれば直ちに遺贈物を取得することとなる。然れども若し其遺贈に期限が附いて居るときは、即ち期限附の遺贈なるときは其期限の到來するまでは之を執行することは出来ないのである、其期限の到來に至つて始めて其遺贈の移轉を受くるのである、例へば遺言者に於て遺言者が甲者に或る家屋を遺贈することとを記し、但し此遺贈は死亡後一ヶ年後に執行すべしとある場合には、其一ヶ年を経過するまでは受遺者ば其家屋を引渡即ち遺贈の執行を請求することは出来ないのである。

又遺贈に停止條件が附いて居るとき即ち停止條件附遺贈なるときは、其條件が成就する迄は其遺贈を執行することが出来ないのである、例へば遺言書に於て遺贈者が甲女が他家へ嫁入すれば、自己死亡の後に至り何々の家屋を遺贈すべしとある場合には、其甲女が

他家へ嫁入することを以て停止件附としたもので、其條件の成就するまでは其遺贈は執行するを要せざるは勿論其目的物たる家屋を甲女に移轉する效力を生じないのである、此場合に於て通則に依れば、遺言者の死亡に依り其遺言の效力が発生するものなる故に其遺言はもはや取消すことは出來ず即ち停止件附遺贈として其效力を有し、他日其條件成就の時に至り其執行を請求することが出來得るだけの效力があるのである、而して本條第二項に依り其停止條件が遺贈者の死亡後に成就したるときは、遺言は條件成就の時より其效力を生ずるものであるけれども、其遺言者が死亡前に於て既に條件が成就すれば、前例に於て甲者が嫁入すれば其遺言者の遺言に依り直ちに其遺言效力を生じ、家屋の引渡を請求することが出來るのである、本條第二項は此關係を明にしたものである。

又遺言に解除條件の附いて居るとき即ち解除條件附遺贈なるときは、其條件が遺言者の死亡前に成就すれば、其遺言は既に效力なく遺言者の死亡に因りて其遺言は何等の效力を生ずるものではない、然れども此の解除條件附遺贈の遺言は、其條件が成就せざる前に遺言者が死亡すれば其遺言は同時に效力を生じて、其解除條件の成就するまで其效力は存するものである、例へば遺言者が或家屋を遺贈するに當り、若し甲女が遺言者死亡後

一ケ年内に婚姻を爲さないときは此遺贈を除するといふ條件を附したる場合の如き、其遺贈は遺言者の死亡と同時に、受遺者たる甲女に其家屋の移轉の效力を生じ其家屋の所有主となるけれども、若し其甲女が一ケ年内に婚姻せざるときは即ち解除條件の成就となり其遺贈は解除せられ、其遺贈物たる家屋は遺贈者相續人に返還しなければならぬのである。

第一千八十八條 受遺者ハ遺言者ノ死亡後何時ニテモ遺贈ノ抛棄ヲ爲スコトヲ得

遺贈ノ抛棄ハ遺言者ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス

(説明) 本條は、遺言者の死亡後何時にても遺贈を抛棄し得ることを規定したるものである。遺贈は遺言者の死後に於て無償にて或る財産を取得する利益あるものなれば、其利益を受くるも又は之を抛棄するも其遺贈を受くる者即ち受遺者の自由なるものである。受遺者は自己が遺言者に對する感情上又は正當なる相續人に對する情誼其他の事情上の爲め、遺贈を抛棄するを以て却て快しとする場合がある、此場合に於て其遺贈が包括名

▲遺贈に關する遺言の效力
●遺贈は抛棄することを得
○三九
一〇四
一〇三
一〇二
一〇一
一〇〇
九十九
九十八
九十七
九十六
九十五
九十四
九十三
九十二
九十一
九十
八十九
八十八
八十七
八十六
八十五
八十四
八十三
八十二
八十一
八十
七十九
七十八
七十七
七十六
七十五
七十四
七十三
七十二
七十一
七十
六十九
六十八
六十七
六十六
六十五
六十四
六十三
六十二
六十一
六十
五十九
五十八
五十七
五十六
五十五
五十四
五十三
五十二
五十一
五十
四十九
四十八
四十七
四十六
四十五
四十四
四十三
四十二
四十一
四十
三十九
三十八
三十七
三十六
三十五
三十四
三十三
三十二
三十一
三十
二十九
二十八
二十七
二十六
二十五
二十四
二十三
二十二
二十一
二十
十九
十八
十七
十六
十五
十四
十三
十二
十一
十
九
八
七
六
五
四
三
二
一

義なると特定名義なるとを問はず、又單純の遺贈なると有期若しくは條件附の遺贈なるときを問はず、其目的物が特定物なると代替物なるとを問はず、常に遺贈を拋棄することが出来るのである。

遺言は遺言者の死亡後に於て其效力を生ずるものなれば、其遺贈の遺言の效力が生ぜざる前に拋棄すると云ふことは意味の無いことで必らず遺贈の拋棄は遺言者の死亡して其遺贈の遺言が效力を生じてから爲すべきことである、而して遺贈の拋棄したるときは其拋棄したときから效力を生ずるのではなくして、其效力は遡りて遺言者の死亡の時に於て拋棄したるものとなるのである。

○遺言拋棄を爲す書式の文例、(民法一〇八八、一〇八九條)

遺贈拋棄ノ意思表示書

貴下ノ被續人タル何府縣何郡市町村番地身分職業何某(甲)ニ於テ大正何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ拙者ニ對シ何々遺贈スル旨ノ遺言有之、就テハ拙者ニ於テ其遺贈ヲ承認スルカ或ハ拋棄スルカ其意思ヲ表示スヘキ旨大正何年何月何日ヲ以テ御催告ノ旨了承、拙者ニ於テハ右遺贈ハ拋棄致候、此段及御確答候也

年 月 日

何府縣何郡市町村番地身分職業

受遺者

何

某(丙)〇

何府縣何郡市町村番地身分職業何某相續人

遺贈義務者 何

某(乙)殿

第一千八十九條

遺贈義務者其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ遺贈ノ承認又ハ拋棄ヲ爲スヘキ旨ヲ受遺者ニ催告スルコトヲ得若シ受遺者カ其期間内ニ遺贈義務者ニ對シテ其意思ヲ表示セサルトキハ遺贈ヲ承認シタルモノト看做ス

〔説明〕 本條は、遺贈を受くる者が遺贈を承認するか又は拋棄するかを利害關係人より催告し得ることを規定したるものである。蓋し受遺者がいつまでも永く承認又は拋棄の意思を表示しないときは、實際承認するものなるやら拋棄するものなるやら明かならな

▲遺贈の承認又は拋棄の催告(參照第一〇二四條)◎利害關係人は遺贈を受くる者に對して承認するを承認するを承認するを得る

棄するかを受遺者に對し催告することが出来るのである、此催告ありたるにも拘らず其期間内に確答しないときは其遺贈を承認したるものと看做して其財産の關係を確定するのである、それ故に受遺者が其遺贈を受くるを悦ばず之を拋棄するの意思があれば其催告あるとないに拘はらず直ちに爲すべきである、まして其諾否の催告ありたるときは必ず其期間内に其由を確答せなければならぬ、若し何等の返答も爲さなるときは其受遺者の利益、不利益、快不快に拘らず法律上其遺贈を承認したるものと看做されて其後は之を拋棄しやうと思ふても出来ないのである。

○催告に對し受遺者が遺贈の承認を爲す書式の文例

遺贈承認ノ意思表示書

貴下ノ被相続人タル何府縣何郡市町村番地身分職業何某(甲)ニ於テ大正何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ拙者ニ對シ何々遺贈スル旨ノ遺言有之、就テハ拙者ニ於テ其遺贈ヲ承認スルカ又ハ拋棄スルカ其意思ヲ表示スヘキ旨大正何年何月何日ヲ以テ御催告ノ旨了承、拙者ニ於テハ右遺贈ヲ承認可致候、此段及御確答候也
何府縣何郡市町村番地身分職業

年 月 日 受遺者 何 某(丙)印
何府縣何郡市町村番地身分職業何某相續人
遺贈義務者 何 某(乙)殿

○遺贈義務者が受遺者に對し相當の期間を定め其規問内に遺贈を承認又は拋棄を爲すべき旨を催告する書式の文例、(民法一〇八九條)

遺贈ノ承認又ハ拋棄催告書

拙者ノ被相続人タル何府縣何郡市町村番地身分職業何某(甲)ニ於テ別紙寫ノ通り大正何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ貴下ニ對シ何々遺言スル旨ノ遺言有之就テハ此催告書到着ノ日ヨリ何日内(又ハ大正何年何月何日マテ)ニ右遺贈ヲ承認スルカ又ハ拋棄スルカ何レトモ其意思御表示相成度、民法第千八十九條ニ依リ別紙遺言書寫相添此段及催告候也

何府縣何郡市町村番地身分職業何某相續人
遺贈義務者 何 某(乙)印
年 月 日

何府縣何郡市町村番地身分職業

受遺者 何

某殿

第一千九十条 受遺者カ遺贈ノ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ死亡シタルト

キハ其相續人ハ自己ノ相續權ノ範圍内ニ於テ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千九十条 遺言者受遺者ノ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ死亡シタルトキハ其相續人ハ自己ノ相續權ノ範圍内ニ於テ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

〔説明〕 本條は、受遺者が遺贈の承認又は拋棄を爲す旨を表示しないで死亡したるとき其遺言者の相續人が之カ承認又は拋棄を爲すことを規定したるものである。元來遺言者が遺贈の承認又は拋棄を爲さずして死亡すれば、遺言者の權利は死亡の時に於ける有様を以て其相續人に移るのである。それ故に其遺言者の相續人に於て其遺贈の承認又は拋棄を爲すべきことは當然のことである、然し此場合に於て其遺言者の相續人が數人あるとき、各自は各々獨立して承認又は拋棄を爲し得るか又は各自連帶するに非ざれば其承認又は拋棄を爲すことを得ざるか明かならないから、本條に於て其相續人の自己の相續權の範圍内に於て承認又は拋棄を爲したることを得ると規定し、各自は各獨立して自己の遺贈分を承認又は拋棄することが出来るのである、然しながら遺言者が別段に其承認又は拋棄を爲すには必ず各自一致して爲さなければならぬといふことを表示したるときは、素より其意思に従はなければならぬのである。

くる權利ありや

第一千九十一条 遺贈ノ承認及ヒ拋棄ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第一千二十二條第二項ノ規定ハ遺贈ノ承認及ヒ拋棄ニ之ヲ準用ス

第一千九十一条 遺言の承認又は拋棄は之を取消すことを得ること及び特別時効を規定したるものである。蓋し遺贈を一旦承認又は拋棄するときは、それに因つてそれノ財産關係を處理したるものである、然るに突然前の承認又は拋棄を取消すことを得るとすれば、種々錯雜なる手数が懸り大に遺贈義務者其他の利害關係人に迷惑をかけることになるから本條に於て第一千二十二條の規定と同じ趣旨に基き、一旦遺贈を承認又は拋棄の旨を表示したるものは、もはや其承認又は拋棄を取消すことは出来ないのである。然しながら又第一千二十二條第二項と同じく、其取消の事由が第一編總則に規定せる取消

第五編 相續 遺言

(第一〇九〇、一〇九一條) 一八四五

取消すことを得ざるや

▲包括遺贈の効力

（参照）第

一〇〇〇二

○遺贈を受ける者は如何なる権利を有するや

に基づき取消されることは素より差支ないのである。但し此場合の取消権は追認を爲すことを得る時から六ヶ月間の取消権を行なはないとき及び其遺贈を承認又は拋棄したときから十年を経過したときは時効に依り消滅して取消すことは出来ないのである。

第千九十二條 包括受遺者ハ遺産相續人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

〔説明〕 本條は、包括遺贈の効力を規定したるものである。包括遺贈とは遺産相續と同じく遺言者の權利と債務とを問はず自己の遺贈分に應じて承継するものである。それ故遺産相續人がなく自分の遺産の全部を遺贈された者は遺言者全財産を取得すると同時に債務の全部も亦之を負擔せなければならぬ。若し又他に遺留分を有する相續人あるときは其財産半分宛にして負擔するものである、又包括名義を以て其相續財産の五分の一だけを遺贈されたる時は、其財産の五分の一だけの財産を得及び債務を負擔するのである斯くの如く包括名義の遺贈は其の財産と債務とを承継するものなれば、差引一文半銭も利益することなく其包括名義の遺贈は空名に止まることもある、然しながら單純相續を承認したる遺産相續人の如き無限の責任を負ふて自分固有の財産を以て債務を辨濟するといふやうなことはないのである、即ち包括名義の受遺者は其遺贈の性質として遺贈さ

▲遺贈義務者に對する擔保請求權

◎如何なる

れたる財産を限度として其債務を辨濟するに止まるものである。若し又相續財産に付き其相續人と包括名義の遺贈を受けた者と又は他にも包括名義の遺贈を受ける者とあるときは、此等の者の關係は遺産相續人數人ある場合と合しく、第千二條の規定が適用されて共に其遺言の共有者となるのである、従つて遺贈の分割の必要を生ずるので第千十條以下の規定が適用されるのである。若し又相續財産に付き包括名義の遺贈を受くる者と特定名義の遺贈を受くる者と及び債權者あるときは、恰かも遺産相續が被相續人の義務を承継したるときと同じく第千四十一條以下の規定に依り財産分離の必要を生ずべく、先づ相續債權者の債務を辨濟して後特定名義の遺贈を辨濟して其殘餘があれば自己の所得となるのである。

第千九十三條 受遺者ハ遺贈カ辨濟期ニ至ラサル間ハ遺贈義務者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得停止條件附遺贈ニ付キ其條件ノ成否未定ノ間亦同シ

〔説明〕 本條は、遺贈を受けた者が遺贈を引渡す義務ある者、通常は相續人に對し相

受遺者は、遺贈義務者に對し、擔保を請求するを得ることを得る

▲受遺者の果實取得權
（參照第八八、八九、九〇、九二條）
受遺者は、何れの時を以て果實取得することを得るかを得る

當の擔保を請求する權利を規定したるものである。而して之の擔保を請求することを得ることの出来る場合は其遺贈が辨濟期の到來しない場合又は停止條件附の遺贈が未だ其條件が成就するかせざるか未定なる場合である。此場合には遺贈義務者に於て或は自分の利益のため其遺贈の目的物を毀損し若くは之を處分することなしとも限らず、又或は其辨濟期の到來するまでに無資力者とならぬともいはれない、此の如きことあるときは其遺贈受をくる者は大に不利益であるから、豫じめ其遺贈義務者に對し相當の擔保の請求が出来るのである。

第一千九十四條 受遺者ハ遺贈ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ル時ヨリ果實ヲ取得ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

〔説明〕 本條は、遺贈を受けたる者が其遺贈物から生じたる果實を取得する權利を規定したるものである。果實とは例へば土地より生ずる收穫、金圓より生ずる利息の如きものである、遺贈を受けたる者は遺贈の目的物たる元本は勿論其遺贈物から生じたる果實

を遺贈義務者（通常相續人）に對し請求することが出来るのである。而して其果實を取得する權は遺贈の履行を請求し得る時からである。遺贈の履行を請求し得る時とは即ち遺贈の效力發生の時である、遺贈の效力發生の時とは前述したる如く、(1)單純遺贈であれば遺言者死亡の時、(2)期限附の遺贈であれば期限の到來したる時、(3)停止條件附の遺贈であれば條件の成就したる時である、此時より遺贈物は受遺者に移轉し其果實も亦受遺者に於て取得することが出来るのである、故に此時からの果實を遺贈義務者に對し請求することが出来るのである、若し遺贈義務者に於て遺贈あることを知らないで遺贈物の果實を等しく消費したるときは、之を受遺者に償還しなければならぬのである。然し遺言者が別段に意思表示を爲したるときは素より其意思に従はなければならぬのである、例へば遺言者が遺贈物引渡の時から果實の取得を爲すべきものと定めたる時は受遺者は前項の規定に依り遺贈の履行請求の時から果實を請求することは出来ない必ず其遺言者の意思に従ひ、其遺贈物引渡の時から果實を請求する權利があるのみである、即ち前項の規定は遺言者が其果實取得に關し何等の意思を定めなるときに於てのみ適用されるのである。

▲遺贈義務者費用
償還請求

◎遺贈義務者が其遺贈物の爲めにしたる費用の償還を受遺者に對し請求し得るなりや

第一千九十五條

遺贈義務者カ遺言者ノ死亡後遺贈ノ目的物ニ付キ費用ヲ出シタルトキハ第二百九十九條ノ規定ヲ準用ス
果實ヲ收取スル爲メニ出シタル通常ノ必要費ハ果實ノ價額ヲ超エサル限度ニ於テ其償還ヲ請求スルコトヲ得

(説明) 本條は、遺贈義務者が其遺贈物の爲めに出したる費用の償還を受遺者に對し請求し得ることを規定したるものである。遺贈義務者が遺言者の死亡後、其遺贈物に付き改良を加へ又は保存の爲めに必要な費用を出したるときは其費用の返還を受遺者は對し請求することが出来るのである。

此場合には留置權に關する第二百九十九條の規定が準用されるのである、即ち其費用が遺贈物の保存に必要缺くべからざる費用(即ち必要費)であれば、受遺者は其全部を償還せなければならぬ、又其費用が遺贈物の改良又は價格の増加のために要する費用(即ち有益費)であれば其増加しただけの額が現在に存して居る場合に限り、其遺贈義務者の選擇に従ひ其費したる全額又は増加額を償還せなければならぬのである。

又其遺贈義務者が果實の爲めに要したる費用は果實を收取する爲めに出したる通常の必要費(例へば耕作肥料費をも含む)のみ其受遺者に對し、償還を請求することが出来るので其臨時に要したるもの、如きは償還請求權はないのである、又通常必要費の如きも果實の價格を超えざる範圍内に於て其償還を求むることができるので、其果實の價格を超越したる部分だけは償還を請求することは出来ないのである、蓋し受遺者は其果實の價格だけの利益を受くるのみにして其以上の利益は受けないのである、それ故其遺贈義務者に於てそれ以上の費用を要したりとて、それは自分勝手な所爲で受遺者より其果實の收穫を得たるため特に頼まれて爲したるものでないから、其損失を受遺者に負はしむるといふことは出来ない自業自失の損害となるのである。

第一千九十六條 遺贈ハ遺言者ノ死亡前ニ受遺者カ死亡シタルトキハ其效力ヲ生セス

停止條件附遺贈ニ付テハ受遺者カ其條件ノ成就前ニ死亡シタルトキ亦同シ但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

▲遺贈の效力を失ふ場合(参照第一〇〇六條、第一〇〇九條、第一〇一〇條)

◎如何なる場合に遺贈の効力を失ふや

〔説明〕 本條は、遺贈の効力を失ふ場合を規定したるものである。遺贈の効力を失ふ場合は遺言の効力が失はれる場合の外遺贈其もの効力を失ふ場合がある、此場合は一遺贈を受くる者が遺言者死亡の時に未だ懐胎せられないとき又は受遺者が遺贈を受くる資格を奪はれたるとき(第一〇五條)、(二)受遺者が遺言者の死亡前に死亡したるとき(即ち本條)、(三)受遺者が遺贈を拋棄したるとき(第一〇八八條)、(四)遺言の目的物が全く消滅したるときである。本條は遺贈の失効原因中受遺者が遺言者に先ちて死亡したる場合であつて、其遺贈は何等の効力を生ずるものでないものである。即ち此場合には其死亡したる受遺者の子孫が死亡者に代つて其遺贈を受くる譯にはならないので即ち承祖遺贈は認めないのである。第九十條の規定は相続に依る遺贈の移轉であつて既に遺贈の開始後に受遺者の死亡したる場合である、本條は遺贈の開始前に受遺者が死亡したる場合であつて、其趣旨を異にして従て前者には承祖の遺贈を認むるも後者は之を認めないのである。即ち此場合には其遺贈は何等の効力を生ぜずして消滅するものとなるのである。又停止條件附遺贈に付いては其條件が成就しなければ其遺贈効力の發生しないものである故に、其條件の成就するや否や未定の間に於て其受遺者が死亡したるときは、其條件が成就して遺贈が開始されても、其遺贈を受くる者なきこととなりて其遺贈は効力を失ふものである、即ち停止條件附遺贈の場合には受遺者が其條件成就の前に死亡したるときは、其遺贈は何等の効力を生ぜざるものとなるのである、但し此場合に遺言者が別段の意思を表示したるときは素より其意思に従はなければならぬ、例へば遺言者が遺言書に於て金千圓を或者に遺贈すと示し、但し其者が四人の子を生むまでは其履行を停止する、然し第四番目の子が生れない前に其者が死亡したるときは之の限にあらずと爲したるときは、其受遺者は第四番目の子を生まずして死するも、尙は遺言者の別段なる意思に従ひ其遺贈の効力は失はないのである。

第九十七條 遺贈カ其效力ヲ生セサルトキ又ハ拋棄ニ因リ其效力ナキニ至リタルトキハ受遺者カ受クヘカリシモノハ相続人ニ歸屬ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

〔説明〕 本條は、遺贈が効力を生ぜざるとき又は拋棄に因り其効力なきに至りたるときは其受遺者の受くべかりし部分は相続人に歸屬することを規定したるものである。即ち前條の規定に依り其遺贈が効力を生ぜざるとき又は第九十八條の規定に依り受遺者が其

▲遺贈失効の場合に相続人に歸屬するの参照第一條、第二項、八條、遺贈の効力を失ふ

ひたる
きは其財
産は何と
なるや

遺贈を抛棄したるため其効力なきに至りたるときは、其受遺者が受くべかりし部分は何人に歸屬するかといふに、之は其相續人の所有となるのである、蓋し其遺贈のなき場合には相續財産は總て相續人の所有となるものである、それ故に遺贈が効力を失ひ又は効力なきに至るときは恰かも初めより遺贈なきと同様な状態にあるものなれば、其遺贈部分が其相續人に歸屬するは至當の事である、然し實際或場合には相續人のみ利益を受くる譯にはならないのである、例へば金千圓の遺贈を受けたる特定名義の受遺者が二人あり其一人が遺言者より先に死亡したるときは、其他の共同受遺者を利益せしめずして相續人の利益に歸するものである、けれども全財産の包括名義の受遺者が二人あり、他に三人の遺留分権利を有する相續人がありて其全財産が五萬圓なるときは、通常各自へ一萬圓宛分配すべきものなれども包括受遺者の一人が其遺贈分を抛棄し若くは遺言者に先ちて死亡したるときは、其部分は理論上三人の相續人に歸屬するものである、然し實際分配するには遺産の全部を四分することとなり、各一萬二千五百圓宛を得ることゝる、即ち相續人以外の受遺者をも益することがあるのである。

他人の
物を目的
となした
る場合

第一千九十八條 遺贈ハ其目的タル權利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ相續

財産ニ屬セサルトキハ其効力ヲ生セス但其權利カ相續財産ニ屬セサルコトアルニ拘ハラヌ之ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト認ムヘキトキハ此限ニ在ラス

〔説明〕 本條以下は、特定名義の遺贈に關し規定したるもので、本條に於ては其遺贈物が他人の權利である場合を規定したるものである。他人の物を遺贈するといふことは出來ないことである、即ち自分の物であらざるに之を人に遺贈することは道理の許さない所である、それ故遺贈されたる其目的物が遺言者の死亡の時即ち遺贈の効力發生の時に於て其相續財産に屬して居らないときは、其目的物が無いものと看做して其遺贈は効力を生じないものとしたのである。然し其目的物は全く相續財産に屬せざるといふことが判然明白なるにも拘らず、猶之を以て遺贈の目的と爲したるものと認めらるゝときは、其遺言者の意思を尊重して次條の規定に従ひ其遺贈の効力を失はしめず其相續人に於て其物を遺贈する義務を負ふのである。

他人の

第一千九十九條 相續財産ニ屬セサル權利ヲ目的トスル遺贈カ前條但書

第五編 相續 遺言

(第一〇九八、一〇九九條) 一八五五

他人の
物を遺贈
したる遺
言は効力
ありや

物を遺贈したる場合の遺贈義務者の義務

◎他人の物を遺贈することを得るや此場合遺贈義務者は如何にすべきや

ノ規定ニ依リテ有效ナルトキハ遺贈義務者ハ其權利ヲ取得シテ之ヲ受遺者ニ移轉スル義務ヲ負フ若シ之ヲ取得スルコト能ハサルカ又ハ之ヲ取得スルニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキハ其價額ヲ辨償スルコトヲ要ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

〔説明〕 本條は、遺言者が遺贈物が他人の物なることを知りながら獨ほ之を以て遺贈の目的物となしたるときは、其遺言者の意思を尊重して全然其遺贈の效力を失はしめず、其相續人をして遺贈を義務を負はしめたる、前條但書の規定に基き其遺贈義務者の義務を規定したるものである。此場合には其遺贈義務者は其遺贈物を他人から取得して即ち手に入れて之を受遺者に移轉しなければならぬのである。然し他人の者である故に或場合には他人が其物を賣ることを拒み之がために其遺贈物を手に入ることができない場合もあるヨシ又、之を手に入るとするも其遺贈物の實際の價格に比し過分の費用を要する場合がある、斯る場合には其價格を受遺者へ辨償して其義務を免るることが出來

▲遺贈義務者の擔保義務
（參照第一〇一、三五九、三七二條）

◎遺贈義務者は遺贈物の盗難に遭ひたるとき

るのである、但し遺言者に於て之と別段なる意思表示があれば素より其意思に従ふべきである、例へば遺言者が遺贈物を他人から取得することが出來ないときは、其物と類似なる物を與ふべしとか、又は遺贈物を取得するに過分を費用を要するときは之を與ふるに及ばずとかいふ別段の意思表示のあるときは、當事者即ち遺贈義務者及び受遺者は其利益不利益に拘はらず其遺言者の意思に従はねばならぬのである。

第一千百條

不特定物ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ受遺者カ追奪ヲ受ケタルトキハ遺贈義務者ハ之ニ對シテ賣主ト同シク擔保ノ責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ物ニ瑕疵アリタルトキハ遺贈義務者ハ瑕疵ナキ物ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、遺贈物の不特定物なる場合に於て遺贈義務者の擔保責任を規定したるものである。遺贈義務者は遺言の效力を生じたるときは其遺贈を履行する義務を有するものである。それ故に其遺贈物が自己の相續財産中に在るものなれば之を受遺者に移轉

は遺贈を受くる者
に對して
如何なる
責任あり

▲遺贈の
目的物が
滅失、變
造、占有
喪失、附
合又混合
の場合に
於て遺言

し、若し他人の權利に屬するものなるときは前條の規定に依り之を取得して受遺者に移轉せなければならぬ、故に其遺贈物を自己の管理中不注意にて盜難に遭ひたるときは其價格の辨償をしなければならぬ、又其遺贈物を受遺者へ引渡したる後に於て其遺贈物が他人の物なるため追奪されたるときは、其遺贈義務者は賣主と同じく擔保の責に任せればならぬ、即ち此場合に於て遺贈義務者は其受遺者に對し損害を賠償し又は安全に其遺贈物を占有せしむることを得せしむる方法を取らねばならぬのである。然し若し其遺贈物に隠れたる瑕疵がありたるときは當に遺贈義務者は損害を賠償する許りでなく、他の瑕疵なき物と代へて遣らねばならぬ、故に代ゆることのできない物即ち特定物は本項の適用を受けないのである。

第一千一百條

遺言者カ遺言ノ目的物ノ滅失若クハ變造又ハ其占有ノ喪失ニ因リテ第三者ニ對シテ償金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其權利ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス
遺贈ノ目的物カ他ノ物ト附合又ハ混和シタル場合ニ於テ遺言者カ第

者に對する請求權の遺贈推定
（參照第二〇〇、二〇四、二〇八條）
◎遺贈物に付き他人に償金を請求する權利あるときは其物の遺贈を受ける者は其權利を行使することを得るや

二百四十三條乃至第二百四十五條ノ規定ニ依リ合成物又ハ混和物ノ單獨所有者又ハ共有者ト爲リタルトキハ其全部ノ所有權又ハ共有權ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

〔説明〕 本條は、遺贈物に付き他人に償金を請求する權利ある場合及び遺贈物が他の物と附合又は混合したる場合に於て受遺者の權利に關し規定したるものである。凡て遺贈物は遺言の效力發生の當時の現狀即ち有の儘にて遺贈されるものである。それ故に遺贈物が天災又は盜難に遭ふときは、受遺者の損失に歸するものなることは當然の結果である。然し遺贈物に此等の事情ありたるため若し其遺言者が第三者に對し償金請求權を有するときは、其權利は元來其遺贈物より生じたるものなれば、其遺贈が效力を生じたる當時に於て猶ほ存在して居るときは、其遺贈物は滅失又は變造其他占有の喪失に因り遺言者が第三者に對して償金請求權を有するときは其償金請求權を遺贈されたるものと推定するものである。

若し又遺贈物が遺言の效力發生當時他の物に附合し又は混和して居つて、遺言者が第二百四十三條乃至第二百四十五條の規定に依り、其合成物又は混和物の單獨所有者又は共

▲遺贈物
が遺言者
の死亡時
に於て第
三者の目
的物なり
し時當付
の抵當地
のまゝ遺
贈を受け
たる者遺
贈義務者
に對し其
抵當權を
消滅する
を請求す
ることを
得る

有者と爲りたるときは、其全部の所有權又は共有權を以て遺言の目的と爲したるものと推定されるのである。本條の規定は反對の證據のない場合に、法律上斯く推定されるものであるから、實際然らざる反對の證據があれば本條の推定は破れて其證據に依るべきである。

第一千二百二條 遺贈ノ目的タル物又ハ權利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ第
三者ノ權利ノ目的タルトキハ受遺者ハ遺贈義務者ニ對シ其權利ヲ消
滅セシムヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得ス但遺言者カ其遺言ニ反對ノ意
思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

〔説明〕 本條は、遺贈の目的物たる物又は權利が遺言者死亡の時に於て第三者の權利の目的たる場合を規定したるものである。遺贈物が第三者の權利の目的たる時とは例へば質權又は抵當付の物を遺贈したるときの場合を云ふ、凡て遺贈は其遺贈が效力を生ずる時に於ての現状の儘で遺贈するものなることを原則とするものなれば、本條合の如き其遺贈物に質權又は抵當權の如き他人の權利が附いて居つても遺言者が別段の

意思なき以上は、其儘で遺贈されたるもので受遺者は其遺贈義務者に對し、其質權又は抵當權即ち其遺贈物に附者して居る第三者の權利を消滅せしめて引渡することを請求することとは出来ないのである、然しながら此場合に於ても、遺言者が之と異なる別段の意思例へば其遺贈義務者をして抵當權者に辨濟して其遺贈物の上にある抵當權を消滅せしめ、然る後に受遺者へ其物を引渡すべしとかいふ如き意思あるときは、前項の規定は適用されないで素より其遺言者の意思に従ふべきことである。

▲遺贈の
目的物の
債權なる
とき

◎或る債
權の遺贈
を受けた
人

第一千二百三條 債權ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ遺言者カ辨
濟ヲ受ケ且其受取リタル物カ尙ホ相續財産中ニ存スルトキハ其物ヲ
以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

金錢ヲ目的トスル債權ニ付テハ相續財産中ニ其債權額ニ相當スル金
錢ナキトキト雖モ其金額ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

〔説明〕 本條は、遺贈の目的物が債權なる場合を規定したるものである。遺言者が遺贈を爲すに當り其債權を以て遺贈物となしたるときに於ては、其遺言者が既に辨濟を受け

れども既に其貸金が取立てられたる場合に於て何等の権利なきや

▲負擔附遺贈

第千四百條 負擔附遺贈ヲ受ケタル者ハ遺贈ノ目的ノ價額ヲ起エサル限度ニ於テノミ其負擔シタル義務ヲ履行スル責ニ任ス
受遺者カ遺贈ノ拋棄ヲ爲シタルトキハ負擔ノ利益ヲ受クヘキ者自ラ受遺者ト爲ルコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ヲ從フ

◎負擔附の遺贈を受けたる者は如何なる義務ありや

なる義務ありや

る、通常斯る場合には差引一文の利益もないことであるから、よく、其遺贈物が其受遺者の爲めには大切にして懸望して居る物といふやうな場合でなければ大抵は其遺贈を拋棄して終ふものである。

若し受遺者が贈遺物を拋棄したときは其遺贈物は相続人に歸屬する、其相続人が亦拋棄すれば更に第二の相続人の承認拋棄を問ひ、其相続人が亦拋棄すれば更に相続人を選定しなければならぬ、其選定相続人に於て又拋棄すれば遂には相続人なきに至り國庫の所有に歸するものであるが、此間には財産の調査、相続財産の競賣、配當の加入等面倒なる手数を重ね、容易に其遺贈物の歸屬が定まらないものであるから受遺者が其負擔附遺贈を拋棄したるときは、負擔の利益を受くべき者が自ら其者の受遺者となり、其物を引受くることとして其永く不確定の状況にあるを防いたるものである、然し此場合に於ても其遺言者が例へば此遺贈物が如何なる場合に於ても、負擔權利者へ引渡すべからずといふやうな意思を表示したるときは素より其意思に従はねばならぬのである、故に本項法律上の規定は遺言者の意思のない場合のみ適用されるのである。

▲負擔附

第千五百條 負擔附遺贈ノ目的ノ價額カ相続ノ限定承認又ハ遺留分回

第五編 相續 遺言

(第一一〇四、一一〇五條) 一八六三

遺贈の價額減少

◎負擔附の遺贈物の價額が減少したるときは、其義務者に其遺贈物を引渡さしめ、義務を免ることを得るやと

復ノ訴ニ因リテ減少シタルトキハ受遺者ハ其減少ノ割合ニ應シテ其負擔シタル義務ヲ免ル但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

一八六四

〔説明〕 本條は、負擔附遺贈を受けたる遺贈物の價格が相續人の限定承認又は遺留分回復の訴に因りて影響を受け其價額を減少されたるときは、其減少の割合に應じて其負擔したる義務も免かるゝ事を規定したるものである。蓋し其遺贈物の價格が減少したるにも拘らず其負擔の義務は減少しないといふ理由はたいからである、然し此場合に於ても若し遺言者がタトヒ此等の訴の結果其遺贈物の價額が減少しても、尙ほ其受遺者に於て負擔の全部を履行すべき事の意思を表示したるときは其意に従はねばならぬのである。

第四節 遺言の執行

遺言の執行 遺言は遺言者の死後に效力を生ずるものなれば之が執行方法を定めなければならぬ、是ち即ち本節に於て規定する所である。本節の規定は常に遺言のみに關し

て適用せるのではなく總ての遺言に關し適用されるのである。

―(一)遺言書の提出、檢認、開封、其制裁

―(1)遺言に本づく遺言執行者

―(2)裁判所の選任したる遺言執行者

―(3)遺言執行者の任務

―(4)遺言執行者の權利義務

―(5)遺言執行者ある場合に於ける相續人の義務

遺言の執行 ―(二)遺言執行者

―(6)遺言執行者の性質

―(7)遺言執行者の代理人

―(8)共同遺言執行者

―(9)遺言執行者の報酬

―(10)遺言執行者の解任辭任

第五編 相續 遺言

一八六五

(三) 遺言執行費用
— (11) 遺言執行者の任務終了

▲遺言書の提出、開封、承認、開封
（参照第一〇六九
非訟第一一
二、一一一
六條）

◎遺言書の保管者は相續開始のときは如何

第一千百六條 遺言書の保管者ハ相續ノ開始ヲ知リタル後遲滯ナク之ヲ裁判所ニ提出シテ其檢認ヲ請求スルコトヲ要ス遺言書ノ保管者ナキ場合ニ於テ相續人カ遺言書ヲ發見シタル後亦同シ前項ノ規定ハ公正證書ニ依ル遺言ニハ之ヲ適用セス封印アル遺言書ハ裁判所ニ於テ相續人又ハ其代理人ノ立會ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ開封スルコトヲ得ス

〔説明〕 本條は、遺言執行前に遺言書の提出、檢認、開封のことに付き規定したるものである。遺言書を保管する者は、相續開始を知りたる時より若し保管者なきときは其遺

何にすべきや
◎相續人の遺言を發見したるときは如何

言書を發見したる相續人より遲滯するやうなことなく、之れ相を續開始地の區裁判所へ提出して其檢認を経なければならぬのである裁判所が檢認を爲すには其遺言の方式に關する總ての事實を調査して檢認調書を作成するものである。是れ遺言書の偽造若しくは變造せらるゝを豫防し遺言書の保存を確實ならしむる爲めである。公正證書に依る遺言書は公證人が作成保管するもので、公正の證據力を有し直ちに執行されることの效力あるものなれば前項の手續を爲す必要はないのである。封印ある遺言書即ち秘密遺言書は自筆の遺言書たるを公正遺言證書たるを問はず、第一項の手續を要するのみならず其相續人又は其代理人の立會がなければ、たとひ裁判所に於ても之を開封することは出来ないものである。是れ遺言者の意思を尊重し執行を爲さんとする時期迄之を秘密にして置かしむるを適當とするからである。

第一千百七條 前條ノ規定ニ依リテ遺言書ヲ提出スルコトヲ怠リ、其檢認ヲ經スシテ遺言ヲ執行シ又ハ裁判所外ニ於テ其開封ヲ無シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處セラル

▲其制裁

第五編 相續 遺言

（第一一〇六、一一〇七條） 一八六七

◎封印ある遺言書を破り見ることが得るや

▲遺言に基づく遺言執行者(参照第一二條)

◎遺言者以て一人若しくは數人

〔説明〕 本條は、前條の規定に違反したる者に對し之が制裁を規定したるものである。即ち前條の規定に依り遺言書の提出を怠り、其檢認を経ずして遺言を執行したり又は裁判所外に於て勝手に其遺言書を開封したる者は不正行爲を爲したる者として二百圓以下の過料に處せらるゝのである。

第一千零八條 遺言者ハ遺言ヲ以テ一人又ハ數人ノ遺言執行者ヲ指定シ

又ハ其指定ヲ第三者ニ委託スルコトヲ得

遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク其指定ヲ爲シテ之ヲ相續人ニ通知スルコトヲ要ス

遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者カ其委託ヲ辭セントスルトキハ遲滯ナク其旨ヲ相續人ニ通知スルコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、遺言者が一人若しくは數人の遺言執行者を選定し得ることを規定したるものである。即ち相續人が遺言者に於て充分の信用なき場合若しくは外國に旅行し其地に在らざる場合に於ては遺言者は其遺言の執行する者を指定することが出来る、其執行者

人の遺言執行者を指定することを得るや

は一人では充分ならずと思ふときは二人三人即ち遺言者の安心の出来るだけの人數を指定することが出来るのである。又遺言者自身が直接に指定しなくも其適當なる人選を他人に委託することも出来るのである。而して遺言執行者を指定することは本條の如く遺言を以て爲すことを得るのみならず、生前に於て豫じめ契約を以て遺言執行者を定めて置くことの出来ることは勿論のことである。

遺言を以て遺言執行者の人選即ち指定を委託されたる者は、遲滯するやうなことなく直に適當なる人物を指定して、之を相續人に通知することを要するのである。

若し又遺言執行者の指定の委託を頼まれたるものは、其委託を辭せんとするときは是亦遲滯するやうなことなく、直ちに其旨を相續人に通知しなければならないのである、蓋し相續開始後は一日も早く凡ての法律關係を確定することを要するからである。

○遺言執行者の指定委託を受けたる者が其指定を爲して之を相續人に通知する書式の文例、(民法一一〇八條)

遺言執行者指定通知書

貴下ノ被相續人何某(甲)ニ於テ大正何年何月何日ノ遺言ヲ以テ遺言執行者ノ指定

ヲ拙者ニ委託相成候處、拙者ニ於テハ何府縣何郡市町村番地身分職業何某(丁)ヲ以テ右遺言執行者ニ指定致候、即チ民法第千百八條第二項ニ依リ此段及御通知候也

何府縣何郡市町村番地身分職業

年 月 日 遺言執行者指定受託者 何

某(丙)〇

何府縣何郡市町村番地身分職業

何 某(乙)殿

○遺言執行者の指定の委託を受けたる者は其委託を辭せんとするとき其旨を相續人に通知する書式の文例。(民法一一〇八條)

遺言執行者指定委託辭任通知書

貴下ノ被相續人何某(甲)ニ於テ大正何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ遺言執行者ノ指定ヲ拙者ニ委託相成候處、拙者ニ於テハ右指定ノ委託ヲ辭任致候間民法第千百八條第三項ニ依リ此旨及御通知候也

何府縣何郡市町村番地身分職業

年 月 日 遺言執行者指定委託者 何

某(丙)〇

何府縣何郡市町村番地身分職業

何 某(乙)殿

第千百九條 遺言執行者カ就職ヲ承認シタルトキハ直チニ其任務ヲ行フコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、遺言執行者が就職を承諾したるときは直ちに其任務を行ふべきことを規定したるものである。即ち前條の規定に依り遺言執行者として指定せられたる者は、其指定に付き承諾すると承諾せざるとは自己の自由である、其承諾をしないときは遺言執行者でないことは勿論である、然し其遺言執行者たることを承諾したるときは、其就職後直ちに其任務に着手しなければならぬのである。而して其任務の何たるやは第千百十三條以下に於て規定してある。

第千百十條 相續人其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ

第五編 相續 遺言 (第一一〇九、一一一〇條) 一八七一

▲執行者の就職 (参照第一三條) 遺言執行者が就職したるときは直ちに其任務を行ふべし

▲執行者 遺言執行者

告諾否の催

◎遺言執行を頼まれたる者に對し其承諾を爲するや否やを催告すること
に關し規定したるものである。蓋し遺言執行者は遺言の執行に必要な機關にして之が
就職は一日も速かなることを希望するからである、即ち遺言執行を頼まれたる者が速に
其承諾の意思を表示しないときは便々として俟つて居る譯にはならないから、相續人は
勿論其他の利害關係人から相當の期間を定め其期間内には必ず其就職諾否を確答すべき
旨を催告することが出来るのである、若し遺言の執行を頼まれた者が其期間内に於て相
續人に對して確答を爲さなざるときは、就職を承諾したるものと法律上看做されるのであ
る。其後に於て不服を唱へても致し方ないのである、而して其確答は必ず相續人に對して
爲されねばならぬ、故にタトヒ其催告は相續人以外の利害關係人から爲したるに依り、其催
告者に對して不承諾の旨を確答するも其相續人に對し不承諾の旨を確答しなければ、法
律上其就職を承諾したるものと看做されて其責任を負はなければならないものである。

就職ヲ承諾スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ遺言執行者ニ催告スルコト
ヲ得若シ遺言執行者カ其期間内ニ相續人ニ對シテ確答ヲ爲ササルト
キハ就職ヲ承諾シタルモノト看做ス

〔説明〕 本條は、遺言執行を頼まれたる者に對し其承諾を爲するや否やを催告すること
に關し規定したるものである。蓋し遺言執行者は遺言の執行に必要な機關にして之が
就職は一日も速かなることを希望するからである、即ち遺言執行を頼まれたる者が速に
其承諾の意思を表示しないときは便々として俟つて居る譯にはならないから、相續人は
勿論其他の利害關係人から相當の期間を定め其期間内には必ず其就職諾否を確答すべき
旨を催告することが出来るのである、若し遺言の執行を頼まれた者が其期間内に於て相
續人に對して確答を爲さなざるときは、就職を承諾したるものと法律上看做されるのであ
る。其後に於て不服を唱へても致し方ないのである、而して其確答は必ず相續人に對して
爲されねばならぬ、故にタトヒ其催告は相續人以外の利害關係人から爲したるに依り、其催
告者に對して不承諾の旨を確答するも其相續人に對し不承諾の旨を確答しなければ、法
律上其就職を承諾したるものと看做されて其責任を負はなければならないものである。

○相續人が遺言執行者に對し相當の期間を定め其期間内に就職を承諾するや否やを
確答すべき旨を催告する書式の文例(民法第一一〇條)

遺言執行者就職諾否ノ催告書

拙者ノ被相續人何某(甲)ニ於テ別紙寫ノ大正何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ貴下ヲ
其ノ執行者ニ指定有之候(又ハ何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ遺言執行者ヲ指定ス
ルコトヲ何府縣何郡市町村番地身分職業何某(丙)ニ委託有之、而シテ右何某(丙)
ハ大正何年何月何日貴下ヲ遺言執行者ニ指定致候)ニ付テハ此催告書到着ノ日ヨ
リ何日内(又ハ大正何年何月何日マテ)ニ右遺言執行者トシテ就職ヲ承諾スルヤ否
ヤヲ御確答相成度、若シ右期間内(又ハ期日迄)ニ御確答ナキニ於テハ民法第千百
十條ニ依リ就職ヲ承諾セラレタルモノト看做スヘク、民法同條ニ依リ此段及催告
候也

年 月 日 何府縣何郡市町村番地身分職業 何某相續人 何 某(乙)印

遺言執行者 何

某(丁)殿

一八七四

○前號の催告に對し遺言執行者が就職承諾の通知を爲す書式の文例

遺言執行者就職承諾通知書

貴下ノ被相続人何某(甲)ニ於テ大正何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ拙者ヲ遺言執行者ニ指定相成(又ハ大正何年何月何日ノ遺言書ヲ以テ其遺言執行者ノ指定ヲ何某(丙)ニ委託相成、何某(丙)ニ於テハ拙者ヲ遺言執行者ニ指定致候)ニ付テハ拙者ニ於テ其就職ヲ承諾スルヤ否ヤ確答スヘキ旨大正何年何月何日ヲ以テ御催告ノ旨了承、拙者ニ於テハ其就職ヲ承諾致候此段及確答候也

何府縣何郡市町村番地身分職業

遺言執行者 何

某(丁)殿

年 月 日

何府縣何郡市町村番地身分職業

何某相續人 何

某(乙)殿

○同上就職不承諾の通知を爲す書式の文例

遺言執行者就職不承諾通知書

貴下ノ被相続人何某(甲)ニ於テ云々(以下御催告ノ旨了承マテ前掲書式ト同文ナルニ依リ略ス)然レトモ拙者ニ於テハ其就職ヲ承諾致サスニ付キ此段及確答候也

何府縣何郡市町村番地身分職業

遺言執行者 何

某(丁)殿

年 月 日

何府縣何郡市町村番地身分職業

何某相續人 何

某(乙)殿

第一千百一十一條 無能力者及ヒ破産者ハ遺言執行者タルコトヲ得ス

(説明) 本條は、遺言執行者たる資格のなき者を規定したるものである。蓋し遺言の執行者は能く相續人の權勢に恐れず利害の判断を有する者でなければ、斯る重大なる任務を全ふすることは出来ないから、無能力者即ち未成年者、禁治産者、準禁治産者及び妻の

◎遺言執行者の欠點
(參照第九、一四、一八、二四、九七、八二、八八、九二、九四、九七、八二)

第五編 相續 遺言

(第一一一一條) 一八七五

◎無能力及破産者並びに遺言執行者たることを得ざるや

▲裁判所の選任したる遺言執行者(参照非訟一〇七八條)◎裁判所は如何なる場合に

如き、或は能力の發達不完全なる者、或は精神喪失の状況にある者、或は不具若くは浪費者の如き者、或は又夫權の下に支配せらるゝ者の如き者等、遺言の執行者たることは出来ないのである、又資産なくして信用の欠乏せる破産者の如き者も、遺言執行者たることは出来ないのである、要するに無能力者又は破産者は遺言の執行者たる資格はないのである、故にタトヒ之等の者が遺言者に於て執行者として指定さるゝも就職するこゝとは出来ないのみならず、就職の當時に於ては之等缺格の事實がなくも、其就職中に於て無資力となり又は破産者となるときは、其任務は當然消滅するものである。

第一千百十二條 遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ之ヲ選任スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ選任シタル遺言執行者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ就職ヲ拒ムコトヲ得ス

〔説明〕 本條は、裁判所に於て遺言執行者を選任する場合を規定したるものである。即ち裁判所は遺言執行者のなきとき又は中途にして遺言執行者がなきに至りたるときは、

遺言執行者を選任するや

利害關係人の請求に依り遺言執行者を選任することが出来るのである、必ず利害關係人の請求がなくてはならぬ、裁判所は請求者なきにも拘らず進んで其遺言執行者を選任することは出来ないのである。
而して遺言執行者のなき場合とは、(一)遺言者が遺言執行者を指定せざる場合、(二)遺言執行者の指定を委託せられたる者が指定を爲さざる場合、(三)遺言執行者に指定せられたる者が就職を承諾せざる場合、四遺言執行者に指定せられたる者が無能力者又は破産者なる場合を云ふのである、又中途にして其遺言執行者なきに至りたる場合とは一人又は數人の遺言執行者に付き、解任、辭任、死亡又は無能力者若くは破産者を生じたときである。

是等の場合には利害關係人の請求に依り裁判所は適當なる人物を遺言執行者を選任することが出来るのである。裁判所に於て前項の規定に依り選任せられたる者は、正當の理由があるときでなければ自分勝手に其就職を拒むことは出来ないものである。其果して正當の理由ありや否やは裁判官の事實の認定に據るのである。

○遺言執行者の就職を拒む申立書の文例(非訟一〇七、民法一一一二條)

遺言執行者就職ヲ拒ム申立

何府縣何郡市町村番地身分職業

申立人 何 某

最後ノ住所何府縣何郡市町村番地身分職業

遺言者 何 某

申請ノ原因タル事實

右申立人ハ御廳大正何年(何)第何號右遺言者何某遺言執行者選任事件ニ付キ右申立人ヲ遺言執行者ニ選任ノ裁判大正年月日其謄本ノ送達ニ因リ告知ヲ受候然ルニ右申立人ハ目下何々ノ公職ヲ奉スル者ニシテ其事務繁劇ノ爲メニ到底其事務ヲ執行スルコト能ハサルヲ以テ非訟事件手續法第百七條ニ依リ茲ニ右遺言執行者トシテ就職ヲ拒ム許可ノ申立ヲ爲ス次第ニ有之候

申請ノ趣旨

民法第百十二條ニ依リ右遺言執行タルノ就職ヲ拒ムコトノ許可相成候度候

證據書類

一 遺言執行者選任命令謄本 壹 通
一 公職繁劇ヲ證スル證書 壹 通

年 月 日

右 何 某 (印)

何區裁判所判事何某殿

◎遺言執行者選任申請の文例(非訟一〇七、民法一一二條)

遺言執行者選任申請

何府縣何郡市町村番地身分職業受遺者

申請人 何 某

最後ノ住所何府縣何郡市町村番地身分職業

遺言者 何 某

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ大正何年何月何日右遺言者何某カ爲シタル自筆證書(又ハ秘密證書若

クハ何區裁判所管内公正證人何某作成ノ第何號公正證書又ハ何々特別方式ニ因ル遺言書ニ於ケル受遺者ニ有之、而シテ右遺言者ハ前記遺言ニ於テ申請人ニ對シ財產遺贈ノ遺言ヲ爲シタルモ其ノ遺言執行者ヲ指定セス又タ之ヲ指定スルコトヲ第三者ニ委託セスシテ大正年月日死亡シ爲メニ遺言執行者無之次第ニ候（又ハ申請人ニ對シ財產遺贈ノ遺言ヲ爲シ且ツ何府縣何郡市町村番地身分職業何某ヲ其ノ遺言執行者ニ指定シタルモ右何某ハ大正年月日死亡シ又ハ右何某ハ其ノ就職ヲ承諾セス爲メニ遺言執行者之レナキニ至リタル次第ニ候）

申請ノ趣旨

民法第百十二條第一項ニ依リ何府縣何郡市町村番地身分職業何某ヲ遺言者何某ノ遺言執行者ニ選任相成度候而シテ右何某ハ無能力者又ハ破産者ニ無之候

證據書類

- 一 遺言謄本
- 一 戶籍謄本
- 一 遺言執行者就職不承諾ノ通知書

右

年 月 日 何 某殿 何 某

何區裁判所判事 何 某殿 何 某

▲遺言執行者の任務
(參照一六一條)

◎遺言執行者は如何なる任務ありや

第百十三條 遺言執行者ハ遲滯ナク相續財産ノ目錄ヲ調製シテ之ヲ相續人ニ交付スルコトヲ要ス
遺言執行者ハ相續人ノ請求アルトキハ其立會ヲ以テ財産目錄ヲ調製シ又ハ公證人ヲシテ之ヲ調製セシムルコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、遺言執行者の任務を規定したるものである。遺言執行者は相續財産を管理し遺言執行の責に任ずるものであるから、相續財産が如何程あるか又如何なる状況にあるか其計算を正確にする必要がある、即ち遺言執行者は就職後遲滯なく相續財産の目錄を調製して之を相續人に交附することを要するのである、相續人は之に依りて相續財産の額を明かにすることが出來て其相續財産を承認するなり又は拋棄するなり其決心を定むる材料となるのである、故に遺言執行者は財産目錄調製の上は必ず相續人に交附しなければならぬのである。又其財産目錄を調製するに當り相續人が立會を請求する

第五編 相續 遺言

(第一一一三條) 一八八一

ときは、遺言執行者は必ず相続人を立會はしめて財産目録を調製するのである、又相続人が公證人をして立會はしむるといふことを要求するときは、亦遺言執行者は公證人を立會はしめて財産目録を調製しなければならないのである。

▲遺言執行者の権利義務

第一千百十四條 遺言執行者ハ相続財産ノ管理其他遺言ノ執行ニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權利義務ヲ有ス
第六百四十四條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ遺言執行者ニ之ヲ準用ス

◎遺言執行者は如何なる権利義務ありや

〔説明〕 本條は、遺言執行者の権利義務を規定したるものである。遺言執行者は其任務を行ふに必要な権利と義務とを有するは當然である、即ち遺言執行者は相続人の財産を管理し其他遺言執行に必要な程度を限度として一切の権利義務を有するのである。其必要のある場合には其相続財産を賣却するも差支ないのである。而して遺言執行者の責任は委任者の責任と相類似して居るものなる故、其權利義務に關して委任に關する第六百四十四條乃至第六百四十七條及び條六百五十條の規定が準用されるのである。其準用規定に依り遺言執行者の權利及び任務を要ぐれば左の如くである。

- 一 遺言執行者は普通何人も注意する注意、即ち善良なる管理者の注意を以て遺言の執行を爲さなければならぬ。
- 二 遺言執行者は相続人の請求あるときは、其任務の終了前に何時にても其任務に關する事務の状況を報告せなければならず、其任務が終了したときは遅滞なく其顛末を報告せなければならぬ。

遺言執行者の任務

- 三 遺言執行者は其任務執行中其取立たる金銭其他の物件は之を相続人に引渡さなければならぬ。
- 四 遺言執行者が相続人に引渡すべき金額を自己の爲めに費消したるときは其手段の如何なるを問はず即ち債權の取立てを怠りたると金銭の利用を怠りたるとに因るに拘らず又其意思の如何なるとを問はず即ち善意なると過失なると又故意に出づるとに拘らず、相続人に損害を懸けたるときは、其消費したる以後の利息を拂はなければならぬ、又其損害をも賠償せなければならぬ。

遺言執行者の権利

- 一 遺言執行者が任務を處理するに當り必要と認めて支出したる費用あるときは、相續人に對しては其費用及び支出日以後に於ける利息の賠償を請求することが出来る。
 - 二 遺言執行者が任務を處理するに必要と認めたるため債務を負担したるときは、相續人をして自己に代りて其辨濟を爲さしめ又は其債務が辨濟期に至らざるときは相當の擔保を供せしむることが出来る。
 - 三 遺言執行者が任務を執行するに當り、自己の過失なくして損害を受けたるときは相續人をして其損害を賠償せしむることが出来る。
- 其他遺言執行者は其任務を執行するに必要な一切の權利義務を有するは本條第一項の認むる所である。

第一千百十五條 遺言執行者アル場合ニ於テハ相續人ハ相續財産ヲ處分シ其他遺言執行ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

〔説明〕 本條は、遺言執行者ある場合に於て相續人は其相續財産を處分し、其他遺言

▲遺言執行者ある場合に於て相續人の義務（參照第

一六六條）遺言執行者ある場合に於て相續人は其相續財産を處分することを得るや

◎特定財産に付き遺言ありたる場合は如何なる手續を爲すものなるや

執行を妨害するやうな行爲の出来ないことを規定したるものである。遺言執行者あるときは遺言執行は必ず相續執行者に依るべきもので相續人が遺言執行者を押除けて勝手な處分を爲すことは出来ないのである。假令相續財産は結局相續人の財産ではあるけれども遺言の執行を終了しないうちは遺言執行者の管理にあるもので、相續人が自分の財産だからといふて自由に處分することは出来ない、常に處分することの出来ないのみならず、其他遺言の執行を妨ぐるやうな行爲を爲すことは出来ないのである、即ち是等の行爲の出来ないにも拘らず相續人が之を爲せば其行爲は遺言執行者無効ならしめることがあるので、法律の禁ずる行爲を爲して效力の生ずべき理由はないのである。

第一千百十六條 前三條ノ規定ハ遺言カ特定財産ニ關スル場合ニ於テハ其財産ニ付テノミ之ヲ適用ス

〔説明〕 本條は、遺言が特定財産に付ての場合なるとき、前三條の規定の適用範圍を規定したるものである。前三條の規定は不特定物に付き遺言ありたる場合に於て其の必要を見るのであるけれども、特定物に付きての遺言なれば遺言執行者は其特定物に限り財

産目録を調製し其物を管理し、又相續人も其物に限り處分其他妨害行為を爲すことが出來ないので、相續財産全部に付き目録の調製、管理又は相續人の處分行爲の禁止を爲す必要はないのである、即ち特定財産に付てのみ前三條の適用があるもので全相續財産に付き前三條を適用する必要はないのである。

然しながら斯く一概にのみ言はれない場合がある、即ち特定財産に付きての遺言ありたる場合でも遺言執行者が遺留分を定むるに當りては、特定財産をも併せて一切の相續財産の價格を計算し、然る後其特定財産の幾分を保存すべきが明かにするもので、此場合には遺言執行者執は勢ひ全財産に付き管理を爲さなければならぬのである。

第一千百十七條 遺言執行者ハ之ヲ相續人ノ代理人ト看做ス

▲遺言執行者の法律上の性質
（參照第九九乃至一〇〇、一〇一、一〇八、一〇九條）

〔説明〕 本條は、遺言執行者は法律上の相續人なることを規定したるものである。即ち遺言執行者の性質に付き、歐米諸國にては或は遺言者の代理人と爲し或は債權者の代理人と爲すものあれども、本法に於ては遺言執行者は總て相續人の代理人となり凡ての相續財産を管理し計算を爲すべきものなる故に、明かに之を相續人の代理人と看做すと規定したるものである、此代理は相續人の委任に基づくものでなく本條に於て法律上代理人となしたるものなれば所謂法定代理人である、其れ故本人たる相續人が其者を氣に合はなくも之を排斥することは出來ないのである。

第一千百十八條 遺言執行者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシムルコトヲ得ス但遺言者カ其遺言ニ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

遺言執行者カ前項但書ノ規定ニ依リ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシムル場合ニ於テハ相續人ニ對シ第五條ニ定メタル責任ヲ負フ

〔説明〕 本條は、遺言執行者が自分の代りに他人をして遺言を執行せしむることに付き規定したるものである。遺言執行者は前條の規定に依り相續人の代理人とすれば、本法第六條の適用に依り自己の責任を以て隨意に復代理人を選任することが出來る譯ではあるけれども、遺言執行者は通常遺言者の信任に依り指定さるるものである故に、本條に於て遺言執行者が疾病とか其他重大の支障の爲めとかいふ實際已むことを得ざる事由があるものでなければ、他人をして其任務を行はしむることは出來ないこととしたのである。

◎遺言執行者の法律上の性質
（參照第九九乃至一〇〇、一〇一、一〇八、一〇九條）

◎遺言執行者の法律上の性質
（參照第九九乃至一〇〇、一〇一、一〇八、一〇九條）

然し此規定は、遺言者が復代理人選任の事に何等の意思を表示しないときに適用されるので、遺言者が別段の意思即ち其遺言執行者に復代理人の選任を許したる場合には、素より其意思に従ひ己むことを得ない事由がなくも遺言執行者は他人をして任務を行はしむるも決して差支ないのである。

遺言執行者が前項但書の規定即ち遺言者の許しに依り他人をして自分に代り遺言執行の任務を行はしめたる場合には、相続人に對し第百五條の責任を負はなければならぬのである、即ち遺言執行者は他人をして自己に代りて任務を行はしむる者を選任したるときは、其選任及監督に付き相続人に對して自己が責任を負はなければならぬ、其の責任の程度は即ち善良の管理人たる注意である、若し又遺言執行者が遺言者の遺言に於て特に復代理人の指名あるに依り之に従つて選任したるものなるときは、其責任は前段の場合より軽く只其不適任は不誠實なることを知りながら、之を相続人に通知し又之を解任することを怠りたるに限り其責任を負はなければならぬのである。

▲數人の

第一千百十九條

數人ノ遺言執行者アル場合ニ於テハ其任務ノ執行ハ過

遺言執行者の執行方法

◎數人の遺言執行者ある場合如何にして執行するや

半數ヲ以テ之ヲ決ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

各遺言執行者ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ保存行爲ヲ爲スコトヲ得

〔説明〕 本條は、數人の遺言執行者ある場合の執行方法を規定したるものである。此場合に於て遺言の執行は各自單獨の意思に依り爲すことは出来ない、其任務の執行は必ず遺言執行者頭數の過半數を以て意見を決するのである、但し遺言者に於て豫じめ數人の遺言執行者をして任務を分擔せしめ、又は之をして共同に任務を行はしむる如き場合を想像して別段の意思を其遺言者に於て表示したるときは其意見に従はなければならぬのである。

然しながら其相続財産の保存行爲を爲すのは物の維持に必要な行爲であるから、此保存行爲を爲すには前項の規定に拘はらず各遺言執行者は各自單獨の意思を以て爲すことが出来るのである、別に多數決に因り其保存行爲の意見を決定するやうな面倒なることを要さないのである、而して其行爲が果して保存行爲なるや否や争あるときは、素より裁判官の事實認定に依るのである。

▲遺言執行者の報酬

第一千二百二十條 遺言執行者ハ遺言ニ報酬ヲ定メタルトキニ限り之ヲ受クルコトヲ得

裁判所ニ於テ遺言執行者ヲ選任シタルトキハ裁判所ハ事情ニ依リ其報酬ヲ定ムルコトヲ得

遺言執行者カ報酬ヲ受クヘキ場合ニ於テハ第六百四十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ヲ準用ス

◎遺言執行者は報酬を受く得ることを得るや

〔説明〕 本條は、遺言執行者の報酬に關し規定したるものである。遺言執行者は原則として無報酬なるものである、それ故報酬を受くる場合は遺言者が遺言に於て其報酬を定めたる場合でなければならぬ。蓋し遺言執行者は其執行を依頼されるときに當て自由に其就職を拒むことが出来るものであるから、其報酬がなきたため其就職を欲しないときは之を拒み其勞務を盡さなくも可いのである。

然るに裁判所に於て遺言執行者を選任したるときは、其選任を受けたる者は前場合と異なり其就職を拒む自由はない、如何に自分に於て其任務に就くを欲しなくも其就職を承

諾しなければならぬのである、それ故此場合には裁判所は總ての事情を斟酌して其遺言執行者に相當の報酬を與ふることが出来るのである。

而して其遺言執行者が報酬を受くる場合に於ては、委任に關する第六百四十八條第二項及び第三項の規定が準用されて、遺言執行者が報酬を受くべき場合に於ては其任務の履行後でなければ之を請求することは出来ない、然し任期間を以て毎月若しくは隔月に若干の報酬を定めるときは、任務履行の終りたる否とを問はず其期間の來る毎に其報酬を請求することが出来るのである、又遺言執行者の責任に歸せざる事由に依り、例へば人の妻と爲りたる爲め遺言執行者の資格なきに至りたる如き、其任務の半途に於て終了したるときは、此遺言執行者は其既に爲したる履行の割合に應じて報酬を請求することが出来るのである、若し其自分の責に歸すべき任務の懈怠に因り半途にして終了したるときは、素より報酬の請求權はないことは勿論である。

▲遺言執行者の解任又は辭任

第一千二百二十一條 遺言執行者カ其任務ヲ怠リタルトキ其他正當ノ事由

アルトキハ利害關係人ハ其解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

遺言執行者ハ正當ノ事由アルトキハ就職ノ後ト雖モ其任務ヲ辭スル

第五編 相續 遺言

(第一二二〇、一二二二條) 一八九一

(参照非
七、一〇〇
八條)

○遺言執
行者は如
何なる場
合に解任
又は辭任
すること
を得るや
▲任務終
了の遺言
執行者

○遺言執
行者は其
任務を終
了したる
ときと雖
も急迫の

事情ある
ときは其
相續人又
は次遺言
執行者に
言執行を
の任務を
處理する
に至るま
で尙ほ任
務を繼行
するもの
なるや
▲遺言執
行費用

○遺言執
行に要す
る費用は
何人の負
担なるや

コトヲ得

〔説明〕 本條は、遺言執行者の解任又は辭任を爲すを得ることを規定したるものである。即ち遺言執行者が其任務を懈怠し又は其他正當なる事由があるときは、利害關係人は正當の事由あるや否やを審判して、其請求を却下するなり又は其解任を命ずるなりするものである。又遺言執行者が正當の事由あるときは、たとひ就職後に於ても自ら進んで其任務を辭することが出来るのである、此場合に於ては其遺言執行者より相續開始地の區裁判所に申請して之が許否を受くべきである。

第一千二百二十二條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ遺言執行者ノ任務力終了シタル場合ニ之ヲ準用ス

〔説明〕 本條は、遺言執行者の辭任終了に關し第六百五十四條及び第六百五十五條の規定を準用したのである。即ち其遺言執行者の任務の終了したる場合に於て、急迫の事情のあるときは其相續人は次の遺言執行者の任務を處理するに至るまで、尙ほ其必要なる處理を爲さなければならぬ、即ち自分の任務が終了したからといふて、其儘に抛擲して置くことは出来ないのである。

遺言執行者は其任務の終了したることを其相續人に通知し、又は相續人が之を知りたるときでなければ實際に任務の終了したるときと雖も、之を以て相續人に對抗することはないのである、これに反して相續人より遺言執行者に對する場合には素より差支ないのである。

第一千二百二十三條 遺言ノ執行ニ關スル費用ハ相續財産ノ負擔トス但之ニ因リテ遺留分ヲ減スルコトヲ得

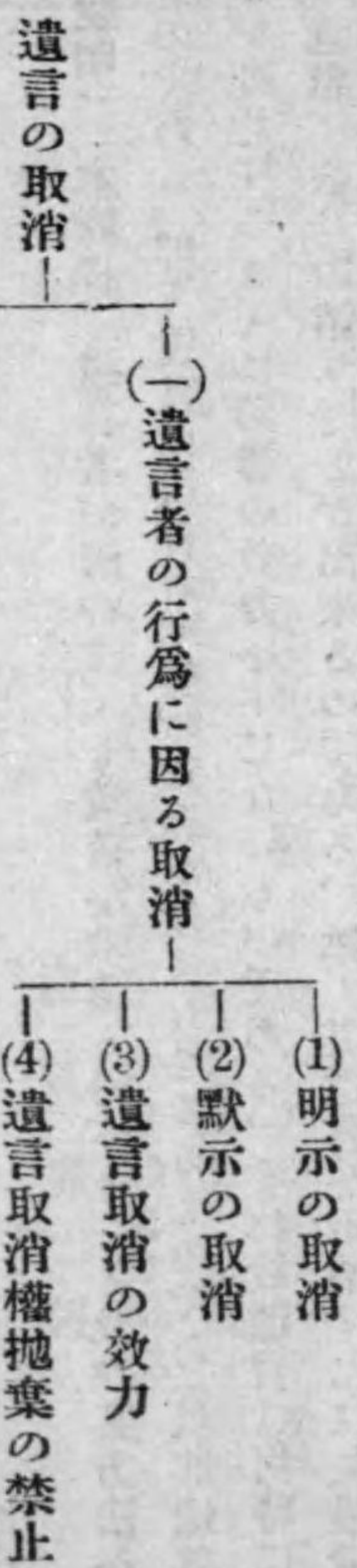
〔説明〕 本條は、遺言執行に要したる費用の負擔に關し規定したるものである。蓋し遺言の執行に關しては種々の費用を要す、例へば裁判所へ遺言書檢認申請費、遺言執行者の選任解任申請費、相續財産目錄調製費、相續財産保存費及び遺言執行者の報酬の如き凡て遺言執行に關する費用である。此等の費用は總て相續財産の負擔となるので、其相續財産から支出されるものである、然し之が爲め公益上の必要より設けたる遺留分は減ずることは出来ないものである、故に相續財産中より遺留分を引去りて其殘餘部分中より支

出されるのである。其結果其殘餘部分中に於て受遺者の取得部分を引去りて、尙ほ殘餘があれば其中より執行費用が支拂はれるから、此場合には遺留分も遺贈分も減少しないけれども、若し其遺留分引去りの殘餘財産が受遺者の取得部分だけもないときは、受遺者は遺留分権利者を害することが出来ないもの故失つ遺留分を害さざる範圍に於て、其遺贈財産の減少を受け又其遺言執行の費用も其殘餘財産中より引去られることとなり、其殘餘額あるにあらざれば其遺贈を受くることは出来ないものである、之を要するに相續財産中より遺留分額を引去りて其殘餘財産を以て遺贈額を引去り、尙ほ殘額がある場合には受遺者は少しも害されないけれども、相續財産中より遺留分引去りの殘餘を以て遺贈額の支拂の出來ざるときは、結局其遺言執行費用は其受遺者が負擔することとなるのである、併し其遺贈分も遺留分も均しく相續財産たることは勿論のことである。

第五節 遺言の取消

遺言の取消 遺言の取消とは、遺言者の行爲又は相續人の請求に依る取消をいふのである。

る。即ち遺言の効力が一旦要素を具備して成立したる後に於て、遺言者又は相續人の行爲に依り消滅することをいふもので遺言の無効は之と異る、遺言の無効とは、遺言の方式能力の欠缺したるとき、其遺言の目的が不法不能なるときに因るもので其遺言の要素缺けたる場合であら、此場合には遺言は始めより効力がないものである、假令實際に於て遺言として効力を生ずるも、法律上は何等の効力のないものである、取消と無効とは、屢々述べたる如く宜しく判別して其性質を明かにしなければならぬ、本章第三節に於て遺言に關する遺言の効力の生ぜざる場合を規定し、本節に於て遺言の取消さるる場合を規定したるものである。



▲明示の
取消
(参照第
一、一、二
七、一、二
二八條)

◎遺言者
は何時に
ても遺言
を取り消し
得べきも
のなるや

第一千二百二十四條 遺言者ハ何時ニテモ遺言ノ方式ニ從ヒテ其遺言ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

〔説明〕 本條は、遺言者が何時にても遺言を取消し得べきこと及び其方法を規定したるものである。即ち遺言は遺言者單獨の意思を以てなされるものである、其遺言を爲したる者が死亡するまでは何等の效力を生じないものである、それ故遺言は何時にても遺言者の意思に依り取消することが出来るのである、然し其遺言を取消すには矢張遺言を爲す方式に從はねばならぬ、蓋し遺言其者が方式を要する行爲である故、其取消も亦其方式に依らしめたものである、然し其方式は遺言の方式でさへあれば必ずしも取消される遺言が爲したる方式でなければならぬと云ふことはない、例へば取消される遺言は公正證書に依るも其取消の遺言は自筆證書又は秘密證書に依るも差支ないのである、而して其遺言の取消は遺言の全部を取消すも又は其一部を取消すも遺言者の意思で自由に出来るのである、其全部を取消したる場合には取消されたる遺言は全部其效力を失ひ、其一部のみ取消されるときは取消されたる部分だけは遺言の效力なきも他の部分は遺言として效力あるものである。

遺言の取消は遺言者が明かに遺言を取消する場合、即ち本條に規定せる遺言明示の取消の外に、次の二條に規定せる事實上から取消したるものと看做される所の即ち默示の取消と及び第一千二十九條に規定せる相續人よりの請求に因り取消される場合がある、而して遺言が取消されるときは遺言の記載なきと同一の結果となるのである。

○遺言取消證書の文例、自筆證書の遺言書を以て取消す例を示す、其他の取消遺言書は總て遺言の方式に從ふべし(民法一一二四條)

遺言取消遺言書

大正何年何月何日自筆證書ノ遺言書ヲ以テ何々ノ遺言ヲ爲シタル處、右遺言中何々ノ部分ヲ取消ス(又ハ右遺言書ノ全部ヲ取消ス)右取消遺言ヲ正確ナラシムル爲メ遺言者自ラ此證書ノ全文ヲ記シ且左ニ日附及ヒ氏名ヲ自書シ捺印ス

何府縣何郡市町村番地身分職業

年 月 日

遺言者 何

某(印)

▲默示の

第一千二百二十五條 前ノ遺言ト後ノ遺言ト牴觸スルトキハ其牴觸スル部

第五編 相續 遺言

(第一一二四、一一二五條) 一八九七

遺言取消
(其一)

◎前の遺言と後の遺言とを抵觸したるときは、何を真正とするや

分ニ付テハ後ノ遺言ヲ以テ前ノ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス
前項ノ規定ハ遺言ト遺言後ノ生前處分其他ノ法律行為ト抵觸スル場
合ニ之ヲ準用ス

〔説明〕 本條は、前後の遺言の抵觸したるとき前の遺言は暗黙に取消されたものと看做されることを規定したるものである。例へば遺言者が遺言を以て單純に遺贈したる後同一物に付き後の遺言を以て同一受遺者に對し條件附にて遺贈したるときは、其前の單純の遺贈の遺言は後の條件附遺贈の爲めに、暗黙に取消されたもので後の遺言たる條件附の遺贈が真正のものと認められるのである。
又例へば或不動産を甲者に遺贈したる後、更に其不動産を乙者に遺贈したる場合には乙者の遺贈を以て效力あるものとなすべきか又は甲乙兩者の共有となるべきか、此場合には前例と異なりて必しも前後の遺言を同時に執行することの出來ないと云ふ場合でない甲乙兩者共有とすれば前後の遺言は完全に執行される譯である、斯ふいふ場合には其遺言者の意思が前の遺言を取消して後の遺言を爲したるものなるや否やを遺言の趣旨を推考して認定するのである。結局其認定は裁判官の權内にあるのである、又二個の遺言の

何れが前に爲されたるものか後に爲されたるものか即ち遺言の前後不分明なる場合に於て、争あるときは矢張裁判官の認定に依るのである。
要するに、遺言の抵觸とは二個の遺言が同時に執行することの出來ない場合をいふので故に共に執行の出來るものは、たとひ前後を異にしても其の遺言效力には差支ないのである、又前後の遺言が一部の抵觸あるときは、其抵觸したる一部だけの前の遺言が取消されるのみで其他の抵觸なき部分は差支なく執行することが出来るのである。又遺言は一旦遺言を爲したる後、其遺言が效力を發生する前即ち遺言者が生前處分として其遺言の趣旨に抵觸したる法律行為を爲したるときは、前項の規定が準用されて其抵觸部分の前の遺言は取消されることとなるのである、例へば遺言者が遺言を爲したる後、其遺贈物を他へ賣却し又は交換し又は贈與したるときは、其物に付き前の遺贈の遺言は取消されることとなり其受遺者は其賣却代金又は交換物を以て前の遺贈物に代つて其物の上に權利を取得するといふことは出來ない、又遺贈物の返還を求むるといふ權利はないものである、即ち前の遺言は遺言者が之と抵觸したる法律行為を爲したる爲め暗黙に取消されたるものと看做されるのである。
此遺言と法律行為との抵觸する場合にも遺言の目的の全部に關することあり一部に關す

ることがある、例へば遺言者が遺言物に抵當權を設定したる如き場合、此場合には其不動産の所有は遺言の效力發生に依り受遺者に移轉すれども其抵當權を消滅せしむることは出来ない、即ち遺言者が遺贈遺言を爲したる後に於て、其遺贈物を抵當に入れたる法律行為に言り其遺贈物の一部分が抵觸することとなり、其部分だけは前の遺言が取消されたこととなるのである。結局此場合の遺言は抵當附の不動産を遺贈されたる遺言となるのである。

第一千二百六條 遺言者カ故意ニ遺言書ヲ毀滅シタルトキハ其毀滅シタル部分ニ付テハ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス遺言者カ故意ニ遺贈ノ目的ヲ毀滅シタルトキ亦同シ

〔説明〕 本條は、遺言者が故意に遺言書又は遺言物を毀滅したるときは、暗黙に取消したるものと看做すべきことを規定したるものである。蓋し遺言は要式行為にして確實なることを要するものなるに、遺言者自身故意に其遺言書を毀滅する如き行為あるときは遺言者が毀滅したる行為に付き何等の意思を表示しなくも、法律上遺言を取消したるものと看做すに於て敢て不當のことではない、此推測は常に遺言書の毀滅したる場合のみ

▲默示遺言取消 (其二)

(參照第一一二七條)

◎遺言者は故意に遺言書を毀滅し若しくは遺贈物を毀滅

したるときは如何に看做さるるや

でなく、其遺言の目的たる物を自身に於て故意に毀滅したる場合に於ても、前同様の推測を爲すを以て至當とする、それ故本條に於て遺言者が自身故意に遺言書又は遺贈の目的物を毀滅したるとき、其遺言を取消したるものと看做すと規定したるものである。而して其毀滅が全部なるときは其遺言の全部、一部分なれば其遺言の一部分則ち其毀滅の部分に應じて其遺言も取消さるのである、其毀滅は必ず遺言者自身の故意に出でなければならぬのである、自身に出でたるものなれば實際手を下した者は何人たるを問はないのである。

第一千二百七條 前三條ノ規定ニ依リテ取消サレタル遺言ハ其取消ノ行為カ取消サレ又ハ效力ヲ生セサルニ至リタルトキト雖モ其效力ヲ回復セス但其行為カ詐欺又ハ強迫ニ因ル場合ハ此限ニ在ラス

〔説明〕 本條は、一旦取消されたる遺言は其後其取消の行為又は其取消の效力を生ぜざる場合に於ても前の取消されたる遺言は效力を生ぜざることを規定したるものである。即ち前三條の規定に因り一旦遺言を取消したるときは、之に依つて前の取消されたる遺

▲遺言取消の效力

◎一旦爲したる遺言を取消し又其取消

消の行爲
たるとき
は前の言
遣は効力
を回復し
るや若し
取消の行
爲が詐欺
強迫に因
りたる場
合如何

言は死物となり、其取消行爲の取消され又は効力を生ぜざる故を以て一旦死物となりたる遺言は回復されることはないのである、遺言者が猶ほ前の遺言の効力を生ぜしめやうとする意思あるなれば、更に取消されたる部分の遺言を方式に従ひ爲さなければならぬ普通の考へに従ひ一旦取消を爲したる前の遺言が取消されたるものなる故、其取消行爲を取消し又は其取消行爲の効力を奏せざるときは、前の遺言が死にきらず再び其遺言として効力を生ずるものであらうなどと思へば大間違ひである、恰かも一度其毒に中りて既に死物と成つた者に其後其毒消を投薬せしめても、何等の効力があるものではない、又中毒に依り既に死したるに其後其毒の効力が生ぜざるに至るも一旦死したる者は蘇生する理由はないと同じく、一旦取消された遺言は其後取消行爲が取消され又は其効力が生ぜざるに至るも、其前の取消された遺言は効力を回復するものではないのである、然れども其取消行爲其者が詐欺又は強迫に因る場合には、恰かも毒の毒たる効力がないと同じく其取消行爲其者が既に完全の効力を有するものでないから、此場合には一時絶息したる前の遺言は息吹返して其効力を回復するのである、此場合の解釋は間違易き故によく注意して解釋せればならぬ即ち其但書「其行爲が詐欺又は強迫ニ因ル場合」とは、其取消行爲其者が詐欺又は強迫に因る場合なるために取消され又は効力なきに至りたる

▲遺言取
消權拋棄
の禁止
◎遺言者
は像しめ
遺言を取
消さぬこ
とを約す
得ること
を得るや

きであつて、即ち本條但書の規定する所で、此場合には前の遺言は其効力を回復するのである、之に反して其取消行爲が完全に存立して其後何等かの原因に基き、其取消行爲が取消され又は効力なきに至りたるときは、即ち本條本文の規定する所で前の遺言は何等の効力を回復するものではないのである、此場合に遺言者が猶生存中なれば更に遺言を爲し其効力を保たしむることは出来るけれども、若し遺言者死亡すれば前の遺言其物は何等の効力なきものとなるのである。

第一千二百二十八條 遺言者ハ其遺言ノ取消權ヲ拋棄スルコトヲ得ス

〔説明〕 本條は、遺言者が遺言の取消權を拋棄することを得ざることを規定したるものである。蓋し遺言の性質たる遺言者の意思に依り何時にても取消し得べき性質を有するもので、遺言の取消を拋棄する人は自由の一部を終生拋棄せしむるもので公益に反するものとして本條に於て之が禁止をなしたるものである。故に實際に於て遺言者が遺言の取消を爲さざる契約を爲すも法律上無効にして何等の効力を生ずるものではない、其遺言者は其契約に拘束せられず何時にても遺言の取消をして毫も差支ないのである、即ち契約違反として損害を要求せらるる責はないのである。

△相續人
の遺言取
消

(参照第
一、一〇
四、一一
〇五、一
〇九七
條)

◎相續人
が遺言を
取消すこ
とを得る
場合如何

第一千二十九條 負擔附遺贈ヲ受ケタル者カ其負擔シタル義務ヲ履行セサルトキハ相續人ハ相當ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナキトキハ遺言ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

〔説明〕 本條は、相續人の遺言取消請求權を規定したるものである、前條までの規定は皆遺言者自身に於ての遺言の取消規定であるが本條に於ては遺言者以外即ち相續人よりの遺言取消權を規定したるものである。遺言の取消は一般法律行為の取消原因に因り取消さるる外に於ては、遺言者自身の明示默示の取消及び相續人の取消より外には取消すこととは出来ないものである、而して相續人が遺言の取消を請求し得る場合は即ち負擔附の遺贈を受けたる者が、其負擔したる義務を履行せざるときは其相續人は相當の期間を定めて其履行を催告することが出来る、其期間内に受遺者が負擔義務を履行すれば素より差支はないが若し受遺者が其義務を履行しないときは、大に相續人が不都合を感ずるから此場合に於て相續人として其遺贈に關する遺言の取消を裁判所へ請求せしめたのである、而して其遺言取消の効果は其遺言取消の判決が確定するより定まることとは一般の場合と異なることとはない、判決ありたるのみにては未だ取消されたるものではない、其確

定するに因り始めて其遺言は取消されることとなるのである、併し其取消の効力は初めより其遺言が無かつたと同様なるものである、其結果其は遺贈物は其相續人の所有に歸屬することとなる。

第七章 遺留分

遺留分とは相續財産の一部にして被相續人が自由に處分することの出来ないものである。即ち相續財産の二分の一とか三分の一とかは必ず其相續人に讓渡さればならぬ相續分である、被相續人は自分で働いて自分で貯蓄した財産であるから其資産は誰れに如何程遺ふとも好き勝手のやうなものであるけれども、又相續人の方から見れば自分が其家に生れ若くは其子に生れて其家を繼ぎ若くは其財産を承くべき身分でありながら戸主若くは親の愛憎慾に依りて一文半錢の相續財産もないとか又は負債ばかりを相續しなければならぬといふは、實に不公平なることのみならず、其戸主人たる者親たる者の責任を盡さないと言はればならぬ、且つ家督相續人は家督相續に因り其家の戸主となりて一家を統率する責任を負ふものなるに、其被相續人が無責任なる贈與若くは遺贈を爲

◎遺留分
とは何ぞ

したるため其一家を支へかれて遂には妻子家族を離散し果ては路頭に迷はしむるやうな結果に立到るやも測られないこととなる故に、法律は茲に遺留分なる制度を設け、其被相続人は家督相続の場合たる遺産相続の場合たるを問はず其相続人の有する遺留分を害する處分を爲すことの出来ないことを規定し、若し之に違反して爲されたる贈與又は遺贈は減殺せらるるなど、夫れ遺留分保護の規定を本章に於て設けたのである、然し實際に於て全く無資産の者には素より遺留分のどうのこうのと云ふ面倒なる法律の適用はない、多少でも相続財産のある場合に之等の規定が適用されるのである。而して遺留分は相続人のための権利であるから相続人からは必ず遺留分権利を主張しなければならぬと云ふ義務はないのである。遺留分を受くも受けないも其相続人の自由である、之に反して被相続人からは義務であつて其遺留分だけの部分は自分の好勝手に處分することの出来ない所の義務を負ふて居るのである。

- ―(一)遺留分の割合―
 - ―(1)家督相続人
 - ―(2)遺産相続人
- ―(二)遺留分算定方法
- ―(1)減殺請求者

本章の規定―

- ―(2)條件附又は存続期間不確定なる遺贈又は贈與の減殺
 - ―(3)遺贈の減殺
 - ―(4)遺贈減殺の割合
 - ―(5)贈與減殺の順序
 - ―(6)受遺者の元本の果實返還
 - ―(7)受遺者の無資力なる場合
 - ―(8)負擔付贈與の場合の減殺
 - ―(9)贈與と同一視すべき者
 - ―(10)贈與物の讓渡ありたる場合
 - ―(11)受遺者及び受遺者の返還義務の免除
 - ―(12)遺産相続の相続分に關する規定の準用
- ―(三)遺贈又は贈與の減殺―

第一千三百三十條 法定家督相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ク

此他ノ家督相續人ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク

▲家督相續人の遺留分の割合
◎家督相續人は遺留分として何程を受くるものなるや

〔説明〕 本條は、家督相續人に於ける遺留分の権利者及び其遺留分割合を規定したるものである。家督相續人には嘗て述べたる如く法定家督相續人、指定家督相續人及び選定家督相續人の種類がある、被相續人の直系卑屬即ち子又は孫に當る法定家督相續人は遺留分として被相續人の財産半額を受くる権利があるのである、其他の指定家督相續人、選定家督相續人等は遺留分として被相續人の財産の三分の一の財産を受くる権利があるのである。

第一千三百三十一條 遺産相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ク

遺産相續人タル配偶者又ハ直系尊屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産

▲遺産相續人の遺留分

ノ三分ノ一ヲ受ク

（参照第九〇四、四條）

◎遺産相續人は如何なる割合に遺留分を受けりや

〔説明〕 本條は、遺産相續人に於ける遺留分権利者及び遺留分の割合を規定したるものである。即ち遺産相續人も之を二種に分ち其一種たる直系卑屬の有する遺留分は被相續人財産の半額である、其直系卑屬が一人なる場合は別に面倒なる割合はないけれども若し遺産相續人が數人ある場合には其人數に應じて其遺留分を分つべきである、例へば三人あるときは各自の遺留分の三分の一を受くべきである、即ち被相續人たる親の財産の二分の一の遺留分の又三分の一が各自の相續分となるのである、斯の如く數人の遺産相續人が遺留分を受くるものとするときは、各自の取分は自ら少なくなるのである、又其直系卑屬中に於ても嫡子、庶子又は私生子とあるときは、其遺留分も亦第千四條の規定に従ひ其各自の取分割合を異にすることは勿論である。

斯くの如き遺産相續人が數人あるときは、其各自の取分は自ら少額になるけれども其遺留分は矢張被相續人たる親の財産の二分の一である、それ故被相續人は幾人の子供をもちても、其相續財産の二分の一だけは自分の好勝手に贈與若くは遺贈することが出来る

第五編 相續 遺留分

（第一一三〇、一一三一條） 一九〇九

▲遺留分
算定方法
（参照第
九八七、
六一四、
三三、
民一

のである、即ち遺留分を害せざる範囲内に於て處分することが出来るのである、即ち二分の一だけの財産は自分の愛憎に因り此子には如何程彼子には如何程と區別を立てて贈與することを得るは勿論、又他人へ贈與若くは遺贈するも差支ないことである。遺産相続人は直系尊属のない場合に於て被相続人の配偶者又は直系尊属、例へば妻又は父母の如き者が遺産を相続する場合がある、此等の者は被相続人の財産の三分の一を遺留分権利として受けることが出来るのである、即ち此場合には被相続人は自分の財産の三分の二は自由に處分が出来なければならない、三分の一は遺留分として其遺産を相続する者に遣らなければならないのである。假令其妻又は親が金持であつて困窮するやうな虞れがなくとも遺留分として三分の一だけのものは受けることが出来るのである、併し其遺産を受くると否とは素より遺産相続人の自由である。

第一千三百二十二條 遺留分ハ被相続人カ相続開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ價額ニ其贈與シタル財産ノ價額ヲ加ヘ其中ヨリ債務ノ全額ヲ控除シテ之ヲ算定ス
條件附權利又ハ存續期間ノ不確定ナル權利ハ裁判所ニ於テ選定シタ

施九二
條

◎遺留分
算定方法
如何

ル鑑定人ノ評價ニ從ヒ其價額ヲ定ム
家督相続ノ特權ニ屬スル權利ハ遺留分ノ算定ニ關シテハ其價額ヲ算入セス

〔説明〕 本條は、遺留分の算定方法を規定したるものである。遺留分を算定するには先づ初めに於て其被相続人の財産の總額は如何程なるかを知らなければならぬ、即ち被相続人が贈與を爲さざりしならば相続開始日に有せし財産の總額の如何程なるを定め、之を基本として遺留分の割合を計算するのである、其遺留分計算基本たる被相続人の總財産を算定するには三段の運算方法を必要とするのである。

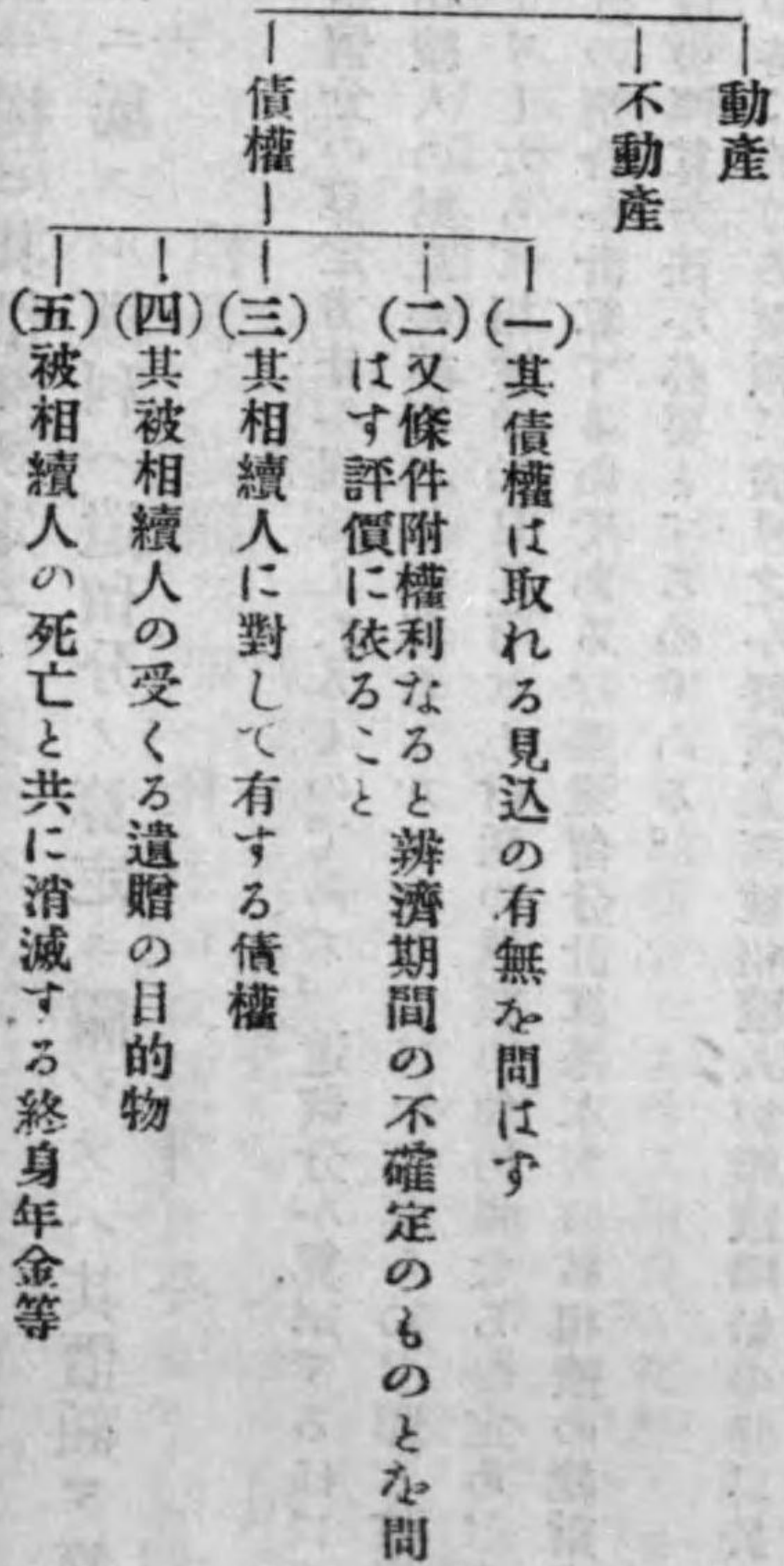
第一に、相続開始の時に於ける價額に依り之を評價して被相続人が相続開始の時に於ける被相続人の財産を合計すること、
第二に、被相続人が贈與したる財産を假裝して第一の財産に加算すること、
第三に、被相続人の債務の全額を控除すること、
右の三段に依つて得たる財産は即ち遺留分計算の基本となる被相続人の財産の總額である、今此の三段算定法を一段宛説明すれば、

第五分 相続 遺留分

（第一一三二條） 一九一一

第一に、被相続人が相続開始の時に於て有せし財産を合計すること、相続開始の時に於て有する財産とは被相続人に属する一切の財産を包含するのである、而して此の財産は相続開始の現状及び其當時の價額に依りて計算すべきものである、此前後に於て價額が増減するも之れは叶はないのである、何んとなれば遺留分の割合は此時に於て確定するものであるからである。

被相続人に属する一切の財産



(動産の價額) + (不動産の價額) + (債権の價額) = 現存財産

第二に、被相続人が贈與したる財産を假裝して第一の財産に加算すること、故に有價行爲を以て處分したる財産は總て之を加算せざるものである、而して假裝して加算するといふことは實際其價額を合併するのではなく、算盤珠の上で遺留分計算の爲めに加算するのである、又其贈與の評價は贈與を爲したる現状と相続開始當時の價額とに依るのである、即ち贈與を受けたる者に於て改良又は毀損を加へたるに拘はらず、其當時の價額を胸算し其價額が相続開始當時に於て猶ほ現存して居るものと看做して計算するのである(一〇〇八條)而して其贈與は一切の贈與を包含するものである。然しながら相続開始前一年間に爲したるものに限る(一一三三條)

贈與物 | (一) 其贈與財産は動産と不動産とを問はず
| (二) 重大なる物と輕微なる物とを問はず(但し實際上の施物若くは慣習の贈與物、例へば吉凶贈答の如き類は包含せず)

| (三) 贈與を受けたる者が相続人たると實物返還の義務(一〇〇七條)あるものとは問はず其價額を假定して算定することを得

第三に、債務の全額を控除すること、即ち被相続人が相続開始の時に於て有せし財産の價額と其贈與したる財産の價額とを加算したる後、其債務を控除したるものが、遺留分算定の基本財産となるのである、此算定基本財産と遺留分の割合を以て二分若しくは三分したるものが遺留分の額となるのである。例へば被相続人が其相続開始の時に於て相続の目的と爲し得べき財産が四萬圓の價額を有し、其死亡前一年間に贈與したる財産の總額が六萬圓あり而して其負債額が二萬圓あるとすれば、

$$40,000(\text{現在財産}) + 60,000(\text{贈與價額}) = 100,000(\text{假裝財産})$$

$$100,000(\text{假裝財産}) - 20,000(\text{債務財産}) = 80,000(\text{算定基本財産})$$

$$80,000(\text{算定基本財産}) \times \frac{2}{3}(\text{遺留分の割合}) = (遺留分の額) \text{故に遺留分が二分の一ならば}$$

$$80,000 \times \frac{1}{2} = 40,000$$

即ち前二條の規定に依り相続人たる直系卑屬が只一人なるときは、其遺留分額は四萬圓である、其四萬圓は其相続人が遺留分として贈與を減殺して取得することが出来るのである、故に本場合に其相続現在の財産が四萬圓あるから、此四萬圓を自分が取得することが出来れば贈與の減殺を請求しなくてもよいけれども、此現存財産たる四萬圓は此中から負債二萬圓を辨済しなければならぬ、然れば其殘額は二萬圓となる、それでは四萬

圓の遺留分権利を有する者は二萬圓の財産のみになりて二萬圓の不足を生ずることとなる、そこで此不足額二萬圓は死亡前一年間に爲されたる贈與額六萬圓より減殺を請求することが出来るのである。本場合の如き被相続人の財産が負債額より超過して居るときは、負債を控除する算定法に不都合ないけれども、之に反して負債額が其被相続人の財産に超過して居るときは頗る面倒なる計算となるのである。例へば被相続人が一人の相続人ありしが其死亡より數日前二十萬圓の贈與をなしたり、而して其財産は其死亡の時に於て貸方が十萬圓借方が二十萬あるとすれば之が算定方法は左の結果となるのである。

$$100,000(\text{現在財産}) + 200,000(\text{贈與額}) = 300,000$$

$$300,000 - 200,000(\text{負債額}) = 100,000(\text{遺留分算定基本財産})$$

$$100,000(\text{基本財産}) \times \frac{2}{3}(\text{遺留分の割合}) = 50,000(\text{遺留分の額})$$

即ち其相続人の贈與分権利として受くべき遺留分額は五萬圓である、故に此五萬圓は贈與額二十萬圓に對して減殺を請求することが出来る、然し此場合に於て實際負債額二十萬圓なる故に贈與額を減殺して五萬圓を請求するも、現存財産額十萬圓と合せて結局債權者に支拂はれねばならぬ、其結果として遺留分権利者は一文も利得なきのみが尙ほ五萬

圓の債務を負ふこととなる、(但し單純相續の場合なり)若し其場合に於て其遺留分權利者即ち相續人が自分の爲めに利得なき故、遺留分の請求を爲さざるときは其債權者は其贈與者に對し、其相續人の債權者として遺留分額を請求することが出来るのである。(故に此場合に於ても單純承認の相續場合に限る)前例の場合に於て其負債額が三十萬圓なるときは左の結果となるのである。

$$100,000(\text{現存財産}) + 200,000(\text{贈與額}) = 300,000$$

$$300,000 - 300,000(\text{債務額}) = 0(\text{遺留分算定基本財産})$$

$$0 + 2(\text{遺留分の割合}) = 0(\text{被相続人自由処分財産})$$

此等は即ち被相續人が自由に処分(例へば贈與又は遺贈)することの出来ないことを表はして居るものである、故に遺留分權利が其受遺者に對して其全額の減殺を請求することが出来る譯である、然れども債務額三十萬圓ある故に結局相續人は一文も入手することには出来ないが、相續人が單純の承認の相續を爲したるときは、被相續人の債權者に對し無限の責任を負ふものなれば、實際自分の手へは一文の入金なくとも其遺留分權利として其贈與の減殺を要求し、之を以て被相續人負債の辨済に充つれば、結局相續人の利益

となるのみならず債權者も亦之に依つて損害を免がれることとなるのである、若し此場合に相續人が債務の全額を辨済せざるときに於て、相續人が遺留分權利として其贈與の減殺を要求しなければ、被相續人の債權者は相續人の代理として遺留分權利を相續人に代つて行使して其贈與の減殺を請求することが出来るのである。

前項に依り遺留分を算定するに當り其財産中に條件附權利又は存續期間の確定せざる權利あるときは、何時條件が成就するか何時期間が到來するか知れないもので、其權利が如何程の價額あるものなるか否や不確定のものである、さりとて其條件の成就、期間の到來まで其權利を計算以外に置くといふ譯にもならないから、斯る權利あるときは裁判所に於て選定したる鑑定人の評價に従ひ、其價額を定むべきものとしたのである。(第一〇三二條二項)又其家の系譜、祭具及び墳墓の如きものは我國祖先崇拜の慣例として其家に保存するの結果、家督相續の特權に屬するもので遺留分算定以外に置き其價額を遺留分に算入しないこととしたのである。

▲相續財産算定に算入すべし

第一千百三十三條 贈與ハ相續開始前一年間ニ爲シタルモノニ限り前條ノ規定ニ依リテ其價額ヲ算入ス一年前ニ爲シタルモノト雖モ當事者

雙方カ遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ之ヲ爲シタルトキ亦同シ

〔説明〕 本條は、相續財産算定に算入すべき贈與を規定したるものである。蓋し相續開始の時から數年前に爲したる贈與をも減殺することが出来るとすれば、受遺者及び善意の第三者を害することとなる、さりとて全く贈與の減殺を許さないときは、誰れしも遺贈を爲さないで贈與を爲すこととなり法律が折角遺留分を認めたる實益なきに至る、それ故本條に於て之を折衷して相續開始前一年間に爲したる贈與に限り其相續財産中に算入することとしたのである、然し當事者双方即ち被相續人と受遺者とが共謀して遺留分権利者を害する故意を以て爲したる贈與なるときは、たとひ一年前にも二年前にも其遺留分算定に算入されるのである。

第一千三百三十四條

遺留分権利者及ヒ其承繼人ハ遺留分ヲ保全スルニ必要ナル限度ニ於テ遺贈及ヒ前條ニ掲ケタル贈與ノ減殺ヲ請求スルコトヲ得

（參照第一、一三三四條）

○何年前の贈與は遺留分権利者より減殺を請求するを得るや

▲遺贈及び贈與の減殺（參照第一、一三三四條）

一、一三〇、一三三

○如なる場合於て遺贈又は贈與を減殺するを得るや

〔説明〕 本條は、遺留分を害したる贈與及び遺贈の減殺を請求することを規定したるものである。被相續人の爲したる贈與又は贈與が遺留分権利を害したるものなるときは、其遺留分権利者及其承繼人は遺留分を保全するに必要なる限度に於て遺贈及び贈與の減殺を請求することが出来るのである、其遺留分を害したるや否や即ち被相續人が随意に處分することを得る自由財産の範圍を超過したる贈與又は遺贈なるか前數條の規定に依る算定の結果に於て知れるのである、而して減殺を請求し得る者は、其當人即ち遺留分権利者即ち相續人は勿論其承繼人に屬するのである、承繼人とは遺留分権利者の相續人、相續分譲受人又は遺留分権利者の債権者等をいふ、故に被相續人の債権者は全く減殺請求権を有することは出来ないものである、只だ遺留分権利者が相續の單純承認を爲したる場合に於て、遺留分権利者の債権者として之に代り其減殺の請求を爲すことが出来るのである。

又其減殺請求權は遺留分に必要なる程度に於て爲さなければならぬ、其必要なる程度とは第一千三百三十條及び第一千三百三十一條に規定せる遺留分の割合に於て、第一千三百三十二條の遺留分算定方法に依りて得たる各自の遺留分額である、其限度外のものに素より請求すべき權利はない而して此減殺の効果は、遺贈に付きては其減殺されたる部分即ち全部又

第五編 相續 遺留分

（第一一三四條） 一九一九

は一部は遺贈の効力なきものとなり、贈與に付きては其減殺されたる部分即ち全部又は一部は贈與の解除となるのである、又減殺請求権は單に減殺を請求し得る権利のみで其請求が成立すれば上述の効果を生ずるものである、即ち被相続人が隨意に處分し得る範圍を超へて遺贈又は贈與を爲し遺留分規定に違反したるものなるものなる故を以て、法律上當然其遺贈又は贈與の全部又は一部が無効となるのではない、單に其侵害部分の減殺を請求し得る権利あるのみである、故に遺留分権利者が其減殺請求を爲さなければ其遺贈又は贈與には何等の影響を受くるものでないことは勿論のことである、本條の場合を例解すれば、例へば被相続人の財産が十萬圓なるに、甲者は一萬圓、乙者は二萬圓、丙者は三萬圓の遺贈を受けたるときは、十萬圓の遺産に對し六萬圓の遺贈を爲したるもので、其遺留分額五萬圓の中一萬圓を被相続人の隨意處分に依り害されたるものなれば、其一萬圓だけ各受遺者の割合に應じて(第一一三七條)之が減殺を請求することが出来るのである。

○遺留分権利者が受遺者に對し遺留分を保全するに必要なる遺贈の減殺を請求する訴狀の文例(民法一一三四條、受贈者に對し贈與の減殺を請求する場合も之に準し作るべし)

遺贈減殺請求ノ訴

何府縣何郡市町村番地身分職業
原告 何 某(乙)
何府縣何郡市町村番地身分職業
被告 何 某(丙)

請求ノ一定ノ目的
被告(丙)カ原告(乙)ノ被相続人何某(甲)ヨリ受ケタル遺贈金七萬圓中金貳萬圓ノ減殺請求

請求ノ一定ノ原因

原告(乙)ハ被相続人何某(甲)ノ長男タル法定ノ推定家督相續人ニシテ大正何年何月何日右被相続人(甲)ノ死亡ニ因リ家督相續ヲ爲シタリ、而シテ右被相続人ノ相續開始ノ時ニ於テ被相続人カ有セシ財産ヲ調査スルニ總計金拾萬圓ノ價額アリ、故ニ被相続人(甲)ノ長男ニシテ法定ノ推定家督相續人タル原告(乙)ハ民法第千百三十條第一項ニ依リ遺留分トシテ其中額即チ金五萬圓ノ價額ノ財産ヲ受クルノ權

利アリ、然ルニ右被相続人(甲)ハ其相續開始ノ滿一年内ナル大正何年何月何日ニ於テ被告(丙)ニ對シ七萬圓ノ財産ヲ遺贈スルノ遺言ヲ爲シタリ、故ニ今若シ被相續開始ノ時ニ有セシ總財産拾萬圓中ヨリ被告(丙)ニ對スル遺贈額七萬圓ヲ控除スルモノトセハ原告(乙)ノ受クヘキ額ハ僅ニ三萬圓ト爲ラサル可カラス、是レ明ニ原告ノ遺留分權利ヲ害スルモノナリ、依テ原告ハ民法第百三十四條ニ依リ原告(乙)ノ遺留分ヲ保全スルニ必要ナル限度即チ原告ノ遺留分ヲ總財産ノ半額タル五萬圓ニ滿タシムル爲メ被告(丙)ニ對スル遺贈額七萬圓ヨリ二萬圓ノ減殺ヲ請求スル爲メ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

被告(丙)カ大正何年何月何日ノ遺言書ニ依リ原告(乙)ノ被相続人(甲)ヨリ受ケタル遺贈額金七萬圓中金二萬圓ヲ減殺ストノ判決相成度候也

證據方法及ヒ附屬書類ノ表示

- 一 被相続人ノ相續財産計算書
- 一 被告ニ對スル遺言書

壹 通
壹 通

年 月 日 原 告 何 某(乙)印
何地方裁判所長 何 某 殿

▲條件附
存續期間
不確定な
る遺贈又
は贈與の
減殺ある
場合

◎條件附
存續期間
不確定な
る贈與又
は贈與の
減殺ある
場合

第百三十五條 條件附權利又ハ存續期間ノ不確定ナル權利ヲ以テ贈與又ハ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ其贈與又ハ遺贈ノ一部ヲ減殺スヘキトキハ遺留分權利者ハ第百三十二條第二項ノ規定ニ依リテ定メタル價額ニ從ヒ直チニ其殘部ノ價額ヲ受贈者又ハ受遺者ニ給付スルコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、條件附權利又は存續期間の不確定なる權利の贈與又は遺贈の一部を減殺する場合に關し規定したるものである。此場合には第百三十二條第二項の規定に依りて裁判所の選任したる鑑定人の評價に従ひ、其價額より一部を減殺して其殘部の價額は直ちに受贈者又は受遺者に給付することを要せしめたのである、若し其等の權利に對

第五編 相續 遺留分

(第一一三五條) 一九三二

は遺贈の
目的と爲
したる場
合に於て
遺留分
の権利者
の義務を
問ふ

し減殺するの必要なときは其評價額の全部を直ちに支拂ふべきものである。

例へば被相続人が或者に終身年金を遺贈したり、即ち終身年金は其者が死亡するまで一定の金額を受くる権利ある故に、其権利は何年間存続するものなるや不確定なる故之を評價せるに三千圓なり、然るに相続開始の時に於ける現存財産は六千圓なるが故に之が相続人は、遺留分権利として三千圓を受くることが出来るのであるから、

$$6,000 \text{ (現存財産額)} + 2 \text{ (遺留分の割合)} = 3,3000 \text{ (遺留分の額)}$$

$$6,000 \text{ (現存財産)} - 3,000 \text{ (遺留分の額)} = 3,000 \text{ (残額)}$$

$$3,000 \text{ (残額)} - 3,000 \text{ (終身年金の評價額)} = 0 \text{ (残額ナシ)}$$

此の場合には、丁度其終身年金評價全額が支拂はれるから別に減殺する必要はないが、若し其終身年金評價額は四千圓なるときは一千圓の不足を生ず、此一千圓を遺留分三千圓より支拂ふとすれば、結局遺留分権利を害するものなる故、此の不足額一千圓は其終身年金評價額四千圓より減殺することとなり、其残部の價額三千圓は直ちに其受遺者に支拂はれるのである。

若し又現存財産が六千圓にして之に終身年金評價額四千圓遺贈あり別に二千圓の遺贈ありとすれば、

$$6,000 \text{ (現存財産)} + 2 \text{ (遺留分の割合)} = 3,000 \text{ (遺留分の額)}$$

$$4,000 \text{ (終身年金評價額)} + 2 \text{ (他の遺贈額)} = 6,000 \text{ (總遺贈額)}$$

故に總遺贈額を支拂へば相続財産は零となり、之れが爲め遺留分権利の全額三千圓は害せらるゝこととなる、それ故其の終身年金の遺贈と他の遺贈とは、遺留分権利を害したる限度額即ち三千圓は第千百三十七條の規定に依り其の割合に應じて減殺されるのである、即ち、

$$3,000 \text{ 減殺額} \times 2,000 \text{ (他の遺贈額)} = 1,000 \text{ (他の遺贈の減殺額)}$$

$$6,000 \text{ (總遺贈額)}$$

$$3,000 \text{ (減殺額)} \times 4,000 \text{ (終身年金遺贈の評價額)} = 2,000 \text{ (終身年金評價額の減殺額)}$$

$$6,000 \text{ (總遺贈額)}$$

故に此計算に依り、二千圓の遺贈は一千圓の減殺を受け、四千圓の終身年金遺贈は二千圓を減殺せられ残額二千圓となるのである、此の二千圓は本條の規定に依り直ちに支拂

はれるのである。

本場合の引例は、終身年金即ち存続期間の不確定なる権利を以て遺贈の目的物となしたる場合なれども、其他條件附權利を以て遺贈の目的となしたる場合にも同一の理由であるから此等の説明は類推して知らるべし、之を要するに條件附若くは存続期間の不確定なる遺贈物又は贈與物に付きては、遺留分權利者は其遺留分を害せざる限度に於て一時に評價額を支拂ふべきものと定めたのである。

▲贈與と遺贈減殺順序

◎贈與と遺贈減殺の先後に於ける受けるべき減殺の順序

第一千三百三十六條 贈與ハ遺贈ヲ減殺シタル後ニ非サレハ之ヲ減殺スルコトヲ得ス

〔説明〕 本條は、贈與と遺贈とは孰れか先に遺留分不足額の減額を受くべきかを規定したるものである。蓋し贈與は生存中に於て爲さるるものにして遺贈は死亡後に於て效力を生ずるものであるから、普通被相続人の意思は遺贈に贈與を爲したる後に於て爲さるるものなれば、遺留分權利者が減殺を請求するに當り遺贈と贈與と二つのものがあるときは先づ遺贈に付き減殺したる後尙ほ不足額あれば贈與に付き減殺することとしたのである。

ある。要するに本條は贈與と遺贈との減殺順序を明かにしたのである。

第一千三百三十七條 遺贈ハ其目的ノ價額ノ割合ニ應シテ之ヲ減殺ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

〔説明〕 本條は、數個の遺贈が減殺さるる割合を規定したるものである。即ち遺贈が減殺さるるときは一つの遺贈を減殺し悉して次の遺贈に遷り減殺し、又之を悉して又次の遺贈を減殺するといふ方法ではなくして各遺贈の價格の割に應じて減殺するものである、即ち之を算數式とするときは左の如し、

(減殺價額) × (各自の遺贈價額) = (各自の減殺負擔價額) / (各自の遺贈價額の合計)

又之を例解すれば左の如くである、例へば減殺額九千圓ある場合に於て、遺贈の價額甲は二萬圓、乙は三萬圓、丙は四萬圓合計九萬圓なりとすれば、

20,000 + 40,000 + 30,000 = 90,000 (甲乙丙の遺贈合計額)

第五編 相続 遺留分 (第一一三六、一一三七條) 一九二七

▲遺贈減殺の割合第四條 (參照第五條) ◎如何なる順序に依るべきか如何なる順序に依るべきか如何なる順序に依るべきか如何なる順序に依るべきか

9,000(減殺價額) × 20,000(甲の遺贈價額)	= 2,000(甲の減殺負擔額)
90,000(遺贈合計價額)	
9,000(減殺價額) × 30,000(乙の遺贈價額)	= 3,000(乙の減殺負擔額)
90,000(遺贈合計價額)	
9,000(減殺價額) × 40,000(丙の遺贈價額)	= 4,000(丙の減殺負擔額)
90,000(遺贈合計價額)	

即ち甲の遺贈は二千圓の減殺を負擔し、乙の遺贈は三千圓の減殺を負擔し、丙の遺贈は四千圓の減殺を負擔するので合計九千圓の減殺となるのである。

要するに遺贈は其目的の價額の割合に應じて之を減殺するのである。其遺贈は特定の遺贈たるを包括の遺贈たるを問はず其割合に應じて減殺を負擔するのである。包括遺贈の場合に債務をも包含して居るものであるから、先づ其遺贈の價額中から債務額を引去りて猶殘額ある場合に其殘額を遺贈額として其割合に因り減殺負擔額を定むるのである。

而して此遺贈減殺負擔額の算定方法は、遺言者が別段の意思を定めない場合に適用され

るので、遺言者が之と異なる意思を遺言したるときは其遺言の意思に従はなければならぬ、是れ勉めて遺言者の意思を尊重する所以である、例へば遺言書中に他の遺贈は減殺することを得るも此遺贈は減殺することを得ずとの記載ありたる場合の如きときは、其遺贈に限り前段の規定に依り減殺せしむることは出来ないのである、然し遺留分制度は公益の必要上設けたるものなれば、本場合に於て他の遺贈の減殺により不足なきときは差支ないけれども、若し他の遺贈に付き減殺爲し悉して猶ほ不足あるときは、其不足額はタトヒ遺言に於て此遺贈は減殺することを得ずと記載あるも、其れに拘はらず其遺贈に付き減殺の出来ることは勿論のことである。

第一千三百三十八條 贈與ノ減殺ハ後ノ贈與ヨリ始メ順次ニ前ノ贈與ニ及

フ

〔説明〕 本條は、贈與の減殺順序を規定したるものである。即ち贈與の價額は後の贈與を減盡して順次に前に及ぶべきである。蓋し被相続人が前の贈與を爲すに當りては未だ遺留分を害するに至らなかつたけれども、後の贈與を爲したる爲め始めて遺留分を害す

▲贈與減殺の順序

◎贈與は如何なる順序に依り減殺せ

やらべき

▲果實の返還

◎減殺の請求を受けたる者は其元本は勿論減殺請求の利息以後の返すべきものなり

るに至るといふことになるからである、それ故に減殺は後の贈與から始めて順次前の贈與を減殺するを以て至當とするのである。

第一千三百三十九條 受贈者ハ其返還スヘキ財産ノ外尙ホ減殺ノ請求アリタル日以後ノ果實ヲ返還スルコトヲ要ス

〔説明〕 本條は、減殺の請求を受けたる受贈者が其元本は勿論減殺請求後の果實を返還すべきことを規定したるものである、即ち減殺の請求を受けたる者は其減殺額を返還することは無論のことであらう、尙ほ其物に依り果實例へば利息等を生ずれば其利息をも返還しなければならぬ、理論上からは相續開始以後の果實を返還すべきに至當とするけれども、通常贈與を受けたる者は果實を收取して之を消費して終ふものであるに、其後其贈與が遺留分を害したる故を以て減殺を請求せらるるは已むを得ないことである、けれども其果實までも返還しなければならぬといふことは少しく其受贈者の身に取り酷に亘る所から、本條に於て其果實の返還は其減殺請求のあつた時から以後の果實を返還せしむることとしたのである、故に減殺請求ありたるときは直ちに元本を返還すれば、別に果

實を生ずる譯もないから素より果實を返還するといふことはないのである。

▲受贈者の無資力なる場合

◎減殺を受たる者が無資力なる者は其損失を負擔する

第一千四百十條 減殺ヲ受クヘキ受贈者ノ無資力ニ因リテ生シタル損失ハ遺留分権利者ノ負擔ニ歸ス

〔説明〕 本條は、減殺を請求せられたる受贈者が無資力なるときは、何人が其損害を負擔すべきかを規定したるものである。即ち此場合に於て其減殺額は順次に前の受贈者が其不足額を負擔すべきのであるが、但し又遺留分権利者が負擔すべきであるか不明なる故に本條に於て明に其不足額は遺留分権利者が損失するものと定めたのである。

それ故に遺留分権利者が贈與を受けたるものが無資力となるときは、たとへば如何程其者が贈與を受けたるも、又其前に贈與を受けたる者が如何程豊富ならうとも、其者に對して減殺を請求することは出来ない、其遺留分権利者自身に於て損失を引受くることとなるのである。

然しながら其損失を受くるのは其受贈者が無資力なる爲め減殺することの出来なかつただけの額で、減殺額の全体が損失となるのではない、即ち贈與に對しての減殺額は第一千

百三十八條の規定に依り後の贈與から順次に前の贈與に及ばずものである、例へば甲は前に六萬圓の贈與を受け、後に乙は四萬圓の贈與を受けたるものなるに、今減殺額五萬圓ありとすれば、先づ百三十八條の規定に依り後の受贈者乙に對し減殺を請求して四萬圓を得、残り一萬圓は前の受贈者甲に對し減殺を請求するのである、此場合に於て乙者が無資力なるときは其減殺請求額五萬圓中四萬圓（即ち乙者の無資力なる爲め減殺することの出来ない額）だけは、遺留分権利者の損失となるのであるけれども残り一萬圓は前の受贈者甲者に對して減殺請求するを得るは勿論のことである、若し又此場合に於て乙者が二萬圓の財産を有するときは、其遺留分権利者は乙者に對しての減殺請求額四萬圓中二萬圓の損失を引受くる事となり、甲者に對しては依然として一萬圓の減殺請求が出来るのである、之を要するに本條の規定に依り遺留分権利者が損失を引受くるは其受贈者が無資力に依り請求することの出来ないだけの額を損失するのである。

▲負擔の場
合の減殺

第一千四十一條 負擔附贈與ハ其目的ノ價額中ヨリ負擔ノ價額ヲ控除シタルモノニ付キ其減殺ヲ請求スルコトヲ得

◎負擔の場
合に於て
減殺を爲
す標準如
何

〔説明〕 本條は、負擔附贈與に對し減殺請求を爲す場合に於て其負擔附贈與の實額を基本となすべきことを規定したるものである。即ち負擔附贈與は單純の贈與とは異なり其負擔を履行せなければならぬ、故に受遺者が受る利益の實額は其負擔を控除して始めて定まるべきものである、故に負擔附贈與に對して減殺する場合には、其贈與より負擔を控除したる額を基本として減殺すべきものとしたのである。

▲贈與と
看做さる
もの

第一千四十二條 不相當ノ對價ヲ以テ爲シタル有價行爲ハ當事者雙方カ遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ爲シタルモノニ限り之ヲ贈與ト看做ス此場合ニ於テ遺留分権利者カ其減殺ヲ請求スルトキハ其對價ヲ償還スルコトヲ要ス

◎不當の
代價を以
て賣買を
爲したる
ものは贈
與と看做

〔説明〕 本條は、法律上贈與と同一視されて減殺請求を受くる場合を規定したるものである。即ち不當の時價を以て爲したる有價行爲例へば不相當の廉價を以て物の賣買を爲したる如き、其名は賣買なれども其實贈與と左程の差異なきものなれば、此場合には其賣買を贈與と同一視して減殺をすることを得めしめたのである、然し其有價行爲に對し

第五編 相續 遺留分 (第一一四一、一一四二條) 一九三三

減殺を請求するには、遺留分権利者に於て其當事者が遺留分の権利に損害を加ふることを知りて爲したるものなることを證明しなければならぬ、且又タトヒ僅少なるものでも其時價を償還しなければならぬのである、之を要するに有償行爲を贈與と看做して減殺を請求するには、其行爲の當事者が遺留分に損害を加ふることを承知の上で爲したるものなることを要し、其減殺請求者は其對價を償還することを要するのである。

第一千四百三十三條

減殺ヲ受クヘキ受贈者カ贈與ノ目的ヲ他人ニ讓渡シタルトキハ遺留分権利者ニ其價額ヲ辨償スルコトヲ要ス但讓受人カ讓渡ノ當時遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知りタルトキハ遺留分権利者ハ之ニ對シテモ減殺ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ハ受贈者カ贈與ノ目的ノ上ニ權利ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

▲贈與物を讓渡した場合の減殺
◎減殺を

〔説明〕本條は、減殺を受くべき受贈者が贈與物を他人に譲り渡したる場合を規定した

受贈者が受贈るべき贈與物を他人に譲渡したる場合の減殺
受贈者が受贈るべき贈與物を他人に譲渡したる場合の減殺
受贈者が受贈るべき贈與物を他人に譲渡したる場合の減殺

るものである。此場合に於て其受贈者が減殺の請求を受けたるときは、遺留分権利者へ對し其讓渡對價を辨償しなければならぬのである。若し其受贈者が無資力なるときは第一千四百四十條の規定により其損失は遺留分権利者に於て負擔せなければならぬ。然し此場合に於て若し其遺贈物の讓受人が讓受當時、豫じめ其讓が遺留分権利者に損失を加ふるものであるといふことを知りながら爲したる者なるときは、遺留分権利者は其者即ち讓受人に對しても其減殺を請求することが出来るのである、即ち此場合には其遺留分権利者に於て其讓受人が讓受の當時、遺留分権利者に損害を加ふることを知りて爲したるものなることを立證しなければならぬのである。

前項の規定は受贈者が贈與物の上に權利を設定したる場合にも準用されるのである、即ち贈與物を抵當に入れるとか質入するとか其他贈與物の上に地役權又は地上權を設定したる場合に於て其贈與物に對し減殺を請求せられたるときは、其受贈者が其設定行爲に依りて得たる對價を遺留分権利者へ償還せなければならぬ、若し其抵當に取り又は質に取られたる者等が其當時に於て遺留分権利者を害することを知りながら爲したるものなるときは其者へ對しても亦減殺の請求が出来るのである。

▲受贈者及び受遺者の返還義務の免除

◎減殺を受くべき者が其減殺物の返還を免るる方法如何

第一千四百四十四條 受贈者及び受遺者ハ減殺ヲ受クヘキ限度ニ於テ贈與又ハ遺贈ノ目的ノ價額ヲ遺留分權利者ニ辨償シテ返還ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔説明〕 本條は、減殺を受くべき受贈者及び受遺者が其價額を辨償して返還義務を免かるることを規定したるものである。蓋し贈與物又は遺贈物を受けたるときは、必ず其現物を以て返還しなければならぬとするは、遺留分權利者が祖先傳來の財産を保持するためには至極便なる事であるけれども、物の利用取引の安全を害する事となり又其價額を辨償すれば遺留分權利者の利益を害する譯でもないから、本條に於て受贈者又は受遺者は如何なる場合に拘らず贈與物又は遺贈物に對し、減殺を受くべき限度に於ける價額を辨償して其現物返還の義務を免がるる事を得と規定したるものである。此の規定は前條但書の場合即ち惡意の讓受人に對しても準用されるので、其讓受人は其讓受けたる物又は權利の價額を遺留分權利者へ其辨償して返還の義務を免がるる事が出来るのである。

▲減殺請求權の特別時効

◎減殺請求權行使すべきは、何年間に於ては消滅するや

第一千四百四十五條

減殺ノ請求權ハ遺留分權利者カ相續ノ開始及ヒ減殺スヘキ贈與又ハ遺贈アリタルコトヲ知リタル時ヨリ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス相續開始ノ時ヨリ十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

〔説明〕 本條は、減殺の請求權に關する特別時効を規定したるものである。即ち減殺を請求する權は相續開始及び減殺すべき贈與又は減殺のありたることを知りたる時から、知りながら一年間其減殺を請求しないとす即ち減殺權を行使せざる時は、時効に因りて消滅して終ふので其後に於ては其減殺を請求することは出来ないものである、又其減殺すべき贈與又は遺贈の知ると知らざるとに拘らず、相續開始の時から十年を経過すれば亦時効に因り其減殺請求權は消滅するものである、故に減殺を請求するには其相續の開始後一年の間に於て受贈者又は受遺者に對し、減殺請求權を行使しなければならぬのである。

此滅殺請求は必ずしも訴を以てしなくもよいのであるけれども、若し相手方が請求に應じないときは勢ひ訴を以て請求することとなるのである、且つ口頭、書状若くは郵便等を以て請求することを得るは勿論なれども、最も確實にして後日の證據となるは執達吏を以て此請求を爲すことである。

第一千四百四十六條 第九百九十五條、第十四條、第十五條、第一千七百七條及
第一千八百條ノ規定ハ遺留分ニ之ヲ準用ス

▲遺産相続の相續分に関する規定
◎相續人の子又は孫に於ては遺留分を受くるものなりや
◎庶子、私生子、如合に遺割

〔説明〕 本條は、遺産相続の相續分に関する規定を遺留分に關し準用することを規定したるものである。即ち相續分の承祖相続に關する第九百九十五條を準用して遺留分の權利は其卑屬親(子孫)に於ても直ちに承祖承繼を爲すことを得るものとし、又相續分は諸子均分なることを規定したる第一千四條を準用して遺留分權利も諸子均分なるべきものである、然し庶子及び私生子は嫡出子の二分の一たるべきものとなす(蓋し遺留分は公益規定なれば相續分とは異なり被相續人に於て自由に遺留分を定むることの出来ないことは其性質上勿論のことである)、又第一千五條を準用して遺留分も亦承祖承繼の場合に於て

留分を受くるものなりや

其遺留分額は直系尊屬の受くべき部分と同じきものとなし、其遺留分計算方法に關し第一千七條及び第一千八條の規定が準用されるのである、故に之等の規定に従つて其遺留分の計算を爲さなければならぬのである、之等の條項の説明は其各條に就いて參看せらるべし。



民法正義 畢

民法附屬法令集 (目次)

●民法附則……………	一
●民法施行法(三一、法律一一)……………	二
○確定日附簿及日附ある印章調製方(二一、司法省令七)……………	一五
○私署證書に確定日附を附することを登記所に請求する者の納むる手数料に關する件(四二、司法省令一六)……………	一六
○法人設立の申請等に關する件……………	一六
○地上權に關する件(三三、法律七二)……………	二四
○建物保護に關する件(四二、法律四〇)……………	二四
○立木に關する件(四二、法律二二)……………	二四
○立木登記規則(四三、司法省令五)……………	二九
○立木の先取特權に關する件(四三、法律五六)……………	三二
○外國人の土地所有權に關する件(四三、法律五一)……………	三三

○地所質入書入規則(六、布告一八)……………三四

○外國人の抵當權に關する件(三二、法律六七)……………三四

●利息制限法(一〇、布告六六)……………三四

○記名の國債を目的とする質權の設定に關する件(三七、法律一七)……………三五

○失火の責任に關する件(三二、法律四〇)……………三五

○戸主に非ざる者爵を授けられたる場合に關する件(三八、法律六二)……………三五

○救育所に在る孤兒の後見職務に關する件(三三、法律五一)……………三六

○救育所に在る孤兒の後見職務執行に關する特例(三三、勅令一四四)……………三七

○棄兒、迷兒、遺兒等の後見に關する件(三三、內務省令一一)……………三七

○相續人曠缺の場合に於て國庫に歸屬したる財産の引渡に關する件(三三、勅令四〇九等)……………三八

○軍人軍屬の爲したる遺言の確認に關する件(三三、法律一三)……………三八

●不動産登記法(三二、法律二四)……………三九

○不動産登記法施行細則(三二、司法省令一一)……………七六

○一定の町村又は其大字の土地登記簿調製方(三九、司法省令一七等)……………九四

○不動産及商業登記簿謄本抄本等の手数料(三二、司法省令一四)……………九五

○債務者に代位する債權者の登記申請に關する件(三九、法律五五)……………九六

●永代借地權に關する件(三四、法律三九)……………九七

○永代借地權に關する件(三四、勅令一七八)……………一〇〇

○帝國の臣民又は法人永代借地權を取得したる場合に關する件(三四、勅令一七九)……………一〇三

○永代借地及び永代借地の上に存する建物に關する登記取扱手續(三四、司法省令一五)……………一〇四

●戶籍法(大正三、法律二六)……………一〇五

○戶籍法施行細則(大正三、司法省令七)……………一三七

○戶籍手数料規則(大正三、勅令一八三)……………一四五

●寄留法(大正三、法律二七)……………一四六

○寄留手續令(大正三、勅令二二六)……………一四六

○年齢計算に關する件(三五、法律五〇)……………一五四

○御諱御名の文字の外人民一般相名乘るを許す(六、布告一一八)……………一五四

○國名並舊官名を通稱に用ふるを停む(三、一一、一九、布告).....	一五四
○通稱名乗兩様を止め一名とす(五、布告一四九).....	一五四
○氏名改稱出願方(五、布告二三五).....	一五四
○華士族分家者は平民籍に編入(七、布告七三).....	一五四
○士族の稱(二、六、二五、行政官達).....	一五五
○世襲の卒、士族に編入何出方(五、布告二九).....	一五五
○郷士、士族に編入何出方(五、布告四四).....	一五五
○族稱廢絶の件(一三、布告三).....	一五五
○外國に於て婚姻を爲すとき説明書に關する件(三三、司法省令二五).....	一五五
○皇族より臣籍に入りたる者及婚嫁に因り臣籍より出て皇族と爲りたる者の戸籍に關する件(四三、法律三九).....	一五六
○種痘法第八條に依る符號戸籍に記入方(四二、司法省令二二).....	一五八
● 國籍法 (三二、法律六六).....	一五八
○國籍喪失者の權利に關する件(三二、法律九四).....	一六三
○外國人を養子又は入夫と爲すの件(三一、法律二一).....	一六三

○外國人を養子又は入夫と爲さんとする者の出願手續に關する件(三二、内務省令五一).....	一六三
● 供託法 (三二、法律一五).....	一六四
○供託物取扱規程(三二、大藏省令六).....	一六五
● 人事訴訟手續法 (三一、法律一三).....	一七〇
○人事訴訟手續法第一條第三項の住所地指定(三一、司法省令八).....	一八三
○人事訴訟手續法第三章に依り爲すべき公告方法(三一、司法省令九).....	一八三
● 非訟事件手續法 (三一、法律一四).....	一八四
○外國人の遺産の保存處分に關する手續(三一、司法省令四〇).....	二二五
○法人及び夫婦財産契約登記取扱手續(三二、司法省令一五).....	二二六
○法人及夫婦財産契約登記簿の謄本抄本等の手数料の件(三二、司法省令三四).....	二二八

民法附屬法令集

●民法附則

(明治三十五年法律第三十七號)

本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ本家ニ在ル直系卑屬カ意思能力ヲ有セサルトキハ法定代理人之ニ代ハリ民法第七百三十七條第一項ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲ル手續ヲ爲スコトヲ得
本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ直系卑屬ニシテ民法第七百三十七條ノ規定ニ依リ分家ノ家族ト爲リタル者ニ付テハ同法第九百七十二條ノ規定ヲ適用セス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

●民法施行法

(明治三十一年六月二十一日法律第十一號)

第一章 通則

第一條 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本

(民法附屬法令)

法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス

第二條 民法ニ於テ破産ト稱スルハ民事ニ付テハ家資分散ヲ謂フ

第三條 身代限ノ處分ヲ受ケタル者ハ其債務ヲ完済スルマテハ之ヲ破産者ト看做ス

第四條 證書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ對シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル證據力ヲ有セス

第五條 證書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス

一 公正證書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス

二 登記所又ハ公證人役場ニ於テ私署證書ニ

日附アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス

三 私署證書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス

四 確定日附アル證書中ニ私署證書ヲ引用シタルトキハ其證書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署證書ノ確定日附トス

五 官廳又ハ公署ニ於テ私署證書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其證書ノ確定日附トス

第六條 私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官吏又ハ公證人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其證書ニ登簿番號ヲ記入シ帳簿及ヒ證書ニ日附アル印章ヲ押捺シ且

其印章ヲ以テ帳簿ト證書トニ割印ヲ爲スコトヲ要ス

證書カ數紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ每紙ノ綴目又ハ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 確定日附簿ニハ豫メ登簿番號ヲ印刷シ請求順ヲ以テ前條ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス

確定日附簿ニハ地方裁判所長其紙數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ且職印ヲ以テ每紙ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第八條 私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ納ムルコトヲ要ス

第九條 左ノ法令ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

一 明治五年第二百九十五號布告

二 明治六年第二十一號布告

三 同年第二十八號布告

四 同年第四十號布告

五 同年第六十二號布告

六 同年第七十七號布告

七 同年第二百五十五號布告代人規則

八 同年第二百五十二號布告

九 同年第三百六號布告動產不動產書入金穀貸借規則

十 同年第三百六十二號布告出訴期限規則

十一 明治七年第二十七號布告

十二 明治八年第六號布告

十三 同年第六十三號布告

十四 同年第二百二號布告金穀貸借請人證人辨償規則

十五 同年第四百十八號布告建物書入質規則及ヒ建物賣買讓渡規則

十六 明治九年第七十五號布告

十七 同年第九十九號布告

十八 明治十年第五十號布告

十九 明治十四年第七十三號布告

二十 明治十七年第二十號布告

二十一 明治二十三年法律第九十四號財產委棄法

二十二 同年勅令第二百十七號辨濟提供規則

明治六年第十八號布告地所質入書入規則ハ第十一條ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十條 (三十九年法律第十三號ヲ以テ削除)

第十一條 本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 總則編ニ關スル規定

第十二條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十一條ニ掲ケタル原因ノ爲メニ後見人ヲ附シタル者ハ其施行ノ日ヨリ禁治產者又ハ準禁治產者ト看做ス

後見人ハ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治産
又ハ準禁治産ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス
第十三條 後見人其他民法第十七條ニ掲ケタル
者カ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治産又ハ
準禁治産ノ請求ヲ爲ササリシトキハ其期間
經過ノ後ハ前條第一項ノ規定ヲ適用セス
前項ノ期間内ニ禁治産又ハ準禁治産ノ請求ア
リタルモ裁判所ニ於テ之ヲ却下シタルトキハ
抗告期間經過ノ後若シ抗告アリタルトキハ最
後ノ抗告棄却ノ時ヨリ又訴ニ於テ禁治産又ハ
準禁治産ノ宣告ヲ取消シタルトキハ其判決確
定ノ日ヨリ前條第一項ノ規定ヲ適用セス
第十四條 刑法第十條第三號、第三十五條、第
三十六條、刑法附則第四十一條、陸軍刑法第
十八條第四號及ヒ海軍刑法第九條第四號、第
二十二條ハ之ヲ削除ス
刑法第五十五條中「行政ノ處分ヲ以テ治産ノ

禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但」ノ二十三字及
ヒ陸軍刑法第三十二條中「第三十五條第三十
六條」ノ十字ハ之ヲ削除ス
第十五條 民法施行ノ日ニ於テ刑事禁治産者
ル者ハ其施行ノ日ヨリ能力ヲ回復ス
第十六條 民法施行前ヨリ刑事禁治産者ノ財產
ヲ管理スル者ハ刑事禁治産者又ハ刑事禁治産
者カ定メタル他ノ管理者カ其財產ヲ管理スル
コトヲ得ルマテ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ管理者ハ民法第三百三條ニ定
メタル權限ヲ有ス但刑事禁治産者カ別段ノ意
思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
第十七條 民法第二十五條乃至第二十九條ノ規
定ハ民法施行前ニ住所又ハ居所ヲ去リタル者
ニ付テモ亦之ヲ適用ス
民法施行前ヨリ不在者ノ財產ヲ管理スル者ハ
其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其管理ヲ

繼續ス
第十八條 民法第三十條及ヒ第三十一條ノ規定
ハ民法施行前ヨリ生死分明ナラサル者ニモ亦
之ヲ適用ス
民法施行前既ニ民法第三十條ノ期間ヲ經過シ
タル者ニ付テハ直チニ失踪ノ宣告ヲ爲スコト
ヲ得此場合ニ於テハ失踪者ハ民法ノ施行ト同
時ニ死亡シタルモノト看做ス
第十九條 民法施行前ヨリ獨立ノ財產ヲ有スル
社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ掲ケタ
ル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス
前項ノ法人ノ代表者ハ民法第三十七條又ハ第
三十九條ニ掲ケタル事項其他社員又ハ寄附者
カ定メタル事項ヲ記載シタル書面ヲ作り民法
施行ノ日ヨリ三個月内ニ之ヲ主務官廳ニ差出
タシ其認可ヲ請フコトヲ要ス此場合ニ於テ主
務官廳ハ其書面カ民法其他ノ法令ニ反スルト

キ又ハ公益ノ爲メ必要ト認ムルトキハ其變更
ヲ命スルコトヲ要ス
前項ノ規定ニ從ヒテ認可ヲ得タル書面ハ定款
又ハ寄附行爲ト同一ノ效力ヲ有ス
第二十條 法人ノ代表者カ前條第二項ノ規定ニ
從ヒ主務官廳ノ認可ヲ得タルトキハ二週間内
ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記ス
ルコトヲ要ス
一 民法第四十六條第一項第一號乃至第三號
及ヒ第五號乃至第八號ニ掲ケタル事項
二 主務官廳ノ認可ノ年月日
前項ノ期間ハ主務官廳ノ認可書ノ到達シタル
時ヨリ之ヲ起算ス
第一項ノ規定ニ從ヒテ爲シタル登記ハ民法第
四十六條第一項ニ定メタル登記ト同一ノモノ
ト看做ス
第二十一條 第十九條第一項ノ法人カ財產目錄

又ハ社員名簿ヲ備ヘサルトキハ民法施行ノ後
遲滞ナク之ヲ作ルコトヲ要ス
第二十二條 法人ノ代表者方前三條ノ規定ニ反
シ認可ヲ受ケ、登記ヲ爲シ又ハ財産目錄若ク
ハ社員名簿ヲ作ルコトヲ怠リタルトキハ五圓
以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル
第二十三條 第十九條第一項ノ法人カ其目的以
外ノ事業ヲ爲シ又ハ認可ノ條件ニ違反シ其他
公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務官
廳ハ其解散ヲ命スルコトヲ得
第二十四條 民法ノ規定ニ依リ法人ニ關シテ登
記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公
告スルコトヲ要ス
第二十五條 主務官廳カ正當ノ理由ナクシテ法
人ノ設立許可ヲ取消シ又ハ其解散ヲ命シタル
トキハ其法人ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ
得

第二十六條 法人ノ清算人カ民法第七十九條及
七十八條第一項ノ規定ニ依リ爲スヘキ公
告ハ裁判所カ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一
ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス
第二十七條 剝奪公權者及ヒ停止公權者ハ法人
ノ理事、監事又ハ清算人タルコトヲ得ス
第二十八條 民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ
内神社、寺院、祠宇及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セ
ス
第二十九條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過シタ
ル債權ハ時効ニ因リテ消滅シタルモノト看做
ス
第三十條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過セサル
債權ニ付テハ民法中時効ニ關スル規定ヲ適用
ス
第三十一條 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴
期限カ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キト

キハ舊法ノ規定ニ從フ但其殘期カ民法施行ノ
日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ
長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適
用ス
第三十二條 前條但書ノ規定ハ舊法ニ出訴期限
ナキ權利ニ之ヲ準用ス
第三十三條 前三條ノ場合ニ於テ民法中時効ノ
中斷及ヒ停止ニ關スル規定ハ民法施行ノ日ヨ
リ之ヲ適用ス
第三十四條 第三十條乃至第三十二條ノ規定ハ
時効期間ノ性質ヲ有セサル法定期間ニ之ヲ準
用ス
第三章 物權編ニ關スル規定
第三十五條 慣習上物權ト認メタル權利ニシテ
民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ
後ハ民法其他ノ法律ニ定ムルモノニ非サレハ
物權タル效力ヲ有セス

第三十六條 民法ニ定メタル物權ハ民法施行前
ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法
ニ定メタル效力ヲ有ス
第三十七條 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依
リ登記スヘキ權利ハ從來登記ナクシテ第三者
ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシモノト雖モ民法
施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニ非サン
ハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第三十八條 民法施行前ヨリ占有又ハ準占有ヲ
爲ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用
ス
第三十九條 民法施行前ヨリ動産ヲ占有スル者
カ民法第九十二條ノ條件ヲ具備スルトキハ
民法ノ施行ト同時ニ其動産ノ上ニ行使スル權
利ヲ取得ス
第四十條 遺失物ハ明治九年第五十六號布告遺
失物取扱規則第二條ニ依リ榜示ヲ爲シタル後

一年內ニ其所有者ノ知レサルトキハ民法施行前ニ其榜示ヲ爲シタルトキト雖モ拾得者其所有權ヲ取得ス但漂著物ニ付テハ明治八年第十六號布告内國船難波及漂流物取扱規則ノ規定ニ從フ

第四十一條 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ニ至ルマテ遺失物ト同一ノ手續ニ依リテ公告ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 民法施行前ヨリ民法第二百四十二條乃至第二百四十六條ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取得スヘカリシ狀況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時ニ民法ノ規定ニ從ヒテ所有權ヲ取得ス但第三者カ正當ニ取得シタル權利ヲ妨ケス

第四十三條 共有者カ民法施行前ニ於テ五年ヲ超ユル期間内共有物ノ分割ヲ爲ササル契約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超エサル範圍内ニ於テ其效力ヲ有ス

第四十四條 民法施行前ニ設定シタル地上權ニシテ存續期間ノ定ナキモノニ付キ當事者カ民法第二百六十八條第二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以上民法施行ノ日ヨリ五十年以下ノ範圍内ニ於テ其存續期間ヲ定ム

地上權者カ民法施行前ヨリ有シタル建物又ハ竹木アルトキハ地上權ハ其建物ノ朽廢又ハ其竹木ノ伐採期ニ至ルマテ存續ス

地上權者カ前項ノ建物ニ修繕又ハ變更ヲ加ヘタルトキハ地上權ハ原建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第四十五條 (三十四年法律第三十九號ヲ以テ廢止)

第四十六條 民法第二百七十五條及ヒ第二百七十六條ノ期間ハ民法施行前ヨリ同條ニ定メタル事實カ始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ

起算ス

第四十七條 民法施行前ニ設定シタル永小作權ハ其存續期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其效力ヲ存ス但其期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十年ニ短縮ス

民法施行前ニ期間ヲ定メシテ設定シタル永小作權ノ存續期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス民法施行前ニ永久存續スヘキモノトシテ設定シタル永小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年內ニ所有者ニ於テ相當ノ價金ヲ拂ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ此權利ヲ拋棄シ又ハ一年內ニ此權利ヲ行使セサルトキハ爾後一年內ニ永小作人ニ於テ相當ノ代價ヲ拂ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス(三十三年法律第七十一號ヲ以テ本項追

加)

第四十八條 民法ノ規定ニ從ヘハ民法施行前ヨリ先取特權ヲ有スヘカリシ債權者ハ其施行ノ日ヨリ先取特權ヲ有ス

第四十九條 民法第三百七十條ノ規定ハ民法施行前ニ抵當權ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第五十條 民法第三百七十四條ノ規定ハ民法施行前ニ設定シタル抵當權ニモ亦之ヲ適用ス但民法施行ノ日ヨリ一年內ニ特別ノ登記ヲ爲シタル利息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以テ抵當權ヲ行フコトヲ得

第五十一條 民事訴訟法第六百四十九條第二項及ヒ第三項ヲ改メテ左ノ三項トス
不動産ノ上ニ存スル一切ノ先取特權及ヒ抵當權ハ賣却ニ因リテ消滅ス
留置權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競

落人ハ其留置權ヲ以テ擔保スル債權ヲ辨濟スル責ニ任ス
質權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競落人ハ其質權ヲ以テ擔保スル債權及ヒ質權者ニ對シテ優先權ヲ有スル者ノ債權ヲ辨濟スル責ニ任ス

第四章 債權編ニ關スル規定

第五十二條 明治十年第六十六號布告利息制限法第三條ハ之ヲ削除ス

第五十三條 民法施行前ヨリ債務ヲ負擔スル者カ其施行ノ後ニ至リ債務ヲ履行セサルトキハ民法ノ規定ニ從ヒ不履行ノ責ニ任ス
前項ノ規定ハ債權者カ債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第五十四條 民事訴訟法第七百三十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

民法第四百十四條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ第一審ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ民法ノ規定ニ從ヒテ決定ヲ爲ス

第五十五條

民事訴訟法第七百三十四條ヲ左ノ如ク改ム

債務ノ性質カ強制履行ヲ許ス場合ニ於テ第一審ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ相當ノ期間ヲ定メ債務者カ其期間内ニ履行ヲ爲ササルトキハ其遲延ノ期間ニ應シ一定ノ賠償ヲ爲スヘキコト又ハ直チニ損害ノ賠償ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ要ス

第五十六條 金錢ヲ目的トスル債務ヲ負擔シタル者カ民法施行前ヨリ其履行ヲ怠リタルトキハ損害賠償ノ額ハ其施行ノ日以後ハ民法第四百四十九條第一項但書ノ適用ヲ妨ケス
第五十七條 指圖證券、無記名證券及ヒ民法第

四百七十一條ニ掲ケタル證券ハ公示催告ノ手續ニ依リテ之ヲ無効ト爲スコトヲ得

第五十八條 民法施行前ニ發生シタル債務ト雖モ相殺ニ因リテ之ヲ免ルルコトヲ得
雙方ノ債務カ民法施行前ヨリ互ニ相殺爲スニ適シタルトキハ相殺ノ意思表示ハ民法施行ノ日ニ遡リテ其效力ヲ生ス

第五十九條 民法第六百五條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル不動産ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス

第六十條 外國人又ハ外國法人ニ土地ヲ賃貸シタル場合ニハ條約又ハ命令ニ別段ノ定ナキ場合ニ限り民法ノ規定ヲ適用ス

第六十一條 刑法附則第五十四條乃至第六十二條ハ之ヲ削除ス

第五章 親族編ニ關スル規定
第六十二條 民法施行ノ際家族タル者ハ民法ノ

(民法附屬法令)

規定ニ依レハ家族タルコトヲ得サル者ト雖モ之ヲ家族トス

家族ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ戶主權ニ服ス

第六十三條 民法ノ規定ニ依レハ父又ハ母ノ家ニ入ルヘキ者ト雖モ民法施行ノ際他家ニ在ル者ニハ其規定ヲ適用セズ

第六十四條 民法施行前ニ隱居者又ハ家督相續人カ詐欺又ハ強迫ニ因リ隱居ヲ爲シ又ハ相續ヲ承認シタルトキハ民法第七百五十九條ノ規定ニ依リテ之ヲ取消スコトヲ得但第三十二條及ヒ第三十四條ノ適用ヲ妨ケス

民法第七百六十條ノ規定ハ民法施行前ニ家督相續人ノ債權者ト爲リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第六十五條 民法施行前ニ爲シタル婚姻又ハ養子縁組カ其當時ノ法律ニ依レハ無効ナルトキ

ト雖モ民法ノ規定ニ依リ有效ナルヘキトキハ
民法施行ノ日ヨリ有效トス

第六十六條 民法第七百六十七條第一項ノ期間
ハ前婚力民法施行前ニ解消シ又ハ取消シサレ
タルトキト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ
起算ス

第六十七條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法
ニ依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘ
キトキハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコ
トヲ得但事實カ既ニ民法ニ定メタル期間ヲ經
過シタルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第六十八條 民法施行前ニ爲シタル婚姻又ハ養
子縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル
效力ヲ生ス

第六十九條 民法施行前ニ婚姻ヲ爲シタル者カ
夫婦ノ財産ニ付キ別段ノ契約ヲ爲ササリシト
キハ其財産關係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財産

制ニ依ル民法施行前ニ夫婦カ其財産ニ付キ契
約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ婚姻届出ノ後ニ
爲シタルモノト雖モ其效力ヲ存ス但其契約カ
法定財産制ニ異ルトキハ民法施行ノ日ヨリ六
个月内ニ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫
婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ
依リ離婚又ハ離縁ノ原因タルヘキトキハ夫婦
又ハ縁子縁組ノ當事者ノ一方ハ離婚又ハ離縁
ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第六十七條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第七十一條 嫡出ノ推定及ヒ否認ニ關スル民法
ノ規定ハ民法施行前ニ懐胎シタル子ニモ亦之
ヲ適用ス

七十二條 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定
ニ從ヒテ父又ハ母ノ親權ニ服ス

第七十三條 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事
實ニ據リテ親權又ハ管理權ノ喪失ヲ宣告スル
コトヲ得

第七十四條 民法第九百條第一號ノ場合ニ於テ
民法施行ノ際未成年者ノ後見人タル者アルト
キハ其後見人ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定
ニ從ヒテ其任務ヲ行フ

第七十五條 民法第九百條第一號ノ場合ニ於テ
民法施行ノ際未成年者カ後見人ヲ有セサルト
キハ民法ニ定メタル者其後見人ト爲ル

第七十六條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十
一條ニ掲ケタル原因ノ爲メニ後見人ヲ附シタ
ル者アル場合ニ於テ後見人其他民法第七條ニ
掲ケタル者ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告アリタ
ルトキハ後見人ハ其宣告ノ時ヨリ民法ノ規定
ニ從ヒテ後見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告
アリタルトキハ保佐人ノ任務ヲ行フ

(民法附屬法令)

第七十七條 民法施行前ニ未成年又ハ民法第七
條若クハ第十一條ニ掲ケタル原因ニ非サル事
由ノ爲メニ選任シタル後見人ノ任務ハ民法施
行ノ日ヨリ終了ス

未成年者ノ後見人又ハ民法第七條若クハ第十
一條ニ掲ケタル原因ノ爲メニ選任シタル後見
人カ民法第九百八條ニ該當スルトキ亦同シ

第七十八條 民法第九百三十七條及ヒ第九百四
十條乃至第九百四十二條ノ規定ハ前條ノ場合
ニ之ヲ準用ス

民法第九百三十八條ノ規定ハ前條第二項ノ場
合ニ之ヲ準用ス

第七十九條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定
ニ依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人
ヲ選任セシムル爲メ遲滞ナク親族會ノ招集ヲ
裁判所ニ請求スルコトヲ要ス若シ之ニ違反シ
タルトキハ親族會ハ其後見人ヲ免黜スルコト

ヲ得
第八十條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ遲滞ナク被後見人ノ財産ヲ調査シ其目錄ヲ調製スルコトヲ要ス

民法第九百十七條第二項、第三項、第九百十八條及ヒ第九百十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十一條 民法第九百二十四條及ヒ第九百二十七條ノ規定ハ後見人カ第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第八十二條 民法第九百三十條ノ規定ハ後見人カ民法施行前ニ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對スル第三者ノ權利ヲ讓受ケタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十三條 後見人カ民法施行前ヨリ被後見人

ノ財産ヲ賃借セルトキハ後見監督人ヲ選任セシムル爲メ招集シタル親族會ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス若シ親族會カ同意ヲ爲サザリシトキハ貸賃借ハ其效力ヲ失フ

第六章 相續編ニ關スル規定

第八十四條 民法施行前ニ民法第九百六十九條及ヒ第九百九十七條ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタル者ト雖モ相續人タルコトヲ得ス

第八十五條 民法第九百七十四條及ヒ第九百九十五條ノ規定ハ相續人タルヘキ者カ民法施行前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十六條 相續人廢除ノ原因タル事實カ民法施行前ニ生シタルトキト雖モ廢除ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 相續人廢除ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ廢除シタル相續人ニモ亦之

ヲ適用ス

第八十八條 家督相續人指定ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ指定シタル家督相續人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十九條 民法第九百八十九條ノ規定ハ民法施行前ニ前戸主ノ債權者ト爲リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第九十條 民法第九百八條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル贈與ニモ亦之ヲ適用ス

第九十一條 相續ノ承認、拋棄及ヒ財産ノ分離ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相續ニハ之ヲ適用セズ

第九十二條 相續人曠缺ノ場合ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相續ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第九十三條 相續財産ノ管理人カ民法第五十七條ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所カ同

法第五十八條ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十四條 遺言ノ成立及ヒ取消ニ付テハ其當時ノ法律ヲ適用シ其效力ニ付テハ遺言者ノ死亡ノ時ノ法律ヲ適用ス

第九十五條 民法第九百三十二條乃至第九百三十六條及ヒ第九百三十八條乃至第九百四十五條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル贈與ニモ亦之ヲ適用ス

●確定日附簿及ヒ日附アル印章調製方(明治三十一年七月八日)

第一條 登記所及ヒ公證人役場ニ備フヘキ確定日附簿及ヒ日附アル印章ハ左記難形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條 登記所ニ備フヘキ確定日附簿ハ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製シ登記所ノ請求ニ因リテ

之ヲ渡スヘシ

第三條 公證人ニ於テ確定日附簿ヲ調製シタルトキハ記入前管轄地方裁判所長ニ差出シ其契印ヲ請フヘシ
(雜形略ス)

●私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所ニ請求スル者ノ納ムル手数料ニ關スル件

(明治四十二年七月二十日)
(司省令第十六號)

私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所ニ請求スル者ハ每一件ニ付手数料三十錢ヲ納ムヘシ前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ請求書ニ貼附シテ之ヲ納ムヘシ

附則

本令ハ明治四十二年八月十六日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年司法省令第十一號ハ之ヲ廢止ス

●法人設立ノ申請等ニ關スル件

○閣令 (明治三十九年九月十二日)
(第七號)

第一條 馬政局ノ主管ニ屬スル社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ノ規定ニ依リ法人トシテ設立スルノ許可ヲ得ムトスル者ハ其ノ主たる事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シテ内閣總理大臣ニ申請スヘシ

第二條 前條ノ手續ヲ經テ設立シタル法人ヨリ内閣總理大臣ニ願出又ハ届出ヲ爲ストキハ總テ其ノ主たる事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

○閣令 (明治三十九年十二月十日)
(第十號)

競馬開催ヲ目的トスル法人ノ設立及監督ニ關ス

ル件左ノ通定ム

第一條 競馬ノ開催ヲ目的トスル社團又ハ財團ヲ民法第三十四條ニ依リ法人ト爲サムトスル者ハ定款又ハ寄附行爲ヲ以テ定メタル事項ノ外資産ノ總額調査及設計書ヲ差出スヘシ

第二條 前條設計書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
一 競馬開催ニ必要ナル建物及一哩以上ノ馬場ヲ設備スルコト

二 毎年二回以上定期ニ競馬ヲ行フコト

三 競走馬匹ノ年齢ハ明ケ四歳以上タルコト

四 毎年新馬ヲ競走馬匹中ニ加フルコト

前項第一號ノ事項ニ付テハ其ノ設備方法及圖面ヲ添附スヘシ

第二條ノ二 競馬開催ヲ目的トスル法人カ設立ノ許可ヲ得タル日ヨリ滿一箇年内ニ設備ヲ完成セサルトキハ主務官廳ハ設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ(四十年閣令第二號ヲ以テ追

(民法附屬法令)

加)

第三條 競馬開催ヲ目的トスル法人ヲ設立セムトスル地方ニ於テ既ニ法人タル競馬會アルトキハ後ノ設立者ハ競馬開催ノ時期ヲ異ニスヘシ

第四條 競馬會ハ毎年度剩餘金ノ幾分ヲ以テ産馬獎勵ノ目的ニ之ヲ使用スヘシ

第五條 馬政長官ハ競馬開催ヲ目的トスル法人ノ業務ヲ監督シ必要ト認ムルトキハ競馬會ヨリ報告ヲ徴シ又ハ其ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第六條 競馬開催ヲ目的トスル法人カ馬政長官ノ命令ヲ遵守セサルトキハ主務官廳ハ設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ(四十年閣令第二號ヲ以テ追加)

○閣令 (明治四十四年三月十四日)
(第二號)

一七

一六

鐵道院ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 鐵道院ノ主管ニ屬スル法人ノ設立ニ付

民法第三十四條ノ規定ニ依リ許可ヲ得ムトス

ルトキハ社團ニ在リテハ定款及社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行為ヲ以テ定ムル事項ヲ具シ申請書ヲ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

第二條 民法第四十五條、第四十六條又ハ第四十八條ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキハ一週間内ニ登記簿本ヲ添附シ届書ヲ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

第三條 定款變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ變更ヲ要スル理由ヲ具シ總會ノ議事及決裁ノ要領書ヲ添附シ申請書ヲ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

第四條 法人ハ事業年度終了後三十日內ニ該年末ノ財産目錄ヲ添附シテ左ニ掲グル事項ヲ記

第二條 法人ハ設立ノ許可アリタル後遲滞ナク左ノ事項ヲ領事官ニ届出ツヘシ其ノ二號ノ事項中ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

一 定款又ハ寄附行為

二 理事及監事ノ氏名住所

三 財産目錄及社團法人ニ付テハ社員ノ員數

第三條 法人ハ每事業年度ノ初月中ニ左ノ事項ヲ領事官ニ届出ツヘシ

一 法人ノ目的タル事業ノ前年度中ニ於ケル成績

二 前年度中處理シタル事務ノ要領

三 前年度ノ收入及支出

四 前年度末ノ調査ニ依ル財産目錄

五 社團法人ニ付テハ前年度人社又ハ退社セタル社員ノ員數

事業年度ハ特ニ之ヲ定メサルトキハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ルモノト看

(民法附屬法令)

載シタル報告書ヲ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

一 該年度ノ事業ノ狀況

二 該年度ノ收入支出金額及其ノ科目

三 社團法人ニ在リテハ該年度末ニ於ケル社員ノ員數

第五條 法人ノ設者立又ハ法人ヨリ内閣總理大臣ニ差出スヘキ書類ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

○外務省令(明治四十三年七月十五日)

法人ノ設立及監督ニ關スル規程

第一條 領事官ノ管轄區域内ニ主タル事務所ヲ有スル社團法人又ハ財團法人ヲ設立セムカ爲

メ民法第三十四條ニ依リ之ヲ許可ヲ得ムトスル者ハ社團法人ニ付テハ定款、資産ノ總額及社員ノ員數又財團法人ニ付テハ寄附行為及資産ノ總額ヲ具シ領事官ヲ經由シテ外務大臣ニ申請スヘシ

做ス

第四條 法人ヨリ外務大臣ニ申請又ハ届出ヲ爲スニ付テハ其ノ主タル事務所ヲ管轄スル領事官ヲ經由スヘシ

第五條 領事官ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ事務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

附則

本令ハ領事官力領事裁判權ヲ行使スルコトヲ得ル地方ニ限り之ヲ施行ス

○内務省令(明治三十二年四月二十八日)

第一條 社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ依リ之ヲ法人ト爲スニ付内務大臣ノ許可ヲ要スルモノハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シ其ノ申請書ニ通シ差出スヘシ其ノ許可ヲ得テ設立シタル法人及民法施行法第十九條ノ法人ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ要スル場合亦

同シ

第二條 前條ノ法人ヨリ内務大臣ニ差出スヘキ願届書ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

○内務省令(明治三十三年八月一日)

第九號

宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ノ設立等ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル社團又ハ財團ヲ法人ト爲サムトスルトキハ設立者ハ定款又ハ寄附行爲ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘシ
一 宗教ノ名稱及所屬教派宗派ノ名稱
二 儀式及布教ノ方法
三 布教者ノ資格及選定方法
四 信徒ト法人ノ關係

二〇

五 信徒及社員タルヘキ者ノ員數

六 宗教ノ用ニ供スル堂宇、教會所、會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ備フルモノニ在テハ其名稱、所在地及設立許可ノ年月日

第二條 前條ノ法人カ前條第一項第一號又ハ第四號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第三條 第一條ノ法人カ第一條第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ違背シタルトキハ民法第七十一條ニ依リ其設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
第四條 本令ニ依リ書面ヲ差出ス場合ニ於テ神佛道ノ教派又ハ宗派ニ屬スルモノニアリテハ凡テ管長ノ添書ヲ付スヘシ

○司法省令(明治三十三年八月十日)

第十二號

第一條 社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ依リ之ヲ法人ト爲スニ付司法大臣ノ許可ヲ要スルモノハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シ其ノ申請書ニ通テ差出スヘシ其許可ヲ得テ設立シタル法人及民法施行法第十九條ノ法人ニ於テ司法大臣ノ認可ヲ要スル場合亦同シ

第二條 前條ノ法人ヨリ司法大臣ニ差出スヘキ願届書ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

○文部省令(明治三十二年八月十六日)

第九號

文務大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 民法第三十四條ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ社團又ハ財團ヲ法人ト爲サムトスルトキハ其ノ設立者ニ於テ社團ニ在リテハ定款、

(民法附屬法令)

資産ノ總額及社員ノ員數財團ニ在リテハ寄附行爲及資産ノ總額ヲ具シ申請書ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第二條 法人ノ設立者及法人ヨリ文部大臣ニ差出スヘキ書類ハ總テ其ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ詳查ノ上意見ヲ附シテ進達スヘシ

第三條 法人ハ其ノ設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タルトキハ左ニ掲グル事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ報告スヘシ其ノ第一號及第二號ノ事項中ニ變更ヲ生シタル場合亦同シ

- 一 定款又ハ寄附行爲
- 二 理事及監事ノ氏名、住所
- 三 財産目錄及社團法人ニ在リテハ社員ノ員數

二一

第四條

教育會ヲ除ク外法人ハ毎年三月末ノ調査ニ依リ翌年中ニ財産目録ヲ添付シ左ニ掲クル事項ヲ文部大臣ニ報告スヘシ但特ニ事業年度ヲ設ケルモノハ年度末ノ調査ニ依リ其ノ年度ノ終ヨリ三十日以内ニ之ヲ報告スヘシ(三十七年文部省令第二十三號ヲ以テ全條改正)
一 法人ノ目的タル事業ノ狀況
二 前年中ノ處務ノ要件
三 前年ノ經費收入支出金額及其ノ費目
社團法人ハ前項ニ掲ケタル事項ノ外社員ノ員數ヲ報告スヘシ
法人タル學校ニ於テハ第一項第一號及第二號ノ事項ハ之ヲ報告スルヲ要セス
第五條 (同上ヲ以テ削除)
第六條 (同上)
第七條 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條又ハ民法施行法第二十三條ニ該當スル行爲

リト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シテ文部大臣ニ報告スヘシ

附則

第八條 本令施行前設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タル法人ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ事項ヲ地方長官ニ報告スヘシ

農商務省令(明治三十三年一月四日)

第一條 農商務省ノ主管ニ屬スル社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ノ規定ニ依リ法人トシテ設立スルノ許可ヲ得ントスルモノハ其主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ申請スヘシ
第二條 前條ノ手續ヲ經テ設立シタル法人ヨリ農商務大臣ニ願出又ハ届出ヲナス時ハ總テ其主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

遞信省令

(明治四十三年三月二十九日)

遞信大臣ノ主管ニ屬スル公益法人ノ設立及監督ニ關スル規則左ノ通定ム
第一條 民法第三十四條ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ得テ法人ヲ設セムトスルトキハ設立者ニ於テ社團ニ在リテハ定款、資産ノ種類及總額並社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行爲並資産ノ種類及總額ヲ具シ申請書ヲ遞信大臣ニ差出スヘシ其ノ事項ノ變更ニ付遞信大臣ノ認可ヲ得ムトスルトキ亦同シ
第二條 法人ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間内ニ左ニ掲クル事項ヲ遞信大臣ニ届出ツヘシ第一號ノ事項ニ變更アリタル場合亦同シ
一 理事及監事ノ氏名、住所
二 財産目録
社團法人ハ前項ニ掲ケタル事項ノ外社員名簿

ヲモ届出ツヘシ

第三條 法人ハ毎年三月末ノ調査ニ依リ翌月中ニ左ニ掲クル事項ヲ遞信大臣ニ届出ツヘシ但シ特ニ事業年度ヲ設ケタルモノハ年度末ノ調査ニ依リ其ノ年度ノ終了ヨリ三十日以内ニ之ヲ届出ツヘシ
一 法人ノ目的タル事業ノ狀況
二 財産目録及收支計算表
社團法人ハ前項ニ掲ケタル事項ノ外社員名簿ヲモ届出ツヘシ
第四條 本令ニ依リ遞信大臣ニ差出スヘキ申請書及届書ハ總テ法人ノ主タル事務所所在地ノ管轄遞信管理局長ヲ經由スヘシ
附則
本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●地上權ニ關スル件

(明治三十三年三月二十七日
法律第七十二號)

第一條 本法施行前他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル爲其ノ土地ヲ使用スル者ハ地上權者ト推定ス

第二條 第一條ノ地上權者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇年內ニ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
前項ノ規定ハ本法施行前ニ善意ニテ取得シタル第三者ノ權利ヲ害スルコトナシ

●建物保護ニ關スル件

(明治四十二年五月一日
法律第四十號)

第一條 建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ土地ノ賃借權ニ因リ地上權者又ハ土地ノ賃借人カ其ノ土地ノ上ニ登記シタル建物ヲ有スルト

キハ地上權又ハ土地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得
建物カ地上權又ハ土地ノ賃貸借ノ期間滿了前ニ滅失又ハ朽廢シタルトキハ地上權者又ハ土地ノ賃借人ハ其ノ後ノ期間ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二條 民法第五百六十六條第一項第三項及第五百七十一條ノ規定ハ前條第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス買主カ契約ノ當時知ラザリシ地上權又ハ賃借權ノ效力ノ存スル場合亦同シ

●立木ニ關スル件

(明治四十二年四月五日
法律第二十二號)

第一條 本法ニ於テ立木ト稱スルハ一筆ノ土地又ハ一筆ノ土地ノ一部分ニ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團ニシテ其ノ所有者カ本法ニ依リ所有權保存ノ登記ヲ受ケタルモノヲ謂

フ

第二條 立木ハ之ヲ不動産ト看做ス

立木ノ所有者ハ土地ト分離シテ立木ヲ讓渡シ又ハ之ヲ以テ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得
土地所有權又ハ地上權ノ處分ノ效力ハ立木ニ及ハス

第三條 立木ノ所有者ハ立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テモ當事者ノ協定シタル施業方法ニ依リ其ノ樹木ヲ採取スルコトヲ妨ケス

第四條 立木ヲ目的トスル抵當權ハ前條ノ規定ニ依リ採取ノ場合ヲ除ク外其ノ樹木ヲ土地ヨリ分離シタル後ト雖其ノ樹木ニ付之ヲ行フコトヲ得

抵當權者ハ債權ノ期限ノ到來前ト雖前項ノ樹木ヲ競賣スルコトヲ得但シ其ノ競落代金ハ之ヲ供託スヘシ
樹木ノ所有者ハ競賣ヲ爲スヘキ地ノ區裁判所

(民法附屬法令)

ニ相當ノ擔保ヲ供託シテ競賣ノ免除ヲ申立ツルコトヲ得

樹木ノ所有者ハ抵當權者ニ對シテ一箇月以上ノ期間ヲ定メ競賣ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ抵當權者カ其ノ期間內ニ競賣ヲ爲ササルトキハ其ノ樹木ニ付抵當權ヲ行フコトヲ得ス

第一項ノ規定ハ民法第九十二條乃至第九十四條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第五條 立木カ土地ノ所有者ニ屬スル場合ニ於テ其ノ土地又ハ立木ノミカ抵當權ノ目的タルトキハ抵當權設定者ハ競賣ノ場合ニ付地上權ヲ設定シタルモノト看做ス但シ其ノ存續期間及地代ハ當事者ノ請求ニ依リ地方ノ慣習ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム

第六條 立木カ地上權者ニ屬スル場合ニ於テ其ノ地上權又ハ立木ノミカ抵當權ノ目的タルト

キハ抵當權設定者ハ競賣ノ場合ニ付地上權ノ
存續期間内ニ於テ其、土地ノ賃貸借ヲ爲シタ
ルモノト看做ス但シ其ノ存續期間及借貸ニ付
テハ前條但書ノ規定ヲ準用ス
前項ノ場合ニ於テ地上權ノ存續期間ノ定ナキ
トキハ其ノ期間ハ當事者又ハ賃借人ノ請求ニ
依リ地方ノ慣習ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム
民法第六百四條及第六百十二條ノ規定ハ第一
項ノ賃貸借ニ之ヲ適用セス
第七條 前條ノ規定ハ轉貸ヲ爲スコトヲ得ル土
地ノ賃借人ニ屬スル立木カ抵當權ノ目的タル
場合ニ之ヲ準用ス
第八條 地上權又ハ土地ノ賃借人ニ屬スル立木
カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ地上權者又
ハ賃借人ハ抵當權者ノ承諾アルニ非サレハ其
ノ權利ヲ拋棄シ又ハ契約ヲ解除スルコトヲ得
ス

第九條 立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ其
ノ所有者カ樹木ノ運搬ノ爲土地ヲ使用スル權
利ヲ有スルトキハ立木ノ競落人ハ其ノ權利ヲ
行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相當ノ對
價ヲ支拂フヘシ
前項ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利ニ之ヲ準
用ス
第十條 第二條第三項及第三條乃至第九條ノ規
定ハ先取特權ニ之ヲ準用ス
第十一條 土地又ハ地上權カ質權ノ目的タル場
合ニ於テハ其ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所有
權保存ノ登記ヲ爲スコトヲ得ス
第十二條 各登記所ニ立木登記簿ヲ備フ
不動産登記法第十四條第二項及第十九條ノ規
定ハ前項ノ登記簿ニ之ヲ準用ス
第十三條 立木登記簿ハ一箇ノ立木ニ付一用紙
ヲ備フ

第十四條 立木登記簿ハ其ノ一用紙ヲ登記番號
欄、表題部及甲乙ノ二區ニ分チ表題部ニ表示
欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番
號欄ヲ設ケ
登記番號欄ニハ各立木ニ付登記簿ニ始テ登記
ヲ爲シタル順序ヲ記載ス
表示欄ニハ立木ノ表示ヲ爲シ及其ノ變更ニ關
スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登
記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス
甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス
乙區事項欄ニハ先取特權及抵當權ニ關スル事
項ヲ記載ス
順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタ
ル順序ヲ記載ス
第十五條 登記ノ申請書ニハ不動産登記法第三
十六條ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載ス
ヘシ

一 樹木カ一筆ノ土地ノ一部分ニ生立スル場
合ニ於テハ其ノ部分ノ位置及段別、其ノ部
分ヲ表示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ其
ノ名稱又ハ番號
二 樹種、數量及樹齡
第十六條 不動産登記法第六條及第七條ノ
規定ハ所有權保存ノ登記ニ之ヲ準用ス
第十七條 所有權保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ
於テ其ノ保存登記ニ付土地ノ登記簿上利害ノ
關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其ノ
承諾書又ハ之ニ代ルヘキ裁判ノ謄本ヲ添附ス
ヘシ
第十八條 既登記ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所
有權保存ノ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ土
地ノ登記用紙中土地又ハ地上權ヲ目的トスル
先取特權又ハ抵當權ノ登記アリタルトキハ立
木登記簿ニ其ノ登記ヲ轉寫スヘシ但シ其ノ登

記ニ抵當權カ樹木ニ及ハサル旨ノ記載アルト
キハ此限ニ在ラズ

不動產登記法第八十三條第一項及第二項ノ規
定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 既登記ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所
有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ土地ノ登記
用紙中表示欄ニ立木ノ登記番號ヲ記載シ登記
官吏捺印スヘシ立木ノ區分ノ登記ヲ爲シタル
トキ又ハ立木ニ存スル土地ニ付所有權保存ノ
登記ヲ爲シタルトキ亦同シ

立木ノ登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ前項ノ規
定ニ依リテ記載シタル登記番號ヲ朱抹シ登記
官吏捺印スヘシ

第二十條 立木ノ分合若ハ滅失アリタルトキ又
ハ第十五條第一號及第二號ニ掲ケタル事項ニ
變更アリタルトキハ所有權ノ登記名義人ハ遲
滯ナク其ノ登記ヲ申請スヘシ但シ樹木ノ發生

若ハ成長又ハ第三條ノ施業方法ニ依ル變更ニ
付テハ此ノ限ニ在ラス

立木ノ存スル土地ノ地目、字、番號又ハ段別ニ
變更アリタルトキ亦前項ニ同シ

不動產登記法中建物ノ滅失及其ノ表示ノ變更
ノ登記ニ關スル規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準
用ス

第二十一條 立木ヲ目的トスル抵當權設定ノ登
記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ不動產登
記法第十七條ニ掲ケタル事項ノ外施業方法
ヲ記載スヘシ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(四十三
年勅令第二百二十一號ヲ以テ同年五月二十日ヨ
リ施行ス)

●立木登記規則

(明治四十三年四月二十六日
司法省令第五號)

第一條 明治四十二年法律第二十二號ニ依ル立
木ノ登記ニ付テハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ

除クノ外不動產登記法施行細則ノ規定ニ依ル

第二條 立木登記簿ハ附錄第一號雛形ニ依リ地
方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第三條 立木共同人名簿ハ附錄第二號雛形ニ依
リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第四條 立木登記見出帳ハ附錄第三號雛形ニ依
リ之ヲ調製スヘシ

第五條 立木登記見出帳ニハ豫メ一ノ部ヨリ九
ノ部マテテ設ケ置キ登記用紙ニ登記番號ヲ記

載スル毎ニ立木ノ存スル土地ノ番號ノ頭字ニ
依リ相當ノ部ニ其ノ土地ノ番號、登記用紙ヲ
編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及登記番號ヲ記

(民法附屬法令)

入シ若立木ノ生立スル部分ヲ表示スヘキ名稱

又ハ番號アルトキハ其ノ名稱又ハ番號ヲモ記
入スヘシ但シ立木ノ存スル土地カ二箇以上ノ

番號ヲ有スルトキハ其ノ少ナキ番號ノ部ニ
ミ記入スヘシ

既登記ノ地上權者ノ申請ニ因リ立木ニ付所有
權保存ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ

外其ノ地上權ノ順位番號ヲモ記入スヘシ

第六條 第四條ニ定メタル雛形ノ見出帳ヲ使用
スルヲ不便トスル地方ニ在リテハ地方裁判所

長ハ特別ノ見出帳ヲ調製セシムルコトヲ得
前項ノ見出帳ノ雛形、之ヲ用ウヘキ登記所及

其ノ記入手續ニ付テハ豫メ司法大臣ノ認可ヲ
受クヘシ

第七條 不動產登記法施行細則第三十條及第三
十一條ノ規定ハ立木登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ
交付又ハ立木登記簿若ハ附屬書類ノ閱覽ノ請

求ニ之ヲ準用ス但シ樹木ノ生立スル部分ヲ表
示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ申請書ニ其
ノ名稱又ハ番號ヲモ記載スヘシ

第八條 樹木ノ數量ハ材積及本數ヲ記載スヘシ
但シ三十年生以下ノ樹木ニ在リテハ本數ヲ記
載スルヲ以テ足ル

材積ノ單位、呼稱及測定方法ハ各地方ノ慣習
ニ從フ

第九條 一集團ニ二種以上ノ樹木生立スル場合
ニ於テハ各種毎ニ材積及本數ヲ記載スヘシ

第十條 樹齡ハ一集團ニ異ナル樹木ノ生
立スル場合ニ於テハ何年生以上何年生以下ト
記載スルヲ以テ足ル

第十一條 樹種、數量及樹齡ヲ申請書ニ記載ス
ル場合ニ於テハ之ヲ調査シタル年度ヲ記載ス
ヘシ

第十二條 既登記ノ地上權者カ立木ニ付所有權

保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ
其ノ地上權ノ順位番號ヲ記載スヘシ

第十三條 登記ノ申請書ニ添附スヘキ圖面ハ附
録第四號雜形ニ準シテ調製シ之ニ左ノ事項ヲ
記載シ申請人署名捺印スヘシ

一 立木所在ノ郡、市、區、町村、字及土地ノ番
號

二 地目及段別

三 樹木カ一筆ノ一部分ニ生立スル場合ニ於
テハ其ノ部分ノ位置及段別、其ノ部分ヲ表
示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ其ノ名稱
又ハ番號

四 立木ノ存スル土地又ハ土地ノ部分ノ境界
ニ道路、河川、湖海、沼池其ノ他境界ノ目標
タルヘキモノアルトキハ其ノ名稱及位置

五 鄰接地ノ番號並地目及其ノ所有者ノ氏名

六 立木カ一筆ノ土地ノ一部分ニ存スル場合

ニ於テハ其ノ部分ニ鄰接スル他ノ部分ノ表
示

七 鄰接スル土地又ハ土地ノ部分ニ生立スル
樹木ノ所有者カ土地ノ所有者ト異ナルトキ
ハ其ノ樹木ノ所有者ノ氏名

第十四條 市區町村ニ地方長官ノ認可ヲ得テ作
製シタル立木ニ關スル實測圖面及公簿ノ備ア
ルトキハ登記ノ申請書ニ其ノ圖面及公簿ノ謄
本ヲ添附スヘシ但シ此ノ圖面ハ前條ニ掲ケタ
ル事項ヲ具備スルコトヲ要ス

第四十條ノ二 登記所カ市區町村ヨリ實測圖面
ノ謄本ノ送附ヲ受ケタルトキハ便宜整理シ永
久ニ之ヲ保存スヘシ(大正元年司法省令第一
號ヲ以テ追加)

第十五條 抵當權設定ノ登記ノ申請書ニ記載ス
ヘキ施業方法カ詳密ニ渉ルトキハ申請書ノ記
載ニ代ヘ其ノ方法ヲ記載シタル書面ヲ添附ス

(民法附屬法令)

第十六條 前條ノ添附書面ニハ申請人之ニ署名
捺印シ且其ノ書面カ數葉ニ渉ルトキハ每葉ノ
綴目ニ契印スヘシ但シ登記權利者又ハ登記義
務者カ多數ナルトキハ其ノ一人ノ署名捺印又
ハ契印ヲ以テ足ル

第十七條 第十五條ノ添附書面ハ受附番號ノ順
序ニ依リテ之ヲ編綴シ且之ニ丁數ヲ附スヘシ

第十八條 第十五條ノ場合ニ於テ登記官吏カ乙
區事項欄ニ抵當權設定ノ登記ヲ爲ストキハ施
業方法ヲ記載シタル添附書面ノ提出アリタル
旨ヲ記載シ登記ノ末尾ニ其ノ書面ノ綴込帳ノ
冊數及丁數ノ記載シ且添附書面ニ申請書受附
ノ年月日、受附番號、登記番號及順位番號ヲ記
載スヘシ

前項ニ記載ヲ爲シタルトキハ添附書面ニ掲ケ
タル施業方法ハ乙區事項欄ニ記載セラレタル

モノト看做ス

第十九條 添附書面ニ掲ケタル施業方法ノ變更

ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其ノ變更ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第二十條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ前條ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十一條 登記官吏カ添附書面ニ掲ケタル施業方法ノ變更ノ登記ヲ爲シタルトキハ添附書面中變更シタル事項ヲ朱抹シ其ノ餘白ニ變更ヲ記載シタル書面ノ冊數及丁數ヲ記入スヘシ

第二十二條 前三條ノ規定ハ添附書面ニ掲ケタル事項ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ明治四十二年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(附錄畧ス)

●立木ノ先取特權ニ關スル件

(明治四十三年四月十六日)
(法律第五十六號)

他人ノ土地ノ上ニ立木ヲ有スル者カ土地ノ所有者ニ對シ樹木伐採ノ時期ニ於テ其ノ樹木ノ價格ニ對スル一定ノ割合ノ地代ヲ支拂フヘキ契約ヲ爲シタルトキハ土地ノ所有者ハ地代ニ付其ノ立木ノ上ニ先取特權ヲ有ス

前項ノ先取特權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ效力ヲ有ス但シ民法第三百二十九條第一項但書ノ適用ヲ妨ケス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(四十二年勅令第二百二十二號ヲ以テ同年五月二十日ヨリ施行ス)

●外國人ノ土地所有權ニ關スル件

(明治四十三年四月十三日)
(法律第五十一號)

第一條 日本ニ住所若ハ居所ヲ有スル外國人又ハ日本ニ於テ登記ヲ受ケタル外國法人ハ其ノ本國ニ於テ帝國ノ臣民又ハ法人カ土地ノ所有權ヲ享有スル場合ニ限り土地ノ所有權ヲ享有ス但シ外國法人カ土地ノ所有權ヲ取得セムトスルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ勅令ヲ以テ指定シタル國ニ屬スル外國人及外國法人ニノミ之ヲ適用ス

第二條 外國人又ハ外國法人ハ左ノ地域ニ於テ土地ノ所有權ヲ享有スルコトヲ得ス

- 一 北海道
- 二 臺灣
- 三 樺太
- 四 國防上必要ナル地域

(民法附屬法令)

前項第四號ノ地域ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

第三條 土地ヲ所有スル外國人又ハ外國法人カ土地ノ所有權ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テ一年内ニ之ヲ讓渡ササルトキハ其ノ所有權ハ國庫ニ歸屬ス

外國人カ日本ニ住所若ハ居所ヲ有セス又ハ外國法人カ日本ニ營業所若ハ事務所ヲ有セサル爲土地ノ所有權ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ之ヲ五年トス

外國人又ハ外國法人ノ所有スル土地カ前條第二項ノ規定ニ依リ國防上必要ナル地域ニ指定セラレタル爲所有權國庫ニ歸屬スル場合ニ於テハ其ノ損失ヲ補償ス

前項ノ補償金額ニ付協議調ハサルトキハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

第四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第五條 明治六年第十八條布告ハ之ヲ廢止ス
 第六條 本法施行ノ際臺灣ニ於テ外國人又ハ外國法人カ現ニ所有スル土地ニ付テハ本法ヲ適用セス但シ其ノ土地ノ所有權カ帝國ノ臣民又ハ法人ニ歸屬シタル後ハ此ノ限ニ在ラス
 第七條 明治三十二年法律第六十七號中「土地ノ抵當權者ナル外國人カ」ノ下ニ「土地ノ所有權ヲ享有スルコトヲ得サル場合ニ於テ該外國人カ」ヲ加フ
 第八條 民法第九百九十九條及明治三十二年法律第九十四號中「日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル權利ヲ有スル場合」ヲ「國籍ノ喪失ニ因リテ其有スル權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合」ニ改メ「日本人ニ」ヲ削ル

●地所質入書入規則

第十一條 地所ハ勿論地券ノミタリトモ外國人へ賣買質入書入等致シ金子請取又ハ借受候儀一切不相成候事（民法施行法第五條ヲ以テ本條ヲ除ク外廢止ス）

（明治六年一月十七日 布告第十八號）

●外國人ノ抵當權ニ關スル件

（明治三十二年三月十六日 法律第六十七號）

土地ノ抵當權者ナル外國人カ增價競賣ヲ請求スルニハ若シ競賣ニ於テ第三取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高價ニ抵當不動産ヲ賣却スルコト能ハサルトキハ提供金額ニ十分ノ一ヲ加ヘタルモノト競落價額トノ差額ヲ負擔スヘキ旨ヲ附言スルコトヲ要ス

●利息制限法

（明治十年九月十一日 布告第六十六號）

第一條 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ

利息ト法律上ノ利息トス

第二條 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十（二割）百圓以上千圓以下百分ノ十五（一割五分）千圓以上百分ノ十二（一割二分）以下トス若シ此制限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三條 （民法施行法第五十二條ヲ以テ削除）

第四條 第二條ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ禮金棒引等ノ名目ヲ用ル者アルトモ總テ裁判上無効ノモノトス

第五條 返還期限ヲ違フルトキハ負債主ヨリ債主ニ對シ若干ノ償金罰金違約金料等ヲ差出スヘキコトヲ約定スルコトアルトモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不當ナリト思量スルト

（民法附屬法令）

キハ之レニ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得（商法施行法第十七條參看）

●記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件

（明治三十七年四月一日 法律第十七號）

民法第三百六十四條第一項ノ規定ハ記名ノ國債ニハ之ヲ適用セス

●失火ノ責任ニ關スル件

（明治三十二年三月八日 法律第四十號）

民法第七百九條ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

●戶主ニ非サル者爵ヲ授ケラレタル場合ニ關スル件

三五

第一條 戶主ニ非サル者カ爵ヲ授ケラレタルト

キハ一家ヲ創立ス

民法中分家ニ關スル規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ一家ヲ創立シタル者

ハ授爵ノ日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シ辭令書ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出ツヘシ

一 一家創立地

二 届出人カ家族タリシ家ノ戸主ノ氏名、族稱、職業、本籍地及其ノ戸主ト届出人トノ續柄

三 届出人ノ家ニ入ルヘキ者アルトキハ其ノ名、出生ノ年月日、職業及其ノ者ト届出人トノ續柄

四 届出人及其ノ家族ノ父母ノ氏名、職業、本籍地及父母トノ續柄

(明治三十八年三月十三日法律第六十二號)

五 授爵ノ年月日

戶籍吏カ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ニ依リテ一家創立ノ身分登記ヲ爲スヘシ

本條ノ場合ニ於テハ戶籍法第百六十五條ノ届出ヲ爲スコトヲ要セス

●教育所ニ在ル孤兒ノ後見職

務ニ關スル件 (明治三十三年三月十三日法律第五十一號)

第一條 公設ノ教育所ニ在ル未成年ノ孤兒ニ付テハ其ノ所長後見人ノ職務ヲ行フ

私設ノ教育所ニ在ル未成年ノ孤兒ニ付テハ其ノ教育所所在地ノ地方長官ニ於テ後見人ノ職務ヲ行フヘキ者ヲ指定ス

第二條 前條ニ依ル後見人ノ職務執行ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三條 教育所ニ在ル未成年者ニシテ孤兒ニ非サル者ト雖本法ノ規定ヲ準用スヘキモノハ主

務大臣之ヲ定ム

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●教育所ニ在ル孤兒ノ後見職

務執行ニ關スル特例

(明治三十三年四月十三日勅令第百四十四號)

第一條 教育所ニ在ル孤兒ニ關シ後見人ノ職務ヲ行フ者カ其ノ職務ヲ執行スルニ當リ親族會

ノ同意ヲ要スル事項ハ公設ノ教育所ニ在リテハ之ヲ設立セル公共團體ノ行政廳、私設ノ教育所ニ在リテハ其ノ教育所所在地ノ市町村長ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

第二條 後見人ノ職務執行ニ關シ後見監督人及親族會ニ屬スル職務權限ハ公設ノ教育所ニ在ル孤兒ノ後見ニ付テハ其ノ教育所ヲ設立セル公共團體ノ行政廳、私設ノ教育所ニ在ル孤兒

ノ後見ニ付テハ其ノ教育所所在地ノ市町村長ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

第三條 後見人ノ職務執行ニ關シ後見監督人及親族會ニ屬スル職務權限ハ公設ノ教育所ニ在ル孤兒ノ後見ニ付テハ其ノ教育所ヲ設立セル公共團體ノ行政廳、私設ノ教育所ニ在ル孤兒

ノ後見ニ付テハ其ノ教育所所在地ノ市町村長ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

(民法附屬法令)

ニ付テハ其ノ教育所所在地ノ市町村長ニ屬ス

第三條 主務大臣ハ地方長官ハ孤兒ノ後見職務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第四條 孤兒ニ非スシテ教育所ニ在ル未成年者ニ對シ後見人ノ職務ヲ行フヘキ場合ニ於テ其ノ者ノ父母ノ所在分明ナルトキハ身分ニ關スル事件ニ限り其ノ父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條 本令ニ規定スル市町村長ノ職務ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキ者ノヲ行フ

●棄兒、迷兒、遺兒等ノ後見ニ關スル件

(明治三十三年三月二十七日內務省令第十一號)

第一條 棄兒、迷兒、遺兒其他父ハ母ニ於テ親權ヲ行ヒ難キ情況ニアル未成年者ニシテ教育所ニ在ルモ

難キ情況ニアル未成年者ニシテ教育所ニ在ルモ

難キ情況ニアル未成年者ニシテ教育所ニ在ルモ

難キ情況ニアル未成年者ニシテ教育所ニ在ルモ

ノノ後見ニ關シテハ孤兒ニ非サル者ト雖明治三十三年法律第五十一條ノ規定ヲ準用ス

●相續人曠缺ノ場合ニ於テ國

庫ニ歸屬シタル財産ノ引渡

ニ關スル件 (明治三十三年十二月七日)

相續人曠缺ノ爲メ國庫ニ歸屬シタル財産ハ管理人ヨリ遲滞ナク被相續人ノ住所ヲ管轄スル地方行政官廳ニ引渡スヘシ但シ外國ニ在テハ領事又ハ貿易事務官ニ引渡スヘシ

○農商務省訓令 (明治三十四年一月十九日)

相續人曠缺ノ爲メ國庫ニ歸屬シタル財産中森林原野ハ明治三十三年勅令第四百九號ニ依リ其引渡ヲ受ケタル地方行政官廳ニ於テ遲滞ナク地籍所管ノ大林區署ニ引渡スヘシ
地籍所管ノ大林區署ハ地方行政官廳ヨリ森林原野

ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク臺帳ニ登錄スヘシ

●軍人軍屬ノ爲シタル遺言ノ

確認ニ關スル件 (明治三十三年二月七日)

第一條 民法第七十九條ノ規定ニ依リ軍人軍屬ノ爲シタル遺言ノ確認ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ請求スヘシ

- 一 陸軍ニ在リテハ遺言當時遺言者ノ屬シタル陸軍官衛團隊ノ軍法會議ノ理事又ハ遺言者ノ爲シタル地ヲ管轄スル陸軍軍法會議ノ理事ニ請求スヘシ若其ノ軍法會議ノ設置ナク若ハ廢セラレタル場合ニ於テハ遺言者ノ住所又ハ相續開始地ヲ管轄スル陸軍軍法會議ノ理事ニ請求スヘシ
- 二 海軍ニ在リテハ遺言當時遺言者ノ屬シタル海軍官衛團隊所在地又ハ其ノ附近ノ軍法

會議ノ主理ニ請求スヘシ若遺言ヲ爲シタル者カ艦船乗込員ナル場合ニ於テハ便宜海軍

軍法會議ノ主理ニ請求スヘシ

第二條 民法第八十一條本文ノ場合ニ該當スル遺言ノ確認ハ便宜海軍軍法會議ノ主理ニ請求スヘシ

第三條 民事訴訟法裁判所職員ノ除斥人證鑑定ニ關スル規定非訟事件手續法第六條第八條第九條第十一條第十二條第十四條第十七條乃至第十九條第三十二條第九條第二項ノ規定及民事訴訟費用法ノ規定ハ本法ノ事件ニ之ヲ準用シ其ノ規定中裁判所及判事ニ屬スル職務ハ理事又ハ主理之ヲ行ヒ書記ニ屬スル職務ハ錄事之ヲ行フ但シ上訴ニ關スル規定ハ準用ノ限ニ在ラス

●不動産登記法 (明治三十二年二月二十四日)

法律第二十四號

第一章 總則

第一條 登記ハ左ニ掲ケタル不動産ニ屬スル權利ノ設定、保存、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅ニ付キ之ヲ爲ス

- 一 所有權
 - 二 地上權
 - 三 永小作權
 - 四 地役權
 - 五 先取特權
 - 六 質權
 - 七 抵當權
 - 八 賃借權
- 第二條 假登記ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス
- 一 登記ノ申請ニ必要ナル手續上ノ條件カ具備セサルトキ
 - 二 前條ニ掲ケタル權利ノ設定、移轉、變更又ハ消滅ノ請求權ヲ保全セントスルトキ右ノ

請求權カ始期附又ハ停止條件附ナル時其其
他將來ニ於テ確定スヘキモノナル時亦同シ

第三條 豫告登記ハ登記原因ノ無効又ハ取消ニ
因ル登記ノ抹消又ハ回復ノ訴ノ提起アリタル
場合ニ於テ之ヲ爲ス但登記原因ノ取消ニ因ル
訴ニ付テハ其取消ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗
スルコトヲ得ル場合ニ限ル

第四條 詐欺又ハ強迫ニ因リテ登記ノ申請ヲ妨
ケタル第三者ハ登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ
得ス

第五條 他人ノ爲メ登記ヲ申請スル義務アル者
ハ其登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス但其登
記ノ原因カ自己ノ登記ノ原因ノ後ニ發生シタ
ルトキハ此限ニ在ラス

第六條 同一ノ不動産ニ關シテ登記シタル權利
ノ順位ニ付キ法律ニ別段ノ定ナキトキハ其順
位ハ登記ノ前後ニ依ル

登記ノ前後ハ登記用紙中同區ニ爲シタル登記
ニ付テハ順位番號ニ依リ別區ニ爲シタル登記
ニ付テハ受附番號ニ依ル

第七條 附記登記ノ順位ハ主登記ノ順位ニ依ル
但附記登記間ノ順位ハ其前後ニ依ル
假登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ本登記ノ順位
ハ假登記ノ順位ニ依ル

第二章 登記所及ヒ登記官吏
第八條 登記スヘキ權利ノ目的タル不動産ノ所
在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其出張所ヲ以テ
管轄登記所トス

不動產カ數箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨カルトキ
ハ其各登記所ヲ併セテ管轄スル直接上級ノ裁
判所ニ於テ申請ニ因リ管轄登記所ヲ指定ス

第九條 町村其他登記簿ヲ分設シタル區畫カ甲
登記所ノ管轄ヨリ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタ
ルトキハ甲登記所ハ其區畫ニ關スル登記簿及

ハ其附屬書類ヲ乙登記所ニ移送スルコトヲ要
ス

一 箇又ハ數箇ノ不動産ノ所在地カ甲登記所ノ
管轄ヨリ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキハ
甲登記所ハ其不動産ニ關スル登記簿ノ謄本及
ヒ附屬書類又ハ其謄本ヲ乙登記所ニ移送スル
コトヲ要ス但登記簿ノ謄本ニハ抹消ニ係ラサ
ル登記ノミヲ謄寫シ其不動産ノ登記用紙ヲ閉
鎖スルコトヲ要ス

第十條 登記所ニ於テ其事務ヲ停止セサルコト
ヲ得サル事故ノ生シタルトキハ司法大臣ハ期
間ヲ定メテ其停止ヲ命スルコトヲ得

第十一條 登記所ハ土地ニ付キ左ニ掲ケタル事
項ノ登記ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ土
地臺帳所管廳ニ通知スルコトヲ要ス(三十八
年法律第三十九號大正二年法律第十八號ヲ以
テ本條中改正)

一 所有權ノ保存若クハ移轉

二 質權ノ設定及ヒ存續期間、存續期間ノ變
更、移轉若クハ消滅

三 百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ
設定、移轉若クハ消滅又ハ百年ヨリ長キ存
續期間ヲ百年以下ニ變更シ若クハ百年以下
ノ存續期間ヲ百年ヨリ長キ期間ニ變更シ又
ハ存續期間ノ定ナキ地上權ニ百年ヨリ長キ
期間ヲ定メ若クハ百年ヨリ長キ存續期間ノ
定アル地上權ヲ存續期間ノ定ナキモノト爲
シタルコト

四 所有權、質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間
ノ定アル地上權ノ登記名義人ノ表示ノ變更
第十二條 登記官吏ハ自己、其妻又ハ四親等内
ノ親族カ申請人ナルトキハ其登記所ニ於テ登
記ヲ受ケタル成年者ニシテ且登記官吏ノ妻又
ハ四等親内ノ親族ニ非サル者二人以上ノ立會

アルニ非サレハ登記ヲ爲スコトヲ得フ但親族ニ付テハ親族關係力止ミタル後亦同シ前項ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ調書ヲ作り立會人ト共ニ之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第十三條 登記官吏カ其職務ノ執行ニ付キ申請人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ登記官吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限り之ヲ賠償スル責ニ任ス

第三章 登記ニ關スル帳簿

第十四條 登記簿ハ土地登記簿及ヒ建物登記簿ノ二種トス

各種ノ登記簿ハ市ニ付テハ從前ノ區畫ニ從ヒ別冊ト爲シ町村ニ付テハ町村毎ニ別冊ト爲ス但登記事件夥多ナル町村ニ付テハ大字其他從前ノ區畫ニ從ヒ別冊ト爲スコトヲ得

第十五條 登記簿ハ一筆ノ土地又ハ一棟ノ建物ニ付キ一用紙ヲ備フ

同一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル不動産カ登記簿ヲ分設シタル數箇ノ區畫ニ跨カルトキハ其一箇ノ區畫ノ登記簿ニノミ其不動産ニ關スル用紙ヲ備フ

第十六條 登記簿ハ其一用紙ヲ登記番號欄、表

題部及ヒ甲乙ノ二區ニ分テ尙ホ表題部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號欄ヲ設ケ(大正二年法律第十八號ヲ以テ改正)登記番號欄ニハ各土地又ハ各建物ニ付キ登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス表示欄ニハ土地又ハ建物ノ表示ヲ爲シ及ヒ其變更ニ關スル事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス乙區事項欄ニハ所有權以外ノ權利ニ關スル事項ヲ記載ス

順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル

ル順序ヲ記載ス

第十七條 (同上ヲ以テ削除)

第十八條 登記簿ニハ地方裁判所長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ且毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 土地登記簿及ヒ建物登記簿ニ付キ各其見出帳ヲ置ク

第二十條 登記簿、見出帳、共同人名簿及ヒ圖面ハ永久ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第二十一條 何人ト雖モ手數料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求シ又利害ノ關係アル部分ニ限り登記簿又ハ其附屬書類ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

手數料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又

ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條ノ二 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者カ不動産ノ目錄ヲ提出シタルトキハ登記所ハ其書面ヲ用キテ謄本又ハ抄本ヲ作成スルコトヲ得(大正二年法律第十八條ヲ以テ追加)

第二十二條 登記簿及ヒ其附屬書類ハ事變ヲ避クル爲メニスル場合ヲ除ケ外登記所外ニ持出スコトヲ得ス但第二十號第二項ニ掲ケタル書類ニ付テハ裁判所又ハ豫審判事ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此限ニ在ラス

第二十三條 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ三個月ヨリ少カラサル期間ヲ定メ其期間内ニ登記ノ回復ヲ申請スル者ハ仍ホ其登記簿ニ於ケル順位ヲ有スヘキ旨ヲ告示スルコトヲ要ス

第二十四條 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル

虞アルトキハ司法大臣ハ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四章 登記手續

第一節 通則

第二十五條 登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請又ハ官廳若クハ公署ノ囑託アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
囑託ニ因ル登記ノ手續ニ付テハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外申請ニ因ル登記ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十六條 登記ハ登記權利者及ヒ登記義務者又ハ其代理人登記所ニ出頭シテ之ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十七條 判決又ハ相續ニ因ル登記ハ登記權利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第二十八條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ハ登記名義人ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第二十八條ノ二 滯納處分ニ因ル差押ノ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ必要アルトキハ官廳又ハ公署ハ登記名義人又ハ相續人ニ代ハリ不動産ノ表示若クハ登記名義人ノ表示ノ變更又ハ相續ニ因ル權利移轉ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス(大正二年法律第十八號ヲ以テ追加)

第二十八條ノ三 第四十六條ノ二、第五十條第三項、第六十條ノ二及ヒ第六十三條ノ三ノ規定ハ前條ノ登記ニ之ヲ準用ス(同上)

第二十九條 官廳又ハ公署ノ公賣處分ニ因ル權利移轉ノ登記ハ登記權利者ノ請求ニ因リ其官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十條 官有不動産又ハ府縣、郡市、町村若クハ區ノ所有ニ係ル不動産ニ關スル權利ニ付キ

爲スヘキ登記ハ登記權利者ノ請求ニ因リ官廳若クハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十一條 官廳又ハ公署カ不動産ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ其權利ニ付キ爲スヘキ登記ハ其官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面及ヒ登記義務者ノ承諾書ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス(大正二年法律第十八號ヲ以テ本條中改正)
官廳又ハ公署カ取得シタル不動産ニ關スル權利ノ變更又ハ處分ノ制限ニ付キ爲スヘキ登記ハ官廳又ハ公署カ登記權利者ナルトキハ職權ヲ以テ、登記義務者ナルトキハ登記權利者ノ請求ニ因リ官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス但官廳又ハ公署カ登

記權利者ナルトキハ登記義務者ノ承諾書ヲモ添附スルコトヲ要ス

官廳又ハ公署カ取得シタル不動産ニ關スル權利ノ消滅ノ登記ハ登記權利者ノ請求ニ因リ官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十二條 假登記ハ次條ノ場合ヲ除ク外假登記權利者ノ申請ニ因リ其目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヨリ遲滞ナク囑託書ニ假處分命令ノ正本ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス
前項ノ假處分命令ハ假登記權利者カ假登記原因ヲ説明シタルトキハ區裁判所之ヲ發スルコトヲ要ス
申請ヲ却下シタル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 假登記ハ假登記義務者ノ承諾アルトキハ申請書ニ其承諾書ヲ添附シテ假登記權利者ヨリ之ヲ登記所ニ申請スルコトヲ得

第三十四條 豫告登記ハ第三條ニ掲ケタル訴ヲ受理シタル裁判所ヨリ職權ヲ以テ遲滯ナク囑託書ニ訴狀ノ謄本又ハ抄本ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十五條 登記ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

- 一 申請書
- 二 登記原因ヲ證スル書面
- 三 登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證
- 四 登記原因ニ付キ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面
- 五 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其

權限ヲ證スル書面

登記原因ヲ證スル書面カ執行力アル判決ナルトキハ前項第三號及ヒ第四號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第三十六條 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

- 一 不動産所在ノ郡、市、區、町村、字及ヒ土地ノ番號
- 二 地目及ヒ段別又ハ坪數
- 三 申請人ノ氏名、住所若シ申請人カ法人ナルトキハ其名稱及ヒ事務所
- 四 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其氏名、住所
- 五 登記原因及ヒ其日附
- 六 登記ノ目的
- 七 登記所ノ表示
- 八 年月日

第三十七條

登記スヘキ權利ノ目的カ建物ナル場合ニ於テハ申請書ニ其種類構造及ヒ建坪ヲ記載シ若シ建物ノ番號アルトキハ其番號ヲ記載シ附屬建物アルトキハ其種類、構造及ヒ建坪ヲ記載スルコトヲ要ス

前條第二號ニ掲ケタル事項ハ前項ノ申請書ニハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

(大正二年法律第十八號ヲ以テ本項追加)

第三十八條 登記原因ニ買戻ノ特約其他登記ノ目的タル權利ノ消滅ニ關スル事項ノ定アルトキハ申請書ニ其事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條 登記權利者カ多數ナル場合ニ於テ登記原因ニ其持分ノ定アルトキハ申請書ニ其持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十條 登記原因ヲ證スル書面カ初ヨリ存在セス又ハ之ヲ提出スルコトヲ能ハサルトキハ申請書ノ副本ノ提出スルコトヲ要ス

第四十一條

登記原因カ相續スルトキハ申請書ニ相續ヲ證スル戸籍吏ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十二條 申請人カ登記權利者又ハ登記義務者ノ相續人ナルトキハ申請書ニ其身分ヲ證スル戸籍吏ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十三條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其表示ノ變更ヲ證スル戸籍吏ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十四條 登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證力滅失シタルトキハ申請書ニ其登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル成年者二人以上方登記義務者ノ人違ナキコトヲ保證シタル書面ニ通テ添附スルコトヲ要ス

第四十五條 申請書ニ第三者ノ許可、同意又ハ

承諾ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其第三者ヲシテ申請書ニ署名、捺印セシメテ其書面ニ代フルコトヲ得

第四十六條 同一ノ登記所ノ管轄内ニ在ル數個ノ不動産ニ關スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ登記原因及ヒ登記ノ目的カ同一ナルトキニ限り同一ノ申請書ヲ以テ登記ヲ申請スルコトヲ得

第四十六條ノ二 債權者カ民法第四百二十三條ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ債權者及ヒ債務者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ事務所及ヒ代位原因ヲ記載シ且代位原因ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス(大正二年法律第十八號ヲ以テ追加)

第四十七條 登記官吏カ申請書ヲ受取りタルトキハ受附帳ニ登記ノ目的、申請人ノ氏名、受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ申請書ニ受

附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス但同一ノ不動産ニ關シテ同時ニ數個ノ申請アリタルトキハ同一ノ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス
申請書其他ノ書面ノ受領證ニハ受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ之ヲ申請人ニ交付スルコトヲ要ス

第四十八條 登記官吏ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十九條 登記官吏ハ左ノ場合ニ限り理由ヲ附シタル決定ヲ以テ申請ヲ却下スルコトヲ要ス但申請ノ欠缺ヲ補正スルコトヲ得ヘキモノナル場合ニ於テ申請人カ即日ニ之ヲ補正シタルトキハ此限ニ在ラス

- 一 事件カ其登記所ノ管轄ニ屬セサルトキ
- 二 事件カ登記スヘキモノニ非サルトキ
- 三 當事者カ出頭セサルトキ

四 申請書カ方式ニ適合セサルトキ

五 申請書ニ掲ケタル不動産又ハ登記ノ目的タル權利ノ表示カ登記簿ト抵觸スルトキ

第六十二條ニ掲ケタル書面ヲ提出シタル場合ヲ除ク外申請書ニ掲ケタル登記義務者ノ表示カ登記簿ト符合セサルトキ

七 申請書ニ掲ケタル事項カ登記原因ヲ證スル書面ト符合セサルトキ

八 申請書ニ必要ナル書面又圖面ヲ添附セサルトキ

九 登録稅ヲ納付セサルトキ

第五十條 表示欄ニ登記ヲ爲スニハ申請書受附ノ年月日、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ不動産ノ表示ニ關スルモノヲ記載シテ登記官吏捺印スルコトヲ要ス
事項欄ニ登記ヲ爲スニハ申請書受附ノ年月日、受附番號、登記權利者ノ氏名、住所、登記原

(民法附屬法令)

因、其日附、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ權利ニ關スルモノヲ記載シテ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第四十六條ノ二ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲スニハ前項ノ規定ニ依ルノ外事項欄ニ債權者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ事務所及ヒ代位原因ヲ記載スルコトヲ要ス(大正二年法律第十八號ヲ以テ本項追加)

第五十一條 登記權利者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ登記用紙ニ記載シ其氏名、住所ヲ共同人名簿ニ記載スルコトヲ得登記義務者ノ氏名、住所ヲ登記用紙ニ記載スルコトヲ要スル場合ニ於テ登記義務者カ多數ナルトキ亦同シ

第五十二條 表示欄ニ登記ヲ爲ストキハ表示番號ヲ記載シ事項欄ニ登記ヲ爲ストキハ順位番

號ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十三條 附記ニ依ル登記ノ順位番號ヲ記載スルニハ主登記ノ番號ヲ用キ其番號ノ左側ニ附記何號ト記載スルコトヲ要ス

第五十四條 假登記ハ記載用紙中相當區事項欄ニ之ヲ爲シ其左側ニ餘白ヲ存スルコトヲ要ス

第五十五條 假登記ヲ爲シタル後登記本ノ申請アリタルトキハ假登記ノ左側ノ餘白ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十六條 權利ノ變更ノ登記ニ付キ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル場合ニ於テハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキニ限り附記ニ依リテ其登記ヲ爲ス

第五十七條 權利ノ變更ノ登記ヲ爲ストキハ變更シタル登記事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第五十八條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ハ

附記ニ依リ之ヲ爲ス
前項ノ登記ヲ爲ストキハ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第五十九條 行政區畫又ハ其名稱ノ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政區畫又ハ其名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス字又ハ其名稱ノ變更アリタルトキ亦同シ(大正二年法律第十八號ヲ以テ本條中追加)

第六十條 登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ登記原因ヲ證スル書面又ハ申請書ノ副本ニ登記番號、申請書受附ノ年月日、受附番號、順位番號及ヒ登記濟ノ旨ヲ記載シ登記所ノ印ヲ捺捺シテ之ヲ登記權利者ニ還付スルコトヲ要ス

申請書ニ添附シタル登記濟證又ハ第四十四條ニ掲ケタル書面ノ一通ニハ申請書受附ノ年月日、受附番號、順位番號、登記權利者ノ氏名、住所、登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ登記濟

ノ旨ヲ記載シ登記所ノ印ヲ捺捺シ之ヲ登記義務者ニ還付スルコトヲ要ス但登記名義人カ多數ナル場合ニ於テ其一部カ登記義務者ナルトキハ登記義務者ノ氏名、住所ヲモ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第六十條ノ二 第四十六條ノ二ノ場合ニ於テ登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ前條第一項ニ掲ケタル書類ヲ債權者ニ還付シ且登記濟ノ旨ヲ登記權利者ニ通知スルコトヲ要ス(大正

二年法律第十八號ヲ以テ追加)

第六十一條 第四十四條ノ場合ニ於テ登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ不動産ノ表示登記原因、其日附、登記權利者ノ氏名、住所、登記ノ

目的及ヒ登記濟ノ旨ヲ登記義務者又ハ其一人ニ通知スルコトヲ要ス

第六十二條 官廳又ハ公署カ登記權利者ノ爲メニ登記ヲ囑託シタル場合ニ於テ登記所ヨリ登記濟證ノ還付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ登記權利者ニ交付スルコトヲ要ス

第六十三條 登記官吏カ登記ヲ完了シタル後其登記ニ付キ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ登記權利者及ヒ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス但登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ其一人ニ通知スルヲ以テ足ル

第六十三條ノ二 前條ノ場合ニ於テ登記ノ錯誤又ハ遺漏カ登記官吏ノ過誤ニ出テタルトキハ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除ク外登記官吏ハ遲滞ナク地方裁判所長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲シ其旨ヲ登記權利者

及七登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス（大正二年法律第十八號ヲ以テ追加）

前條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條ノ三 前二條ノ通知ハ第四十六條ノ二ノ場合ニ於テハ債權者ニ亦之ヲ爲スコトヲ要ス（同上）

第六十四條 第五十六條及ヒ第五十七條ノ規定ハ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 抹消シタル登記ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十六條 登記回復ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ回復スルトキハ回復ノ登記ヲ爲シタル後更ニ抹消ニ係ル登記ト同一ノ登記ヲ爲シ若シ或登記事項ノミカ抹消ニ係ルトキハ附記

ニ依リ更ニ其事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條 第九條第二項ノ場合ニ於テ乙登記

所ハ移送ヲ受ケタル登記簿ノ謄本ニ依リ相當

登記區畫ノ登記簿ニ登記ヲ移スコトヲ要ス

登記簿ニ登記ヲ移ストキハ登記用紙中番號欄

ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナ

ル番號ヲ記載シ其左側ニ登記區畫ノ表示ヲ爲

シ前登記番號ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及ヒ事項欄ニ移シ

タル登記ノ末尾ニ登記簿ノ謄本ニ依リ登記ヲ

移シタル旨及ヒ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺

印スルコトヲ要ス

第六十八條 同一ノ登記所ノ管轄内ニ於テ一箇

又ハ數箇ノ不動産ノ所在地カ甲登記區畫ヨリ

乙登記區畫ニ轉屬シタルトキハ登記所ハ乙登

記區畫ノ登記簿ニ其不動産ニ關スル登記ヲ移

スコトヲ要ス

前條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

登記簿ニ登記ヲ移シタルトキハ前登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第六十九條 第二十三條ノ場合ニ於テハ登記權

利者ノミニテ登記ノ回復ヲ申請スルコトヲ得

第七十條 前條ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ申請

書ニ前登記ノ順位番號申請書受附ノ年月日、

受附番號ヲ記載シ前登記ノ登記濟證ヲ添付ス

ルコトヲ要ス

第七十一條 第六十九條ノ申請アリタル場合ニ

於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄

ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナ

ル番號ヲ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ爲シ

相當區順位番號欄ニ前登記ノ番號ヲ記載シ事

項欄ニ前登記ノ申請書受附ノ年月日及ヒ受附

番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタ

ル期間中新登記ノ申請アリタルトキハ假設登

記簿ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ登記濟證ニ假設登記簿ニ

登記ヲ爲シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十三條 假設登記簿ニ爲シタル登記ハ第二

十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了ノ後

遲滞ナク之ヲ登記簿ニ移スコトヲ要ス

此場合ニ於テ登記用紙中登記番號欄ニ其登記

簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ

記載シ其左側ニ假設登記簿ニ於ケル登記番號

ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ

準用ス

登記簿ニ登記ヲ移シタルトキハ其不動産ニ關

スル假設登記簿ノ用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第七十四條 假設登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移ス

場合ニ回復シタル登記アルトキハ新登記ノ順位番號欄ニハ回復シタル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十五條 假設登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ本登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト假設登記簿ヨリ移シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス
當事者力登記濟證ヲ申請スル場合ニ於テハ假設登記簿ニ於ケル登記ノ登記濟證ヲ提出スルコトヲ要ス
前項ノ申請アリタルトキハ第六十條ノ規定ヲ準用ス

第七十六條 登記用紙中表題部又ハ或區力登記ヲ爲スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ新用紙中登記番號欄ニ前用紙ノ登記番號ヲ轉寫シ前用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ其繼續用紙ナルコトヲ記載シ且前用紙中登記番號欄ニ新用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ其繼續用紙ナルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第七十七條 登記ヲ爲シ又ハ申請書其他登記ニ關スル書面ヲ作ルニハ字畫明瞭ナルコトヲ要ス
金錢其他ノ物ノ數量、年月日及ヒ番號ヲ記載スルニハ壹貳參拾ノ字ヲ用キルコトヲ要ス
文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要ス

第二節 所有權ニ關スル登記手續

第七十八條 所有權ノ一部移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其部分ノ表示ヲ爲シ若シ登記原因ニ民法第二百五十六條第一項但書ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十九條 土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ増減又ハ地目若クハ番號ノ變更アリタルトキハ其土地ノ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク其登記ノ申請スルコトヲ要ス（大正二年法律第十八號ヲ以テ本條中改正）

第八十條 前條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ土地ノ分合、滅失若クハ増減シタル段別若クハ坪數並ニ現在ノ段別若クハ坪數又ハ新地目若クハ新番號ヲ記載シ且土地臺帳謄本ヲ添附スルコトヲ要ス（同上ヲ以テ改正）

第八十一條 土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ減少又ハ地目ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合

ニ於テ其土地用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ申請書ニ其登記名義人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十二條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ト爲シタル場合ニ於テ分筆ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ分割ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス
前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲地ノ登記用紙中表示欄ニ殘餘部分ノ表示ヲ爲シ分割ニ因リテ部分ヲ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十三條 前條第一項ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫シ且所有權以外ノ權利ニ關スル登記中ニ甲地ト共ニ

其權利ノ目的タル旨、申請書受附ノ年月日及
ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ
要ス

甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ所有權
以外ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫シタルトキハ
甲地ノ登記用紙中其權利ニ關スル登記ニ乙地
ト共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ附記スルコトヲ
要ス

申請書ニ所有權以外ノ權利ノ登記名義人カ乙
地ニ關シ其權利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ證
スル書面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判
ノ謄本ヲ添附シタルトキハ甲地ノ登記用紙中
其權利ニ關スル登記ニ其旨ヲ附記スルコトヲ
要ス

第八十四條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ト爲
シタル場合ニ於テ乙地ノミカ所有權以外ノ權
利ノ目的タルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區

事項欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ移シ申請書受
附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺
印スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ甲地ノ登記用紙中所有權
以外ノ權利ニ關スル登記ニ乙地ノ表示ヲ爲シ
分割ニ因リテ登記何號ニ移シタル旨ヲ附記シ
其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

申請書ニ所有權以外ノ權利ノ登記名義人カ其
權利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ證スル書面又
ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添
附シタルトキハ甲地ノ登記用紙中其權利ニ關
スル登記ニ其旨ヲ附記シ其登記ヲ朱抹スルコ
トヲ要ス

第八十五條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ニ合
併シタル場合ニ於テ合併ノ登記ヲ爲ストキハ
乙地ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記
何號ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其

番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記用紙中甲區事
項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有權ニ關スル登
記ヲ轉寫シ其登記カ合併シタル部分ノミニ關
スル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ
記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

甲地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル
登記アルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區事項
欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ轉寫シ合併シタル
部分ノミカ甲地ト共ニ其權利ノ目的タル旨、
申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登
記官吏捺印スルコトヲ要ス

第八十二條第二項、第八十三條第二項、第三項
及ヒ前條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第八十六條 甲地ヲ乙地ニ合併シタル場合ニ於
テ合筆ノ登記ヲ爲ストキハ乙地ノ登記用紙中
表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル

旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコ
トヲ要ス

甲地ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記
何號ニ移シタル旨ヲ記載シ甲地ノ表示、其番
號及ヒ登記番號ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖ス
ルコトヲ要ス

第八十七條 前條ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記用
紙中甲區事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有權
ニ關スル登記ヲ移シ其登記カ甲地タリシ部分
ノミニ關スル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受
附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス
甲地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル
登記アルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區事項
欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ移シ甲地タリシ部
分ノミカ其權利ノ目的タル旨、申請書受附ノ
年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印ス
ルコトヲ要ス

第八十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八條 土地ノ段別又ハ坪數ノ増減ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ増減ノ原因ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十九條 地目又ハ土地ノ番號ノ變更ノ登記ヲ爲ストキハ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス(大正二年法律第十八號ヲ以テ本條中改正)

第九十條 (同上ヲ以テ削除)

第九十一條 建物ノ分合、其番號若クハ構造ノ變更、其滅失、其建坪ノ増減又ハ附屬建物ノ新築アリタルトキハ其建物ノ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク登記ヲ申請スルコトヲ要ス。建物ノ敷地ノ番號ノ變更アリタルトキ亦同シ(同上ヲ以テ本項改正)

第九十二條 前條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ分合シタル建坪新番號若クハ新構造又ハ滅失、増減若クハ新築シタル建坪並ニ現在ノ建坪ヲ記載シ又ハ敷地ノ新番號ヲ記載シ且建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ添附スルコトヲ要ス(同上ヲ以テ本條中削除)

第九十三條 建物ノ分合、其構造ノ變更、其滅失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ其建物ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ第八十一條ノ規定ヲ準用ス

第九十四條 甲建物又ハ其附屬建物ヲ分割又ハ區分シテ之ヲ乙建物ト爲シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ分割又ハ區分ニ因リテ登

記番號ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス。前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表示欄ニ殘餘部分ノ表示ヲ爲シ分割又ハ區分ニ因リテ他ノ部分ヲ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス。但分割又ハ區分シタル附屬建物ノミニ關スル表示番號アルトキハ其番號ヲモ朱抹スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物又ハ其附屬建物ヲ分割又ハ區分シテ之ヲ乙建物ノ附屬建物ト爲シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。第九十六條 第八十三條及ヒ第八十四條ノ規定ハ第九十四條ノ場合ニ之ヲ準用ス。但甲建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ分割又ハ

(民法附屬法令)

區分シタル附屬建物ニ關スル登記原因ノ記載ナキトキハ第八十三條ニ定メタル手續ヲ爲ス。外乙建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ヒ分割又ハ區分ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス。第九十七條 第八十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ第九十五條ノ場合ニ之ヲ準用ス。但甲建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ分割又ハ區分シタル附屬建物ニ關スル登記原因ノ記載ナキ時ハ第八十五條第二項乃至第四項ニ定メタル手續ヲ爲ス。外乙建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ヒ合併ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス。第九十八條 甲建物ヲ乙建物又ハ其附屬建物ニ合併シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲スニ付テハ第八十六條及ヒ第八十七條ノ規定ヲ準用ス。但甲建物ヲ乙建物ノ附屬建物ニ合併シタル場合

ニ於テハ乙建物ノ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹
スルコトヲ要セス

第九十九條 第八十八條ノ規定ハ建物又ハ附屬
建物ノ建坪ノ増減ノ登記ニ之ヲ準用ス
附屬建物ノ新築ノ登記ヲ爲ストキハ主タル建
物ノ登記用紙中表示欄ニ附屬建物ノ種類構造
及ヒ建坪ヲ記載スコトヲ要ス

第一百條 第八十九條ノ規定ハ建物ノ番號ノ變
更、建物若クハ附屬建物ノ構造ノ變更又ハ敷
地ノ番號ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス（大正二
年法律第十八號ヲ以テ改正）

第一百條ノ二 行政區畫又ハ字ノ變更ニ伴ヒ土地
ノ番號ノ變更アリタルトキハ土地臺帳所管廳
ハ遲滞ナク其旨ヲ登記所ニ通知スルコトヲ要
ス（同上ヲ以テ追加）

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク登記
用紙中表示欄ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一百條 不動産ノ滅失ノ登記ヲ爲ストキハ登
記用紙中表示欄ニ滅失ノ原因ヲ記載シ不動産

ノ表示、表示番號及ヒ登記番號及ヒ登記番號
ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第一百條 前條ノ場合ニ於テ滅失シタル不動産
カ他ノ不動産ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的
タリシトキハ他ノ不動産ノ登記用紙中相當區
事項欄ニ滅失シタル不動産ノ表示ヲ爲シ滅失
ノ原因及ヒ其不動産ノ滅失シタルコトヲ附記
シ其不動産ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的タ
ル旨ヲ記載シタル登記中滅失シタル不動産ノ
表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

他ノ不動産ノ所在地カ他ノ登記所ノ管轄ニ屬
スルトキハ遲滞ナク前項ノ登記ヲ其登記所ニ
囑託スルコトヲ要ス

前項ノ囑託ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一
項ニ定メタル手續ヲ爲スコトヲ要ス

第二百二條ノ二 既登記ノ不動産ヲ世傳御料ニ編
入シタル場合ニ於テ其登記ノ抹消ノ囑託アリ

タルトキハ登記用紙中表示欄ニ世傳御料ニ編
入シタル旨ヲ記載シ不動産ノ表示、表示番號
及ヒ登記番號ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スル
事ヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス
（四十四年法律第十二號ヲ以テ追加）

第二百二條ノ三 既登記ノ土地カ河川ノ敷地ト爲
リタル場合ニ於テハ當該官廳ハ遲滞ナク其登
記ノ抹消ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス（大
正二年法律第十八號ヲ以テ追加）

前項ノ囑託ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ
當該官廳ハ登記名義人又ハ相續人ニ代ハリ土
地ノ表示若クハ登記名義人ノ表示ノ變更又ハ
相續ニ因ル所有權移轉ノ登記ヲ囑託スルコト
ヲ得

第一項ノ囑託ヲ受ケタル登記所ハ登記用紙中

（民法附屬法令）

表示欄ニ河川ノ敷地ト爲リタル旨ヲ記載シ土
地ノ表示、表示番號及ヒ登記番號ヲ朱抹シ其
登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テ

ハ第二百二條ノ規定ヲ準用ス

第二百三條 土地ノ收用ニ因ル所有權移轉ノ登記
ハ登記權利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得
其申請書ニハ補償金ノ受取證又ハ供託受領證
ヲ添附スルコトヲ要ス（同上ヲ以テ改正）

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ
起業者ハ登記名義人又ハ相續人ニ代ハリ土地
ノ表示若クハ登記名義人ノ表示ノ變更又ハ相
續ニ因ル所有權移轉ノ登記ヲ申請スルコトヲ
得

官廳又ハ公署カ起業者ナルトキハ其官廳又ハ
公署ハ遲滞ナク前二項ノ登記ヲ登記所ニ囑託
スルコトヲ要ス

第二百三條ノ二 第四十六條ノ二、第五十條第三

項第六十條ノ二及六十三條ノ三ノ規定ハ
第二百二條ノ三第二項及七前條第二項ノ登記ニ
之ヲ準用ス(同上ヲ以テ追加)

第三百三條ノ三 不動産ニ付キ遺留財産ノ設定又
ハ増加ノ勅許アリタルトキハ當該官廳ハ遲滯
ナク遺留財産ノ設定ノ登記ヲ登記所ニ囑託ス
ルコトヲ要ス(四十四年法律第十二號ヲ以テ
追加)

第四百四條 不動産ヲ華族世襲財産ト爲スコトヲ
認可シタルトキハ當該官廳ハ遲滯ナク世襲財
産ノ創設ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要
ス

第五百五條 未登記ノ土地所有權ノ登記ハ左ニ掲
ケタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得
一 土地臺帳謄本ニ依リ自己又ハ被相續人カ
土地臺帳ニ所有者トシテ登錄セラレタルコ
トヲ證スル者

二 判決ニ依リ自己ノ所有權ヲ證スル者
第六六條 未登記ノ建物所有權ノ登記ハ左ニ掲
ケタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

一 建物ノ敷地ノ所有者又ハ地上權者トシテ
登記簿ニ登記セラレタル者

二 土地臺帳謄本ニ依リ自己又ハ被相續人カ
土地臺帳ニ敷地ノ所有者トシテ登錄セラレ
タルコトヲ證スル者

三 既登記ノ敷地ノ所有者又ハ地上權者ノ證
明書ニ依リ自己ノ所有權ヲ證スル者

四 判決其他官廳又ハ公署ノ書面ニ依リ自己
ノ所有權ヲ證スル者

第五百七條 前二條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請ス
ル場合ニ於テハ申請書ニ第五百五條第何號又ハ
前條第何號ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載
シ必要ナル證明書類ヲ添附シ前條ノ規定ニ依
ル申請ニ付テハ圖面ヲ添附スルコトヲ要ス但

登記原因及ヒ其日附ヲ記載シ又ハ第三十五條
第二號乃至第四號ニ掲ケタル書面ヲ添附スル
コトヲ要セス

第五百八條 未登記ノ不動産所有權ノ登記ヲ爲ス
トキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載ス
ルコトヲ要ス

第五百九條 第二百二十八條及ヒ第二百二十九條ノ規
定ハ未登記ノ不動産所有權ノ變更又ハ處分ノ
制限ノ登記ニ之ヲ準用ス

第六十條 官廳又ハ公署カ未登記ノ不動産所有
權ノ登記ヲ登記所ニ囑託スル場合ニ於テハ第
百五條又ハ第六六條ノ規定ニ依リテ證明ヲ爲
スコトヲ要セス

第三節 所有權以外ノ權利ニ關ス
ル登記手續

第六十一條 地上權ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ申
請スル場合ニ於テハ申請書ニ地上權設定及ヒ

範圍ヲ登記シ若シ登記原因ニ存續期間地代又
ハ其支拂時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコ
トヲ要ス

第六十二條 永小作權ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ
申請スル場合ニ於テハ申請書小作料ヲ記載シ
若シ登記原因ニ存續期間、小作料ノ支拂時期、
其他永小作人ノ權利若クハ義務ニ關スル特約
又ハ民法第二百七十二條但書ノ定アルトキハ
之ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十三條 地役權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場
合ニ於テハ申請書ニ要役地ノ表示ヲ爲シ地役
權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ登記シ若シ登記原因
ニ民法第二百八十一條第一項但書、第二百八
十五條第一項但書又ハ第二百八十六條ノ定ア
ルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十四條 地役權ノ設定ノ登記ヲ爲シタルト
キハ要役地タル不動産ノ登記用紙中相當區事